

旧明村役場庁舎保存活用計画



平成28年3月

津市教育委員会

○ 本書表紙の印影は旧明村役場で実際に使用されていた印鑑（原寸）。「明」は旧字体。

例 言

1. これは、旧明村役場庁舎の保存活用計画である。
2. 本計画は、文化庁及び三重県教育委員会社会教育・文化財保護課（以下、「三重県教育委員会」という。）の指導・協力のもと、津市の設置する旧明村役場庁舎保存活用計画策定検討会議で平成 27 年度に検討して策定した。

□旧明村役場庁舎保存活用計画策定検討会議委員（敬称略）

津村善博	津市文化財保護審議会会長
菅原洋一	津市文化財保護審議会委員（三重大学教授）
中湖 喬	芸濃地区社会福祉協議会会長
宮木 均	明小学校長
鈴木宗男	芸濃地区地域審議会代表
山田孝浩	津市芸濃町文化協会代表
林 克昌	げいのうまちづくり協議会代表
駒田富士雄	芸濃ふるさとガイド会代表
片岡正春	芸濃地区連合自治会長
西村 茂	林区長
竹尾 泰	前林区長
増地廣次	明地区連合自治会長（明地区社会教育推進協議会）
石井 忍	林町自治会長
森田耕三	林殿町自治会長
松田 茂	林川原自治会長
落合大樹	明小学校 PTA 会長
竹尾熙方	林地区高齢者代表

3. 計画の策定は、平成 27 年度国庫補助事業として実施した。
4. 本計画の策定業務は、株式会社都市環境研究所三重事務所に委託し、技術指導を株式会社文化財構造計画に委託した。
5. 本文及び写真（出典を明記したものを除く）・図版の著作権は津市教育委員会に帰属する。
6. 本計画策定にあたり、全般にわたり菅原洋一教授（三重大学大学院工学研究室）の指導を受けたほか、下記の方に聞き取り調査、資料提供などの御協力をいただいた。記して感謝の意を表す（五十音順 敬称略）。

今井 肇、大場耕作、杉谷 勝、竹尾誓子、西川 満、西川利之、藤谷弘一、三重県神社庁、
宮崎 功

1. 計画の概要	— 1
(1) 計画の作成	— 1
(2) 文化財の名称	— 2
(3) 文化財の概要	— 4
(4) 文化財保護の経緯	— 11
(5) 建物利用の変遷	— 11
(6) 保護の現状と課題	— 23
(7) 計画の概要	— 38
2. 保存管理計画	— 40
(1) 保存管理の現状	— 40
(2) 保護の方針	— 50
(3) 管理計画	— 80
(4) 修理計画	— 80
3. 環境保全計画	— 81
(1) 環境保全の現状と課題	— 81
(2) 環境保全の基本方針	— 87
(3) 区域の区分と保全方針	— 88
(4) 建造物の区分と保護の方針	— 88
(5) 外構の保護方針	— 89
(6) 防災上の課題と対策	— 93
4. 防災計画	— 94
(1) 建築基準法等への対応	— 94
(2) 防災・防犯対策	— 99
(3) 耐震対策	— 107
(4) 耐風対策	— 113
(5) その他の災害対策	— 113
5. 整備計画	— 114
(1) 移築計画	— 114
(2) 建築計画	— 114
6. 活用計画	— 116
(1) 公開その他の活用の基本方針	— 116
(2) 公開計画	— 116
(3) 活用基本計画	— 119
(4) 管理体制	— 121
(5) 実施に向けて	— 125
7. 保護に係る諸手続き	— 126
(1) 保護に係る諸手続き	— 126
(2) 登録有形文化財に係る諸手続き	— 126
(3) 届出の流れ	— 127
□ 資料編	

1. 計画の概要

(1) 計画の作成

① 計画の作成年月日

平成 28 年 3 月 31 日

② 計画作成者

津市教育委員会

③ 計画区域

本計画は、登録有形文化財「旧明村役場庁舎」(建築面積 216 m²)を対象とする。

計画区域は、旧明村役場庁舎の位置する敷地及び、これと一体的に保存活用を図るため、明小学校の敷地の一部を含んだ区域とする。

図一 広域位置図

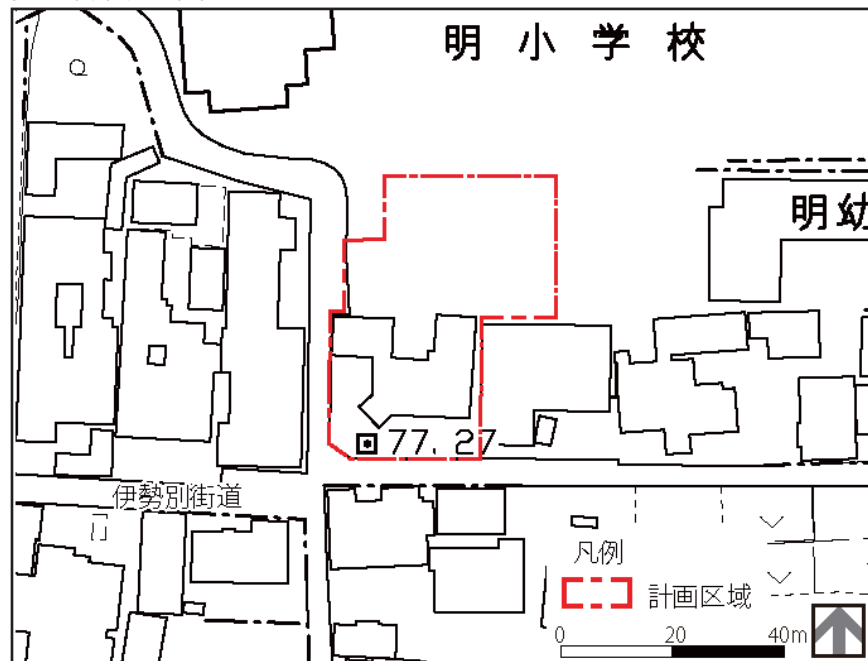


図一 位置図



背景地図出典：2011 三重県共有デジタル地図
(数値地形図 2500 (道路縁 1000))
三重県市町総合事務組合

図一 計画区域図



背景地図出典：2011 三重県共有デジタル地図 (数値地形図 2500 (道路縁 1000))
三重県市町総合事務組合

(2) 文化財の名称

- 名 称：旧明村役場庁舎
- 員 数：1 棟
- 構 造：木造 2 階建て・瓦葺、建築面積216㎡
- 年 代：大正 5 年
- 所 在 地：三重県津市芸濃町林字向城346番地 2
- 所 有 者 名：津市
- 所有者住所：三重県津市西丸之内23番 1 号
- 指 定 区 分：登録有形文化財（建造物）
- 登録年月日：平成18年11月29日

図一 登録有形文化財登録証

登録有形文化財登録証

平成18年11月29日 登録

登録番号第 24 - 0062 号

旧明村役場庁舎 一棟

木造2階一部平屋建、瓦葺、建築面積216㎡

上記の文化財を文化財保護法第57条第1項の規定により
文化財登録原簿に登録したことを証する。

平成18年12月19日

文部科学大臣 伊吹 文明

三 旧明村役場（芸濃町資料館）

芸濃町林 大正五年（一九一六）

木造二階建 東および西の一部一階建 寄棟造 棧瓦葺

この建物は、大正五年（一九一六）に安芸郡旧明村の役場として建築されたが、昭和三十一年（一九五六）、町村合併によって芸濃町が成立した後は芸濃町明支所となり、さらに芸濃町明連絡所を経て、昭和四十六年（一九七一）に芸濃町資料館となった。敷地は南・西の二面で道路に面する角地で、南西角に門柱を配している。庁舎はこれに呼応して、東西に棟を架ける総二階建物の南西隅にバルコニーを張り出し、正面の出入口としている。また、この棟の背面西寄りには来賓室など、東寄りには小使室などのサービス用に当てる平屋の附属棟がそれぞれ接続して裏庭を囲んでいる。

総二階部分の一階には、南・西の二辺に客溜りの土間があり、その奥は受付板を隔てて一室の板間の事務室に当てられている。また、東端には二階に通じる回り階段や当直室があり、小使室や土間・便所などの東の附属棟にも通じている。西の附属棟は事務室と廊下で接続し、それぞれ板間の来賓室、物置が並ぶ。二階は一室の広間で板間の議場となっており、一階客溜り東端の回り階段のほか、来賓室の前から裏階段が通じている。一、二階での執務や家具、上履きや下履きの使用状況は明確ではない。

外壁は棟によって仕上げが異なり、総二階部分は下見板張大壁で軒蛇腹・胴蛇腹を廻し、ペンキ塗装を施す。一方、西の附属棟は軒裏で垂木を露出し、正面と西の道路側は下見板張大壁ペンキ塗とするが、背面側は真壁で、腰を当地域に例の多い横棧打の和風下見板張とする。小屋組は洋小屋で棧瓦を葺く。建具は室内間仕切には腰付ガラス戸、外部との戸締りには一階で引違窓、二階は正面・側面で上げ下げ窓、裏面で引違窓を用いる。このように洋風意匠は目につきやすい道路側に集中し、そのほかの面は在来の手法を基本としている。建築後の主要な変更は、小使室や土間などを和室にする、カウンターの一部を切



外 観

断するなどであり、そのほかの改造は少なく、建具も当初のものがほぼ残る。

設計や施行に当たった関係者は明らかではないが、計七枚の当初設計図青図「明村役場建築工事之図」が残り、当初の計画や技法も明確である。

以上、旧明村役場は当地域の近代の足跡を示す象徴的な建築であるが、それに加えて、伝統的な木造建築意匠と技術によることが多かった明治大正期の町村役場の中では、旧明村役場は意匠・構造技法ともに際立って洋風要素が強く、当地域での町村部への近代建築技術の波及を示す一例として価値が高い。また、平面・配置計画上も、事務室と議場を中心として諸室の配置も十分に配慮された明快で印象的な構成をもち、役場庁舎建築としても評価に値する。

（出典：「三重県史 別編建築」平成14年）

(3) 文化財の概要

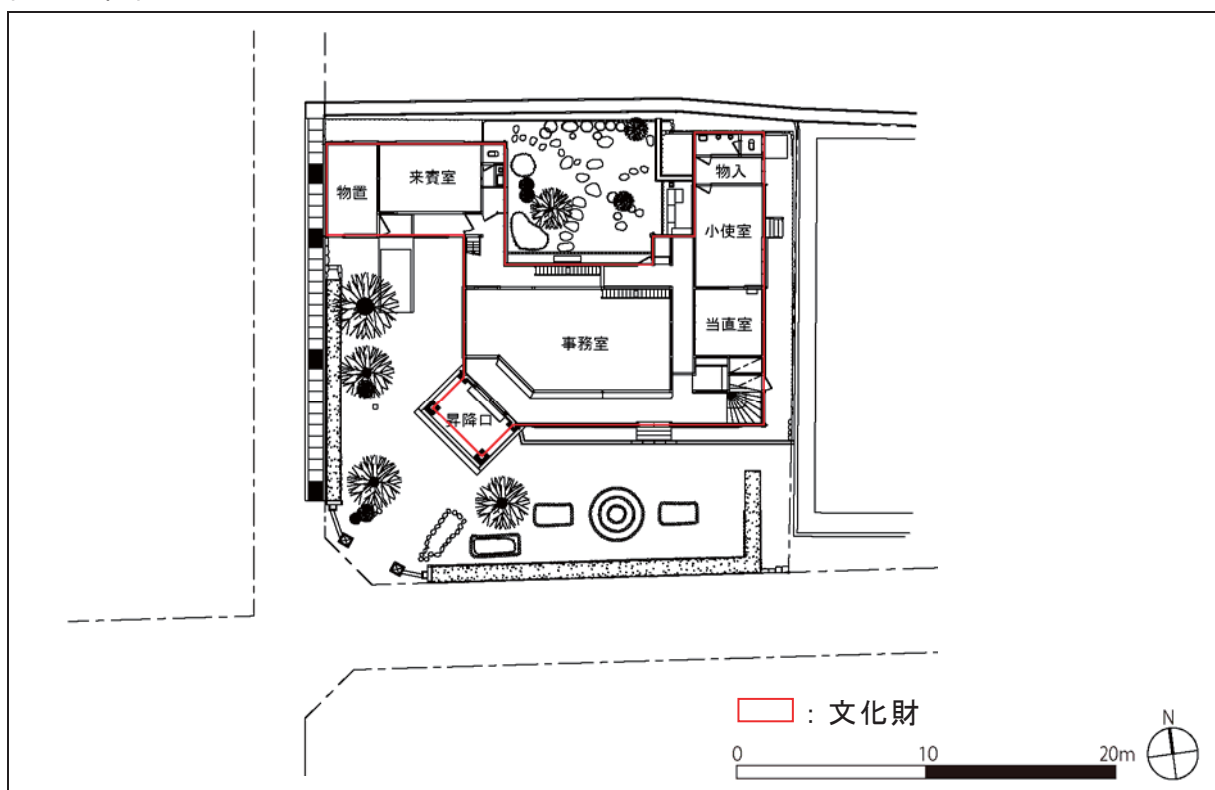
① 文化財の構成

○旧明村役場庁舎 1棟

旧明村役場庁舎（以下「当該文化財建造物」という。）は、明村が合併して芸濃町になった後に芸濃町明支所、芸濃町資料館等として使われた建物であり、本館（1階事務室・当直室、2階議場）とその西側に併設された平屋の来賓室棟及び東側の小使室棟で一つの建物を構成している。

なお、室名については、原則当初の室名としたが、現状と合わない場合は適宜変更した。

図一 配置図



本館（正面）



本館（南面）



小使室棟（東面）



来賓室棟（西面）

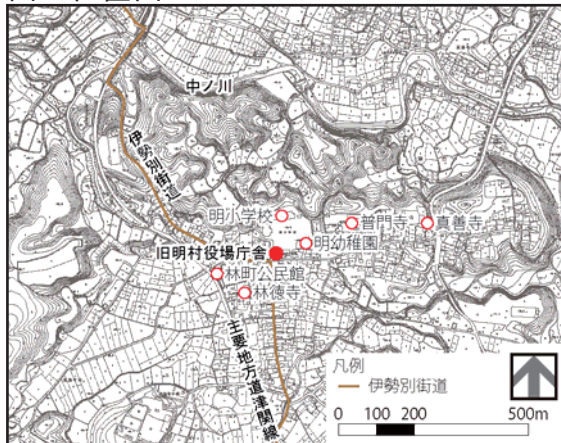
② 文化財の概要

7. 地理的環境

津市は伊勢平野のほぼ中央部に位置して、芸濃地域はその北西にあたる。地域の西部には南部鈴鹿山脈の最高峰である経ヶ峰、北西には急峻な錫杖岳がそびえ、それを繋ぐように標高 500～600m の山々が連なっている。そこに源を発する中ノ川は、河内・楠原を流れ、明地区に属する林は右岸の安定した比高 10m 程の段丘上に立地する。

また、その中ノ川の河床、明小学校のすぐ北側の鮮新世の地層（約 350 万年前）から大正 7 年（1918）にミエゾウの化石が発見された。化石は「明標本」と呼ばれ「ミエゾウ」のタイプ標本となっている。化石は現在、独立行政法人国立科学博物館の所蔵であり、そのレプリカが三重県総合博物館に収蔵され、全身の骨格復原が同博物館のシンボルとなっている。

図－位置図



背景地図出典：2011 三重県共有デジタル地図
（数値地形図 2500（道路縁 1000））
三重県市町総合事務組合

図－航空写真



背景地図出典：2011 三重県共有デジタル地図
（写真地図データ 地上解像度 40cm）
三重県市町総合事務組合

4. 歴史的環境

当該文化財建造物は芸濃町林に所在し、その「林」の初見は建久 3 年（1192）の神領注文に見える「林御厨」である。明応年間（1492～1501）に雲林院氏の一族である林氏が林の地に城を築いて移ったことが『勢陽五鈴遺響』に記され、その城跡は北浦にある。また、天正 11 年（1583）に豊臣秀吉の支配下に入り、翌年には織田信包の子の三十郎信重が 1 万石の林藩主になった。現在の林殿町には「城屋敷」の地名が残っているが城跡は明確でない。なお、当該地の小字は「向城」である。

江戸期の伊勢別街道は、関から楠原を経由して西側から林に入り、当該文化財建造物前を曲がり中縄、棕本に向けて南下する。伊勢別街道沿いには歴史的建造物も散見され、特に林殿町付近には土堀など歴史文化的な風情の残る閑静な一画である。

明治 22 年には楠原村、萩原村、福德村、林村、中縄村、楠平尾村、忍田村の 7 ヶ村が合併して、明治の「明」をとり明村と称した。昭和 31 年には明村、棕本村、安西村、雲林院村、河内村が合併して芸濃町となったが、後に福德、萩原、楠平尾は関町や亀山市に属した。なお、古刹である普門寺は、天正 2 年（1582）滝川一益の兵火で炎上し、堂宇は悉く焼失したとされる（『勢陽雑記』）が、境内は旧規をとどめ本堂には大日如来など五仏が安置されている。



伊勢別街道



普門寺

ウ. 津市域の旧村役場庁舎

旧明村役場庁舎以外に津市域には旧村役場庁舎として、旧一身田村役場（大正 4 年 一身田町）、旧川口村（大正 14 年 白山町川口）、旧倭村役場（昭和初期 白山町倭）、旧八ツ山村役場（昭和 3 年 白山町八ツ山）、旧多気村役場（昭和 29 年 美杉町上多気）が知られている。

旧川口村役場は平成 22 年に解体され現存しない。その他は、旧一身田村役場が専修寺境内に移築され高田婦人会館として利用されている以外は、全て公共施設として現存している。旧倭村役場と旧八ツ山村役場は、文書倉庫として利用されており、旧多気村役場は市埋蔵文化財センター多気北畠氏遺跡調査分室となっている。

構造形式別では、旧一身田村役場だけが平屋建物であり、それ以外は全て 2 階建てであり 1 階を事務室、2 階を議場としている。この内、旧川口村役場は正面の両端が張り出し、縦形窓など洋風要素が強いものに対して、旧八ツ山村役場、旧倭村役場は基本的に平面矩形の比較的単純な構造となっている。



旧一身田村役場



旧川口村役場



旧倭村役場



旧八ツ山村役場



旧多気村役場

イ. 明村

明村は明治 22 年に 7 ヶ村の合併によって誕生し、昭和 31 年に芸濃町に合併するまで存続した。戸数・人口は大正元年に 543 戸、3,029 人であった。産業は農業が中心であるが、養蚕業も盛んで昭和 6 年には 326 戸が従事している。交通路としては、安濃鉄道が林を終着駅として津市まで繋がっていた。

役場庁舎は当初普門寺境内にあったが、大正 5 年に現在地に建設された。

明治 25 年の旧版地図には、現在の明幼稚園付近に村役場の記号があり、これが前身の庁舎と推定される。

議員数は当初 12 人であったが最終末（昭和 31 年頃）には 16 人、また職員は昭和 13 年の記録では三役以外は 6 人であったが、昭和 27 年には 12 人と倍増しており、戦後が最も活気のあった時期と考えられる。なお、昭和 31 年の芸濃町役場明支所は職員 4 名であった。

図一 明村位置図



(国土地理院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図（津市西部・亀山）を使用、一部改変）

ロ. 沿革

当該文化財建造物の沿革は、次に示すとおりである。

- 大正 5 年 明村役場庁舎として建設される。
- 昭和 31 年 5 ヶ村の合併により芸濃町役場明支所となる。
- 昭和 42 年 明支所が廃止される。
- 昭和 45 年 芸濃町資料館となる。
- 平成 18 年 登録有形文化財に登録される。

カ. 施設の性格

当該文化財建造物は、大正 5 年(1916)に河芸郡明村役場として建設され、昭和 31 年(1956)の 5 ヶ村の合併によって芸濃町が成立した後は芸濃町明支所となった。

昭和 42 年に明支所が閉鎖され、昭和 45 年(1970)から同 17 年(2005)まで旧芸濃町資料館として使われたが、役場的機能が長く継続されてきたことから、それ以外の改変は比較的少ない。また、地勢学的にも明地区の中心的な施設として重要である。

③ 文化財の価値

当該文化財建造物は、木造軸組構法 2 階建て、棟高約 11.5m、延べ床面積 321.54 m² の建物である。

当該敷地は、南・西が道路に面する角地で、南西角に門柱を配しており、庁舎はこれに呼応して、東西に棟を架ける総 2 階建物の南西隅にバルコニーを張り出し、正面の出入口としている。また、この棟の背面西寄りには来賓室など、東寄りには小使室などのサービス用に当てる平屋の付属棟がそれぞれ接続して裏庭を囲んでいる。



門柱



鬼瓦と紋章



バルコニー

本館は木造総 2 階建て、棧瓦葺、東西棟の寄棟造で付属棟が付く下見板張や上げ下げ窓を用いた洋風庁舎で、上部の大屋根には妻を設け、その妻には建物を特徴づけるデザインとして黒漆喰による明村の紋章や大きな鬼瓦を設けるなど、建物の南西側の隅を切り、昇降口（玄関ポーチ）を構えて正面性を強調する手法である。

外壁は棟によって仕上げが異なり、総 2 階部分は下見板張大壁で軒蛇腹・胴蛇腹を回し、ペンキ塗装を施す。一方、西の付属棟（来賓室棟）は軒裏で垂木を露出し、正面と西の道路側は下見板張大壁ペンキ塗とするが、背面側は真壁で、腰を当地域に例の多い横桟打の和風下見板張とする。

小屋組は洋小屋で棧瓦を葺く。建具は外部との戸締りには 1 階で引き違い窓、2 階は正面・側面で上げ下げ窓、裏面で引き違い窓を用いる。このように洋風意匠は目につきやすい南の道路側に集中し、そのほかの面は在来の手法を基本としている。

建築後の主要な改築は、小使室や土間などの和室への改変、受付カウンターの一部切断などであり、議場の床は一部の床板を除き畳敷きとしていた痕跡がみられるものの、そのほかの改造は少なく、建具も当初のものがほぼ残っている。



下見板張と軒蛇腹・胴蛇腹



和風下見板張



軒裏（垂木）

総2階部分の1階には、南・西の2辺に客溜りの土間があり、その奥は受付板を隔てて一室の板間の事務室に当てられている。

事務室の受付カウンターは建設当初のままの形状が残っており、住民窓口の土間より事務室の床の方が高い位置にあり、当時の役場の事務室の形状をそのまま残している。



建物外周の切石積み



土間と受付カウンター



事務室床と受付カウンター

また、東端には2階に通じる非常に急な回り階段や当直室があり、小使室や土間・便所などの東の付属棟（小使室棟）にも通じている。

2階の議場は1室の広間で板間に合板張りとなっており、天井には1階来賓室と同様の漆喰彫刻の中心飾りが2箇所設けられている。そこからは東端の回り階段のほか、来賓室の前から裏階段が通じている。



議場床



漆喰彫刻



回り階段

小使室棟では、当直室の8畳間に続き、休憩室(2室を1室に改修)、便所が北に向かって並び、西側には4尺奥行きの軒内を設ける。

来賓室棟は、来賓室を中心に、東側に便所・手洗い、西側に物置を配し、来賓室南側の通路には南に向かって出入口が設けられている。

設計は、事忌神社の神職でもあり大工でもあった中縄の「浦野甚松」氏（明治9年に57歳で神職に就く前は陸軍の工兵であった）とされ、計7枚の当初設計図「明村役場建築工事之図」、仕様書・設計書（資料編参照）が残っており、当初の計画や技法も明確である。

以上、当該文化財建造物は当地域の近代の足跡を示す象徴的な建築である。

加えて、伝統的な木造建築意匠と技術によるが多かった明治大正期の町村役場の中では、旧明村役場は当時の津警察署を参考にしたともいわれ、意匠・構造技法ともに際立って洋風要素が強く、当地域での町村部への近代建築技術の波及を示す一例として価値が高い。



（年不詳 津市津図書館蔵橋本文庫）

また、平面・配置計画上も、事務室と議場を中心として諸室の配置も十分に配慮された明快で印象的な構成をもち、役場庁舎建築としても評価に値する。

(4) 文化財保護の経緯

当該文化財建造物の保護にあたり、登録有形文化財の登録以降、平成19年度に「旧明村役場庁舎調査報告書」を作成するとともに、平成25年度に屋根瓦、平成26年度に窓及・壁の一部修繕を行い、平成27年度には本館東側側面の帆布張・樋の一部補修を行っている。

近年は老朽化のため閉館としているが、平成22年から平成24年に近代化遺産一斉公開に合わせて各1日公開した。（参加者：平成22年80人、平成23年180人、平成24年220人）また、平成27年度も11月8日に一般公開を実施し、参加者は140人であった。

表一過去における事業の内容とその実施年度

事業年度	事業区分	事業内容
平成 25 年度	保存修理	屋根瓦の一部補修
平成 26 年度	保存修理	窓・壁の一部修繕
平成 27 年度	保存修理	壁面帆布張・樋の一部補修
平成 22 年度	公開活用	全国近代化遺産一斉公開デーに一般公開
平成 23 年度	公開活用	
平成 24 年度	公開活用	

(5) 建物利用の変遷

① 改修痕跡

当該文化財建造物の主な改造は次表のとおりであり、各棟別に前述の「旧明村役場庁舎調査報告書」からその概要を整理する。

表一登録有形文化財登録以前の主な改修

事業年度	事業区分	事業内容
昭和 20 年頃～昭和 31 年	保存修理	1 階土間（西側）の事務室の拡張に伴う改修
昭和 31 年	保存修理	芸濃町役場明支所の開設に伴う改修
昭和 45 年	保存修理	芸濃町資料館の開設に伴う改修
昭和 52 年	保存修理	同上資料館の展示改修
昭和 60 年頃	保存修理	バルコニーの改修
平成 11 年頃	保存修理	バルコニーへの覆屋の設置
平成 11 年	保存修理	同上資料館の展示改修

7. 本館

○ 昇降口、南出入口の建具の変更

昇降口、南出入口の建具が開き戸から引き違い戸に変わっている。いずれも、建て付け面に当板を建てて、内法幅を調整している。また、鴨居には付樋端を取

付け、戸溝を造っている。戸には丁番取付部分に埋木で繕った痕がみられる。

○ 受付カウンターの切断

土間、板間境の受付カウンターは、現状では昇降口前で終わっているが、西側腰壁に残る痕跡から、以前は西に延びていたと推定される。さらにそれ以前では、現状の受付カウンター端部から北に伸び、西階段手前の柱に取り付いていたと考えられる。戦後の事務室床面の拡張に伴い、改変されたものと思われる。

○ 本館東側の出入口の変更

設計図では階段下部分に出入口を設け、東側外部に石階を設けているが、現状では出入口部分は8畳間の押入で、石階もない。ただし、外壁東面には、外壁と同仕様の戸が残存している。現在、東側の外壁は雨水対策として帆布張となっている。

○ 本館一階の中廊下上がり框部分の変更

本館一階の中廊下上がり框部分は、近年の改修がみられる。

当初上がり框位置は現状より3尺北側であったと推測される。

○ バルコニー覆屋設置

バルコニーは、昭和60年頃に修理され、平成11年頃には雨水等による老朽化に伴い、覆屋が設置された。

イ. 来賓室棟

○ 来賓室南側出入口の変更

設計図では来賓室南側の出入口がない。現状では出入口上部に取り付く庇が開口部と不自然に取り付き、軒先の瓔珞も本館南面とは形状が異なる。

ウ. 小使室棟

○ 小使室棟の屋根葺き材の変更

小使室棟の屋根は、平成元年～9年の間に波型亜鉛鍍鉄板で葺き替えられている。雨漏りが原因とみられる腐朽が進み、全面的に波型亜鉛鍍鉄板で葺きかえている。垂木以上の屋根下地にも改修がみられる。

○ 小使室の間仕切り撤去

休憩室部分は設計図では土間と、4畳半の小使室の2室となっている。間仕切りを撤去し、内装も全面的に改修している。

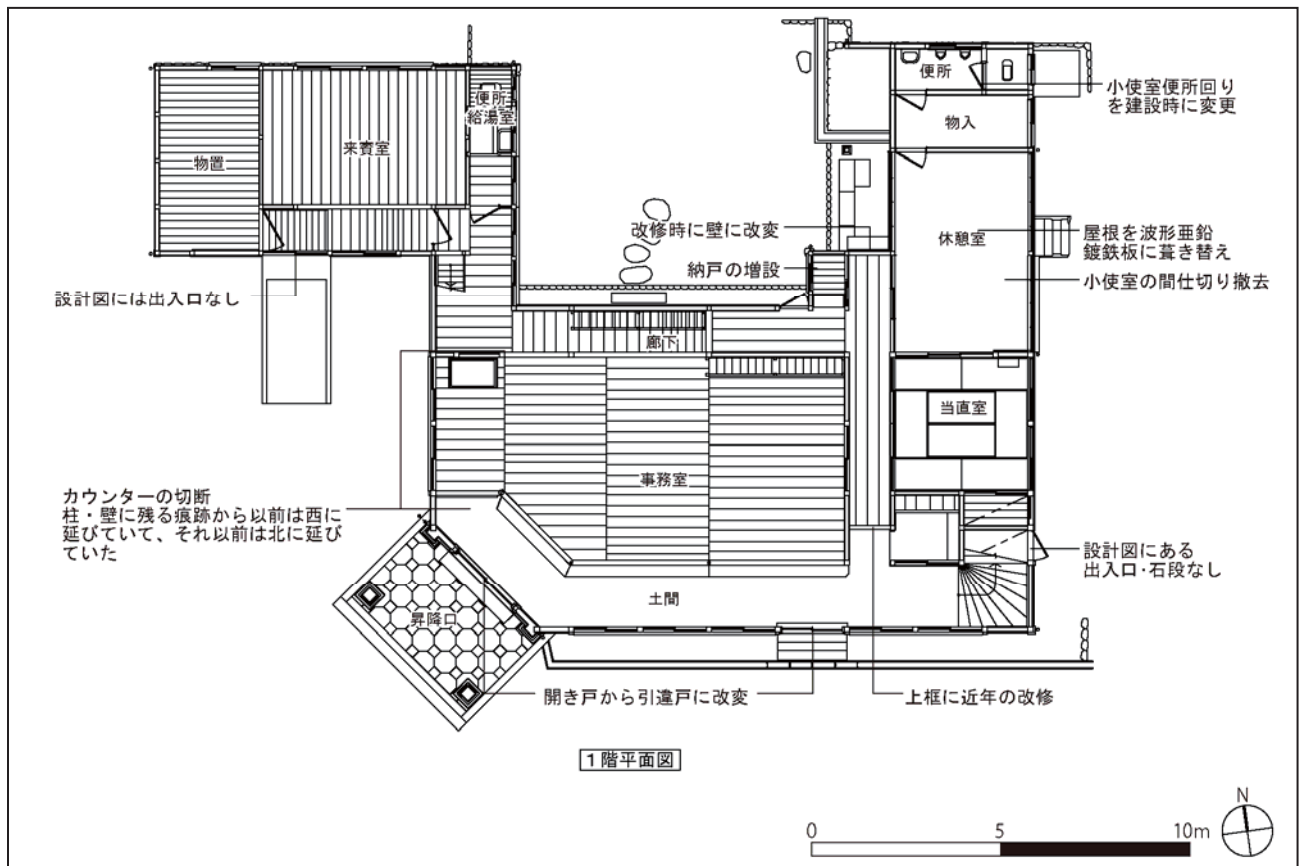
○ 小使室便所回りの計画変更

小使室棟北端の便所回りは、設計図では1間間口の2室を並べているが、現状では5尺+4尺の計1間半としている。これは建設時の計画変更と考えられる。

○ 納戸の増設

本館と小使室との入り隅取り合い部に納戸を増設している。現状の出入口部分南の柱に当初窓開口の敷居痕が見られ、北の柱には痕跡を隠していると考えられる当板がみられる。この改修時に、本館背面東端を間仕切り、新たに一筋を設け、建具を建てたと推定される。また、小使室西側の廊下の北端は現状漆喰壁となっているが、設計図では軒内への出入口となっており、この改修時に壁にしたものと考えられる。なお、この壁の外側、軒内部分には沓脱石とみられる切石が置かれている。

図一 建物痕跡から見た改変の内容



② 建物の変遷

当該文化財建造物は、大正 5 年に旧明村役場庁舎として建設され、同村の役場として使われた後、昭和 31 年の合併により芸濃町役場明支所（来賓室を事務室とする）となったが、昭和 42 年に明支所が廃止され、職業教育センターとして利用された。

その後、昭和 45 年に新たに芸濃町資料館に整備されたが、平成 17 年に芸濃総合文化センターに芸濃郷土資料館が開設されたことを受けて閉鎖された。旧芸濃町において建物の解体が決定されていたものの、合併による津市への移行の中で時間的制約があり、その結果として解体は行われなかった。

そして、平成 18 年、津市教育委員会は貴重な大正時代の建造物として保存の方針を決定し、登録有形文化財への意見具申を文化庁に行い登録されたが、これまで当該文化財建造物の積極的な公開活用は行われず今日に至っている。

なお、当該文化財建造物の利活用履歴については、次頁以降の「建物の変遷」の表及び図（Ⅰ期～Ⅴ期）に整理する。

7. Ⅰ期（大正 5 年～昭和 20 年頃）

大正 5 年の建設以降、1 階事務室の床と西面壁との間が土間になっており、来賓室棟の廊下に繋がっていた。事務室の受付カウンターも床面と同様、北側に回っていた。また小使室は土間になっており竈があった。本館東側の土間から廊下に上がる場所に当初は開き戸があり、土間に当初の上框と沓脱石が残っている。土間南の扉は当初開き戸だった。2 階議場は板間であった。

なお、大正 5 年～昭和 20 年頃の改修内容は不明である。

4. Ⅱ期（昭和 21 年頃～昭和 30 年）

1 階の土間の西側を板張にして事務室を拡張している。これは戦後明小学校の奉安殿金庫が事務室に移設されていることから推定した。それに伴い受付カウンターを西に伸ばしている。また、昇降口の扉を引き違い戸に改修し、土間南の扉を引き違い戸に改修したのもこの時期と考えられる。また、2 階の議場は見切縁を設けて大半の部分を畳敷きとしている。

6. Ⅲ期（昭和 31 年～44 年）

来賓室を芸濃町明支所の事務室として利用。支所入口の変更に伴い、来賓室棟にスロープを設置するとともに窓部分に引き違い戸を設置し、入口の床板は一段下げられている。また、来賓室棟廊下に引戸建具の転用をした仕切戸もこの時期と思われる。なお、支所事務室以外の部分は、職業教育センターとして利用されていた。

1. Ⅳ期（昭和 45 年～平成 17 年）

芸濃町資料館として利用された時期。展示室であった事務室の受付カウンターが出入口として撤去されていて、展示棚が造り付けられている。昭和 53 年に展示改修が行われた。

資料館以外の部分は、一時教職員の宿舎であった他は集会所等に利用されていた。この時期に小使室や便所や物入などを全面改修していると考えられ、窓のアルミサッシも同時期であろう。また、老朽化した屋根や壁を化粧合板張としている。

2 階議場は資料館としての整備に伴い合板張にした。また、バルコニー老朽化が特に著しく、昭和 60 年頃に改修を行い、更に平成 11 年頃に仮設の覆屋を設置している。

オ. V期（平成18年～現在）

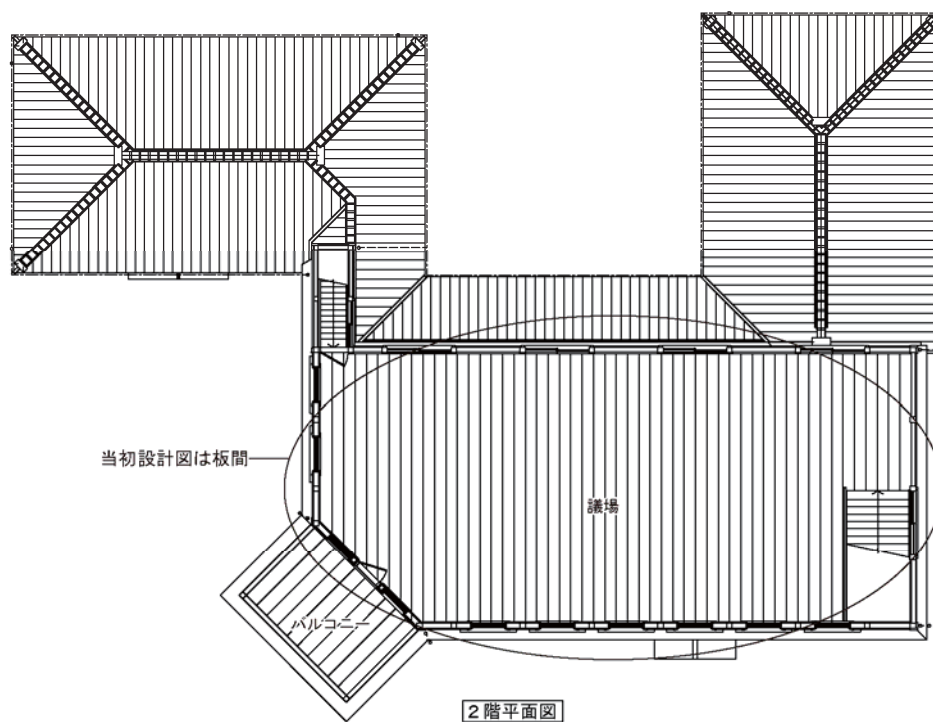
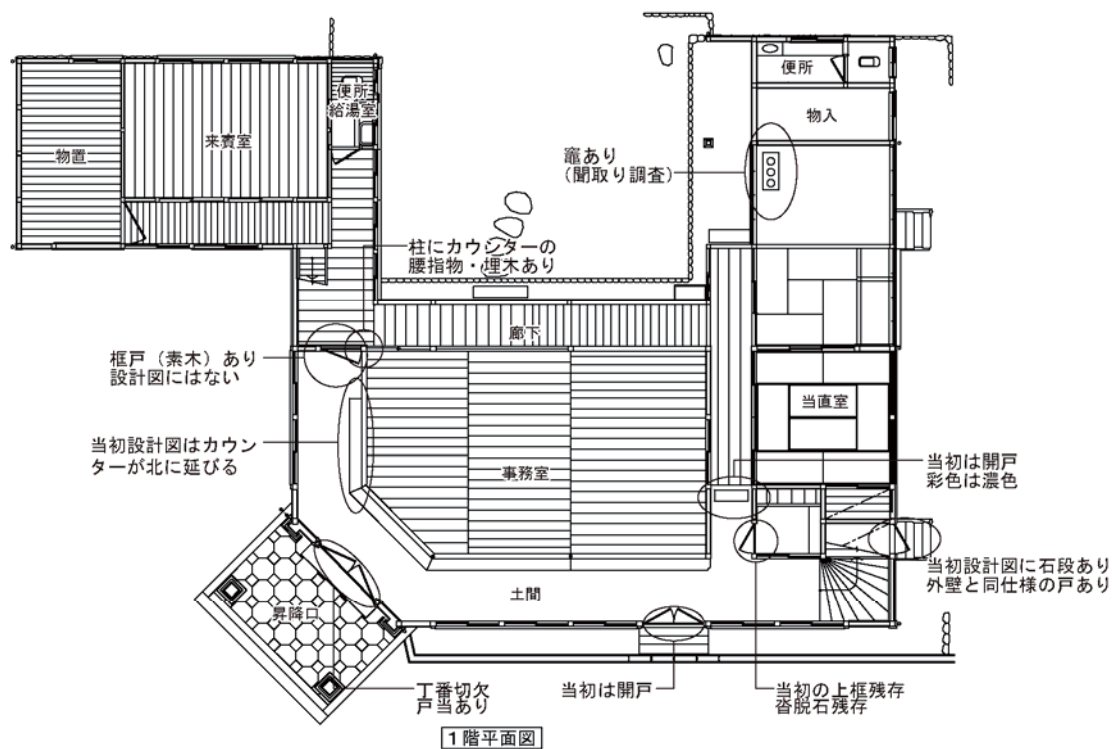
平成25年に屋根瓦全体に渡りズレ・割れ等のを小修繕を実施した。平成26年には本館東壁面と来賓室棟出入口の窓を合板張にし、平成27年に本館の東壁面を帆布張し、樋の一部を修繕した。

表一 建物の変遷

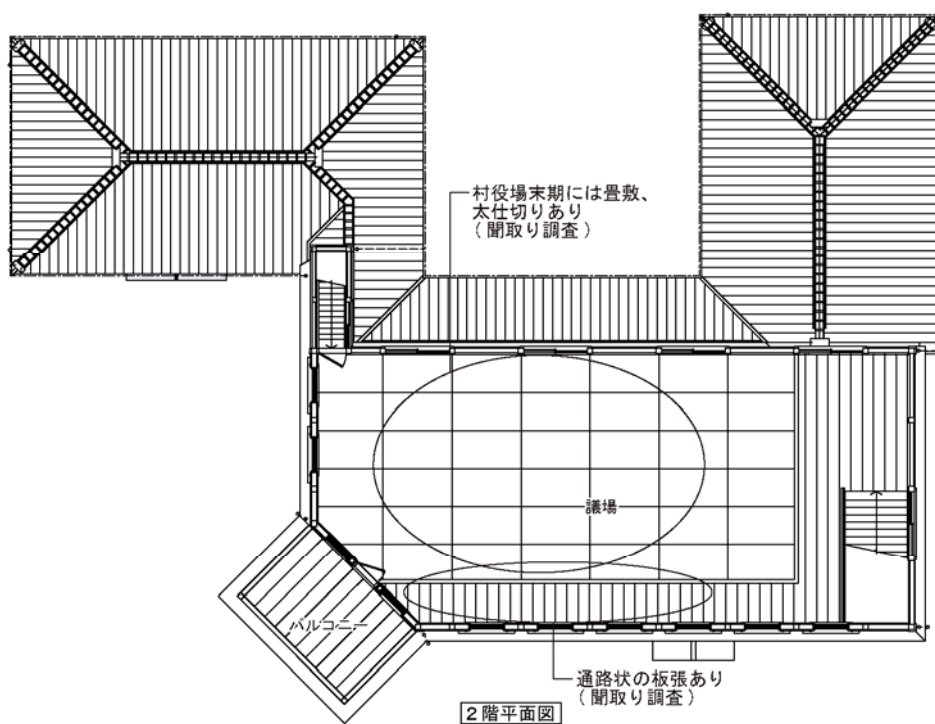
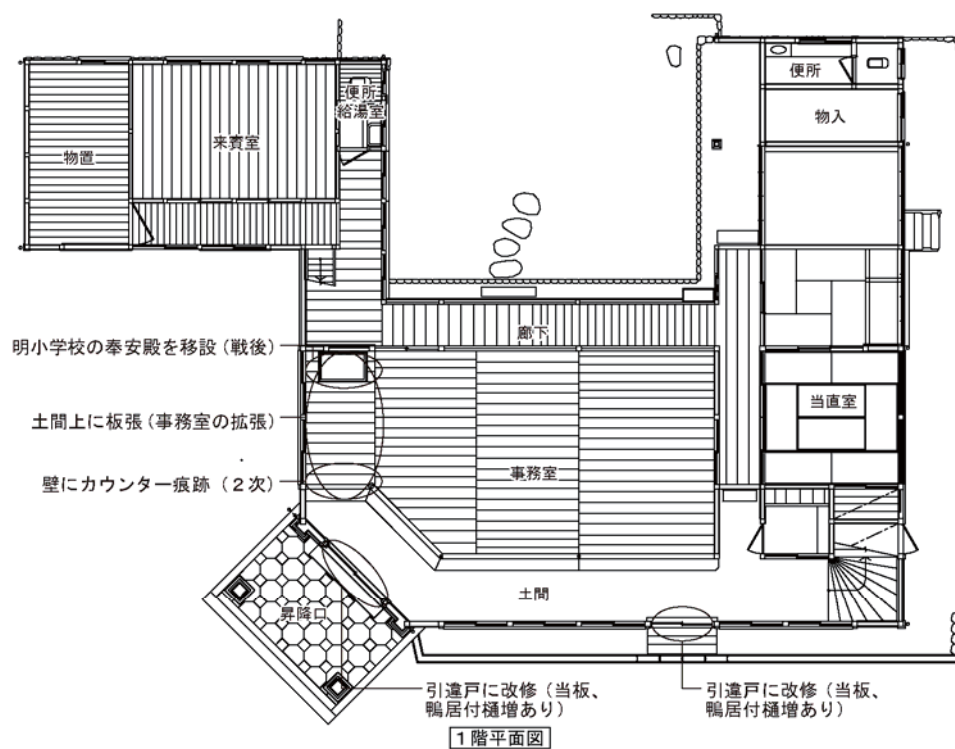
年代		築年数	事 項	利用形態					期
和暦	西暦			1階		2階			
明治22年	1889		7か村が合併して明村となる 5月21日に普門寺境内に臨時役場を開所						0
明治33年	1900		明小学校の改築に伴い、一時役場を臨時校舎とし、役場は村長宅、議会は林徳寺本堂とした						
大正3年	1914		明村が土地を購入（翌4年に4筆を合筆）						
大正5年	1916	0	明村役場庁舎の建設、役場を7月に開所	来賓室	事務室	宿直室	小使室	議場	I
昭和20年	1945	30	明小学校舎の工場供与に伴い、役場2階で二部授業を実施 明小学校の奉安殿を移設、金庫として利用 この頃事務室を西側に拡張か						II
（戦後）									
昭和31年	1956	40	芸濃町となり、明支所を開設	事務室					III
昭和34年	1959	43	職業教育センターの開設	<明支所>	<職業教育センター>				
昭和42年	1967	51	明支所の廃止（水道課連絡所を併設） 当分の間衛生課水道職員を置く 一時明小学校の教員宿舎	（水道課） （衛生課）					
昭和45年	1970	54	芸濃町資料館の開設（前年から資料収集）	展示室	（集会所）			展示室	
昭和53年	1978	62	展示改修（1階農具、2階その他の展示）	<芸濃町資料館>				<芸濃町資料館>	IV
平成11年	1999	83	展示改修（2階昔の生活復原展示）						V
平成17年	2005	89	資料館の廃止、解体の要望						
平成18年	2006	90	津市に合併、登録有形文化財への登録 保存整備に関する多数の要望 小規模な修繕の実施						
平成27年	2015	99	保存活用計画の策定						

※年表における各事項間の時間幅は、必ずしも一定でないが、相対的な時間幅を考慮している。
各室の利用形態は、厳密には特定できていないが、概ね想定される範囲で図示している。

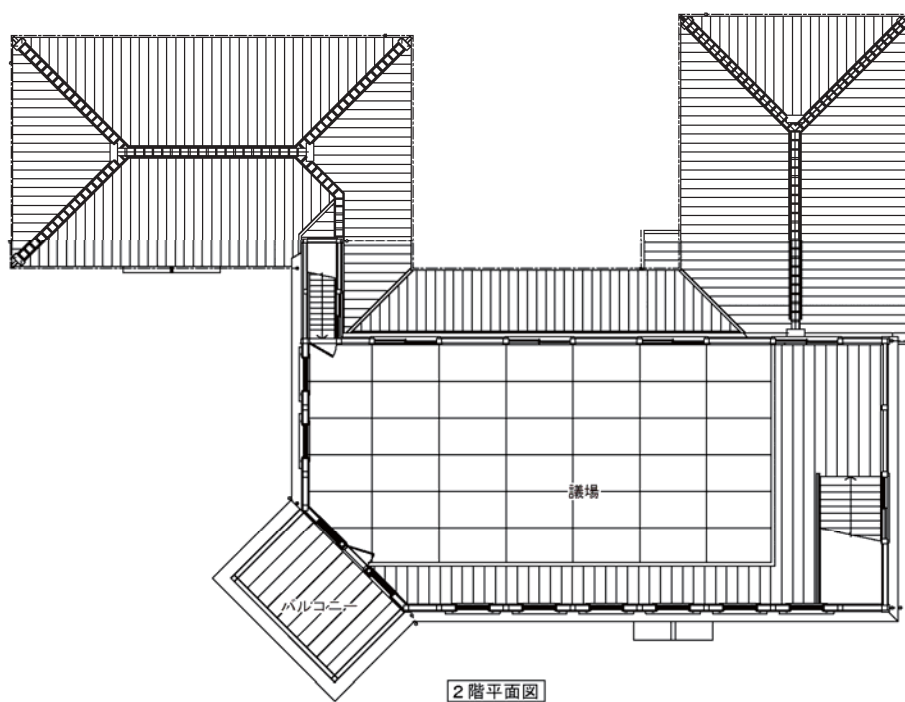
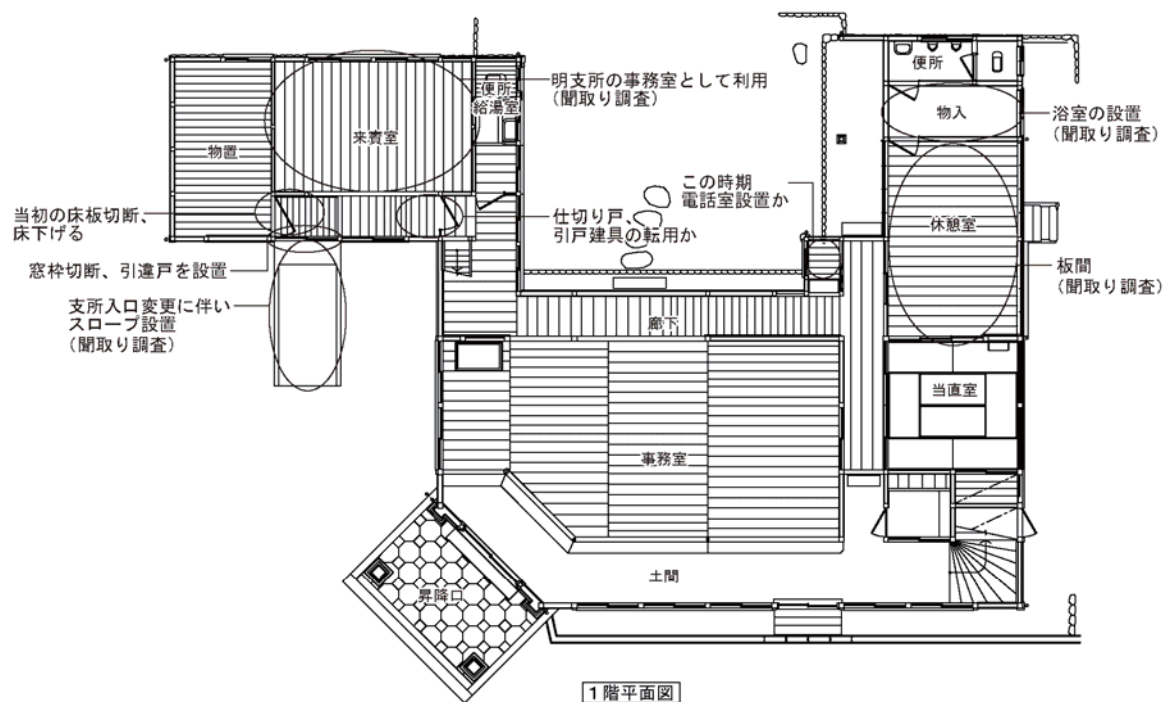
図－Ⅰ 期（大正 5 年～昭和 20 年頃）



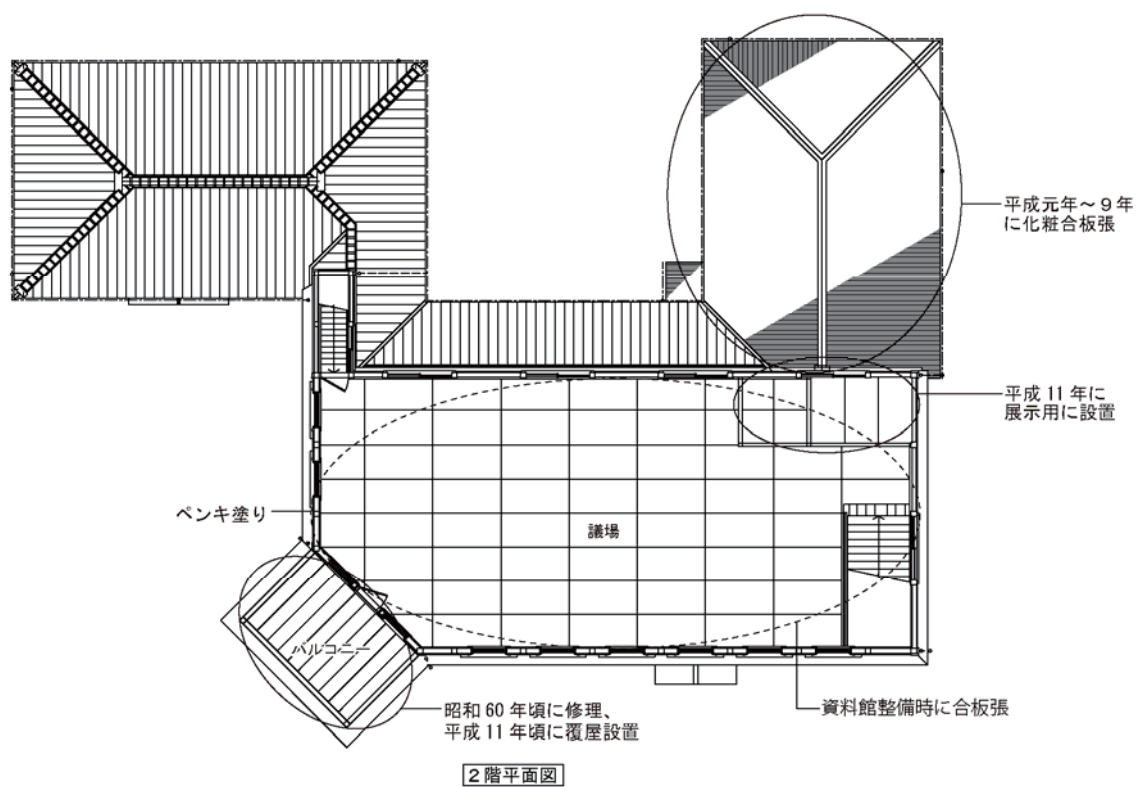
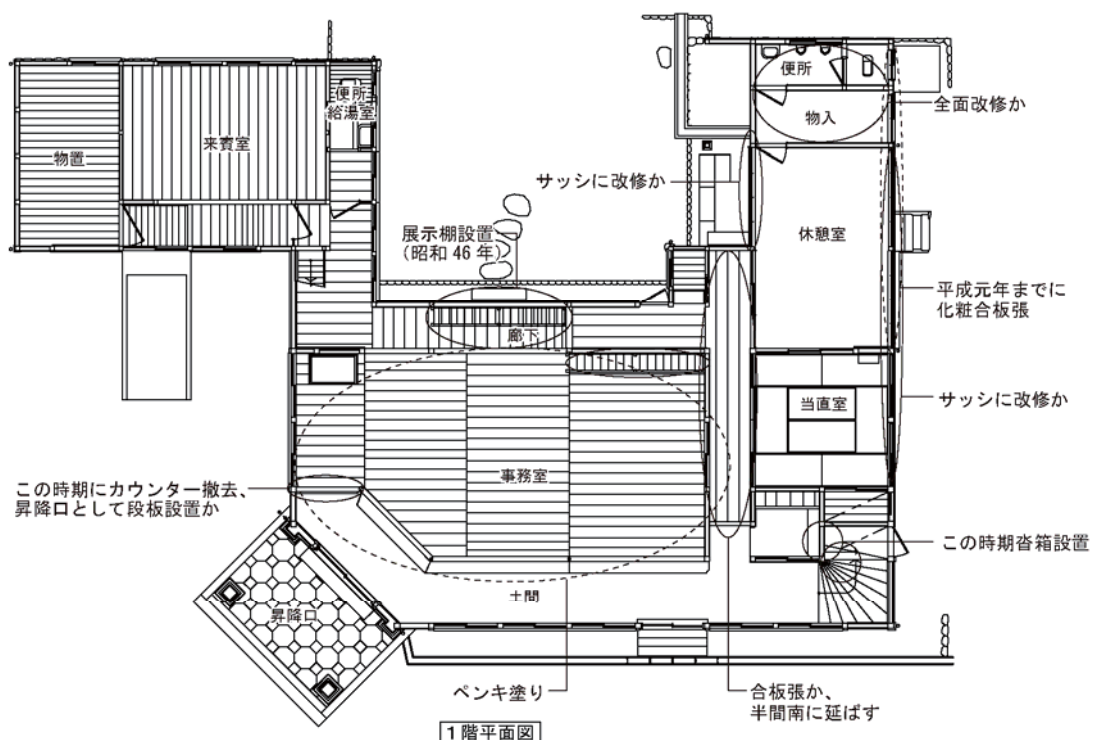
図一Ⅱ期（昭和21年頃～昭和30年）



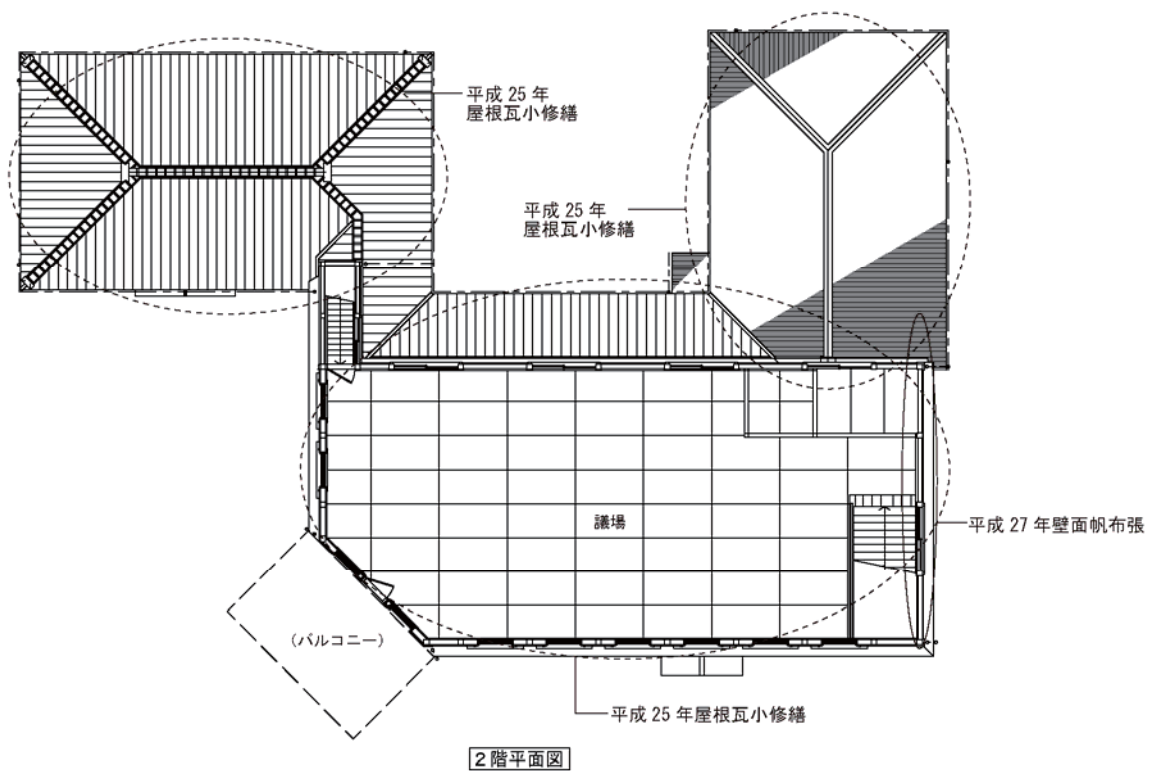
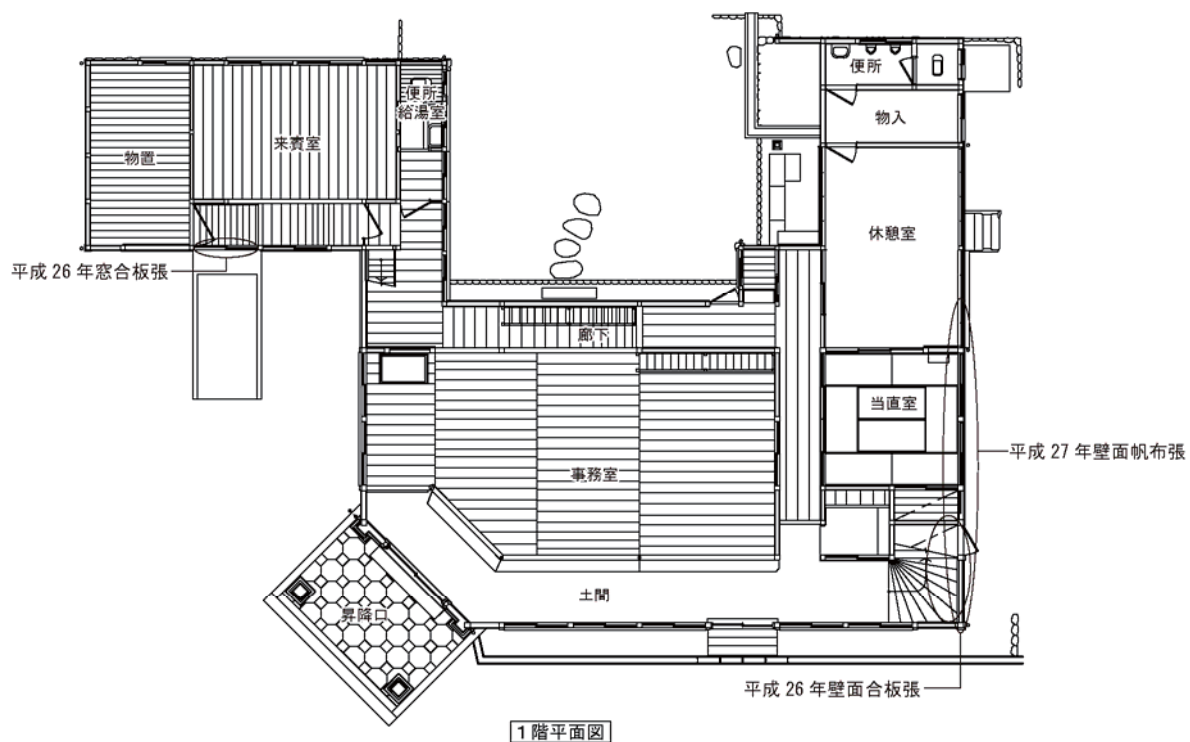
図一Ⅲ期（昭和31年～同44年）



図一Ⅳ期（昭和 45～平成 17 年）



図－Ⅴ期（平成 18 年～現在）



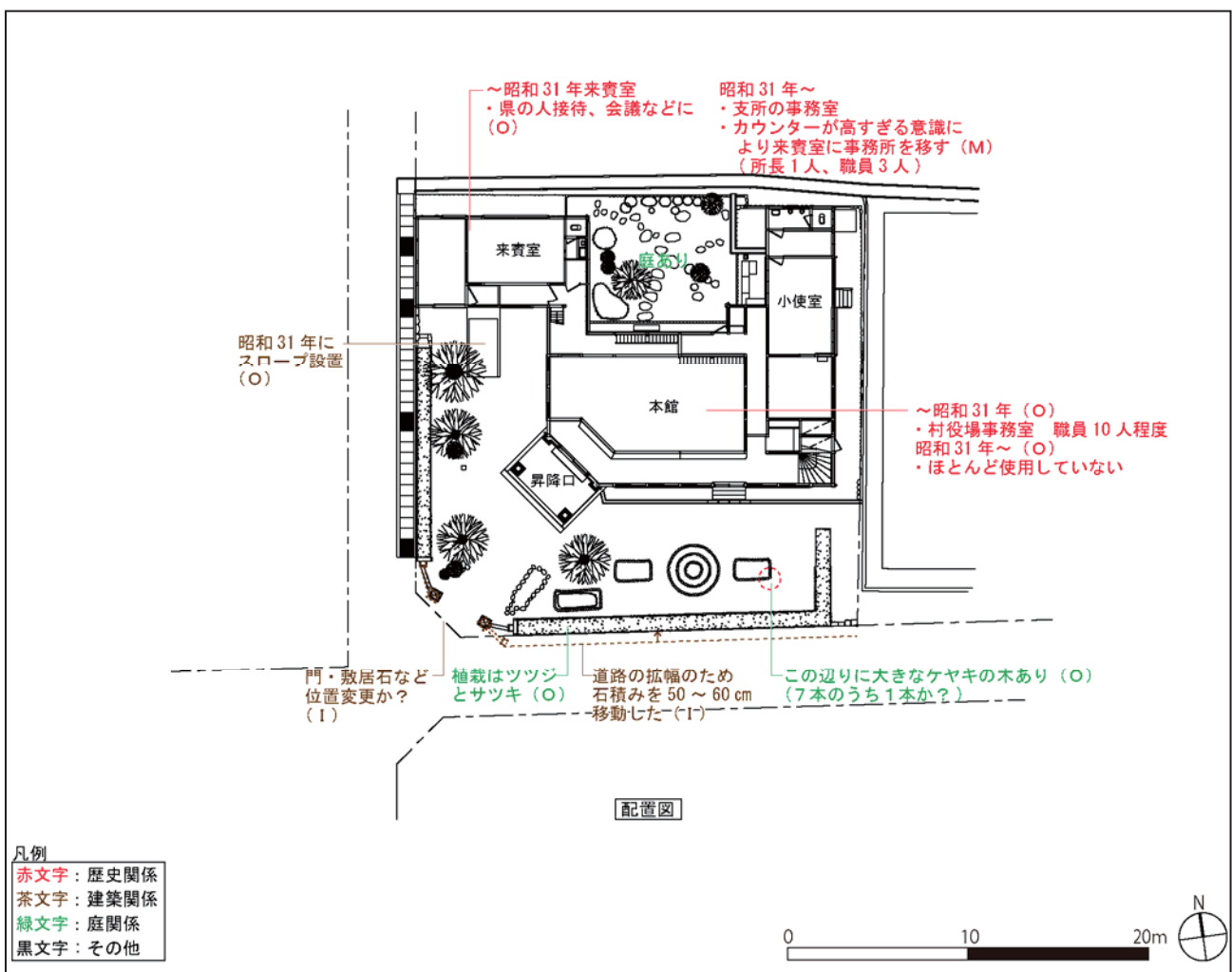
□ 参考：元役場職員等へのヒアリング結果

※ 平成 27 年 9 月に元役場職員等に当時の当該文化財建造物の利用状況について、次のとおり聞き取りを行った。

勤務年

- ・平成 27 年 9 月 3 日 元村役場職員（大場耕作 78 歳：O）昭和 27 年～35 年
- ・平成 27 年 9 月 4 日 元町役場職員（宮崎 功 73 歳：M）昭和 36 年～39 年
元町役場職員（今井 肇 78 歳：I）昭和 31 年～35 年
- ・平成 27 年 9 月 17 日 元町役場職員（杉谷 勝 72 歳：S）昭和 51 年～平成 8 年
平成 9 年～平成 11 年

図ーヒアリング結果図①



1階平面図

2階平面図

凡例

- 赤文字：歴史関係
- 茶文字：建築関係
- 緑文字：庭関係
- 黒文字：その他

(6) 保護の現状と課題

① 保存の現状と課題

当該文化財建造物の保存の現状と課題について、損傷図及び現況・設計比較図（27頁～36頁）等を踏まえて整理する。

7. 現状

7) 外観

外観は老朽化しているものの、全体としては建設当初に近い形で保存されている。特に南西面の昇降口と、その2階部分の外壁及びバルコニー上部の正面性を見せる屋根妻側の紋章や鬼瓦は、当時のまま保存されている。

また、本館の1、2階は建設当初の外壁や窓が保存されているが、東外壁面は損傷が進んでいるため帆布張で保護している。来賓室棟については、南面のスロープ付きの入り口が増設され、北・西面外壁の開口部の変更がみられるが、ほぼ建設当初の外観をとどめている。小使室棟は、屋根が亜鉛鍍鉄板張に葺き替えられており、外壁も和風下見板張から亜鉛鍍鉄板張になっている。

4) 屋根

本館の大屋根と来賓室棟の屋根は、建設当初の瓦が葺かれているが、既に100年近く経過しており、劣化が進んでいる。小使室棟の屋根は、前述のとおり亜鉛鍍鉄板張に葺き替えられている。

7) 平面形態

平面形態は、本館の1階事務室、2階議場ともほぼ建設当初のままで保存されているが、議場の床については昭和45年の資料館整備の際に合板張にされ、現在に至っている。

来賓室棟については、昭和31年の芸濃町への合併後に明支所として改変され、新たに南面にスロープと入り口が増設され現在に至っている。

小使室棟については、建設当初には小使室、土間、物入及び便所で構成されていたが、昭和31年に明支所となり、使用されなくなって以降、小使室と土間を1室とし、板間にしたものが現在に至っていると思われる。

1) 構造体

構造体は、外周部の柱、土台、壁の劣化が激しく、特に出隅部のほとんどで土台の欠損、柱脚部の劣化及び欠損が起こっている。外壁板壁の欠損とそれに伴う土壁の欠落、柱の腐朽が起こっている。特に、東面全体及び来賓室の東北角の北面で著しい。

正面玄関のバルコニーの雨漏りによると思われる劣化が著しい。バルコニーだけではなく、バルコニーに接する壁で内外壁の劣化、剥落、土壁や柱、筋交いの欠損が著しい。また正面玄関に面する寄棟屋根からの雨漏りによると思われる土壁の劣化、崩落がある。

正面玄関の壁の劣化と南面の剛性の低さからくと思われる壁面の傾斜がある。特に西面が南方向に1/60程度の傾斜を起こしており、南面も東方向に1/100程度の傾斜を起こしている。建具の締まりが悪く、雨漏りの原因ともなっている。

基礎は、外周部が土留めを兼ねた石積み基礎である。内部は玉石の上に束立てとなっており、根絡みはないため、土台と基礎は緊結されておらず、東側の一部

で平成 19 年の三重県中部を震源とする地震による基礎の崩壊がみられる。

カ) 内部形態

内部形態については、1 階の土間、回り階段、事務室、来賓室及び 2 階議場がほぼ建設当初の姿で保存されているが、小使室は、土間と併せて一室として利用された経緯がある。その他の便所等は老朽化が顕著になっている。

カ) 天井

天井は、小使室、宿直室が改修されている以外は、各棟ともほぼ建設当初の材料が保存されているものと推定され、来賓室の天井には漆喰彫刻が 1 箇所、2 階議場の天井には漆喰彫刻の中心飾りが 2 箇所設けられている。

カ) 床

本館の 1 階床面は、客溜りの土間と事務室の床面の高さが異なり、事務室の床面の方が高くなっている。2 階の床は、建設当初板間としているが、昭和 20 年後半までには見切縁を設けて、床板の上に畳を敷いて座式で議会を行っていた。

来賓室棟もほぼ建設当初ままの床板が張られているが、小使室棟は土間から床張に改変されている。

カ) 外部建具

外部建具は、特に南面について洋風建築を強調する造りとして本館の 1 階は引き違いの硝子窓、2 階は上げ下げ硝子窓となっている。来賓室棟は、建設当初にはあったと推定される一部の窓が塞がれた状態となっている。

カ) 照明器具

芸濃町資料館が廃止されて以降、当該文化財建造物は閉鎖されたままになっており、照明器具は全て撤去されている。

コ) 外構等周辺環境

当該文化財建造物の敷地は、北側に隣接する明小学校への通学路が西側に接しており、児童の通学路にもなっている。

イ. 課題

ア) 外観

本館は、1 階・2 階とも劣化の進んでいる外壁材や窓枠・建具等の部材の再利用の検討が必要である。屋根瓦についても再利用の是非を検討する必要がある。

来賓室棟は、本館と同様、劣化が進んでいる外壁材、窓枠・建具等の部材や屋根瓦の再利用の是非の検討が必要であり、南面は出入口が追加され、西面は外壁の意匠が変更されていることなどから、建設当初の外観の状況を踏まえた復原の検討が必要である。

小使室棟は、建設当初の外観の状況を踏まえた復原の検討が必要であり、現在の波形亜鉛鍍鉄板の屋根も劣化が顕著であり、復原に際しては耐久性のある屋根材の検討が必要である。

イ) 内観

○ 1 階部分

- ・ 本館の事務室は、内壁や土台等の損傷の顕著な部分については、部材の取り替えとともに改修の検討が必要である。加えて、受付事務室側の床面が土

間面より 49 cm程高く、当時の時代背景をうかがわせるなどの特徴をもって
おり、土間と事務室を仕切る受付カウンターと合わせて保存の検討が必要で
ある。

- ・ 当直室及び休憩室は、老朽化の顕著な天井、壁及び床材の改修の検討が必要であり、休憩室に残されている座式の会議机の活用の検討が必要である。
- ・ 来賓室は、天井の漆喰彫刻の中心飾り等の保存の検討とともに、老朽化した梁、壁等の改修が必要である。なお、金庫や手押しポンプ機の取り扱いや隣接する物置に残された座式机の活用の検討が必要である。
- ・ 本館の階段は、急勾配となっているが、安全性に配慮しつつ、建設当初の階段形状を文化財として見せる工夫等の検討が必要である。来賓室側の2階議場への階段についても、文化財としての保存の検討が必要である。
- ・ 便所は、利用者の便益施設として必要なものであり、文化財であることに配慮しつつ、機能性を重視した改修の検討が必要である。
- ・ 廊下については、活用に合わせた改修の検討が必要である。

○ 2階部分

- ・ 議場は、畳敷きの復原や展示棚や展示ケースなどの撤去の検討とともに、劣化の進んでいる壁や建具の再利用の是非の検討が必要である。

○ 昇降口

- ・ 昇降口は、当該文化財建造物の正面性を表す重要な部分であり、上部のバルコニーとともに、建設当初の姿の復原について検討が必要である。また、バルコニーを支える柱と老朽化の進んだ開口部周りの改修が必要である。

ウ) 外構等周辺環境

○ 外構

門柱等の外構は、当該文化財建造物の敷地が角地にあたることを示すものであり、その特徴を残す手法について検討が必要である。

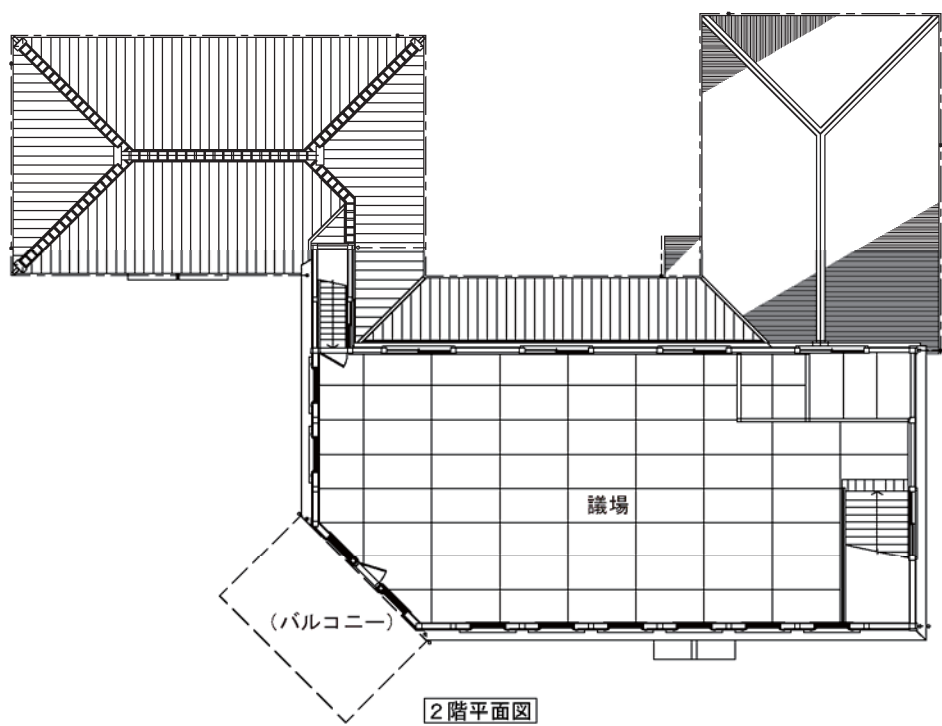
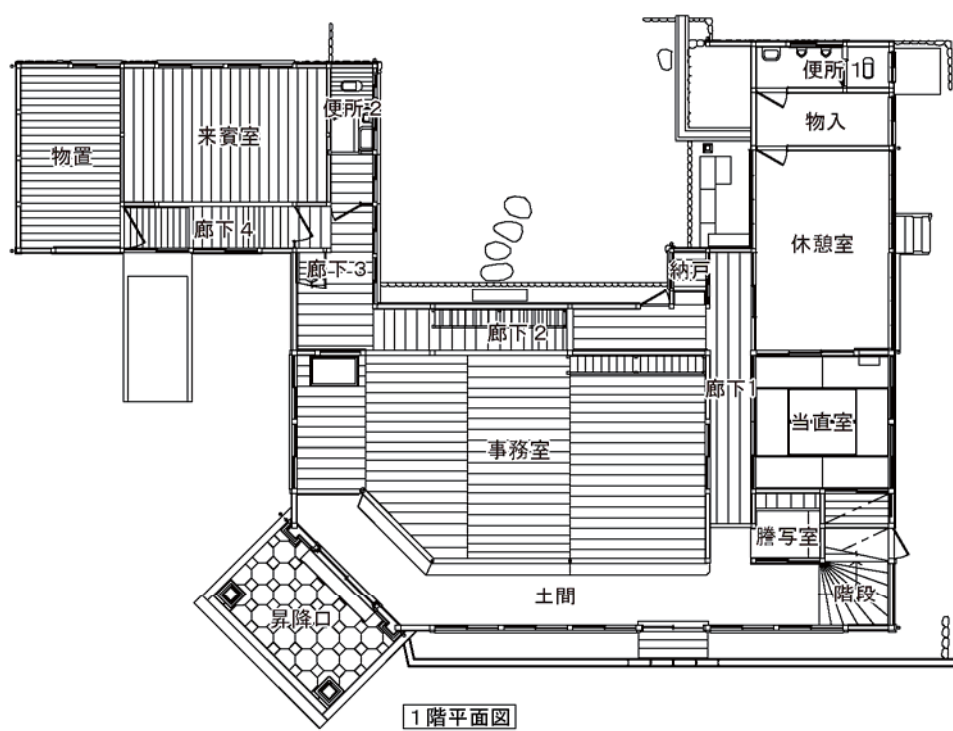
また、当該敷地周辺は民有地であることから、自動車、自転車で訪れる利用者に対応するため、敷地内に駐車場、駐輪場を整備する必要がある。

なお、現在地に生育している樹木のうち、整備にあたり支障のあるものは、移植又は後継木の植樹などの検討が必要である。

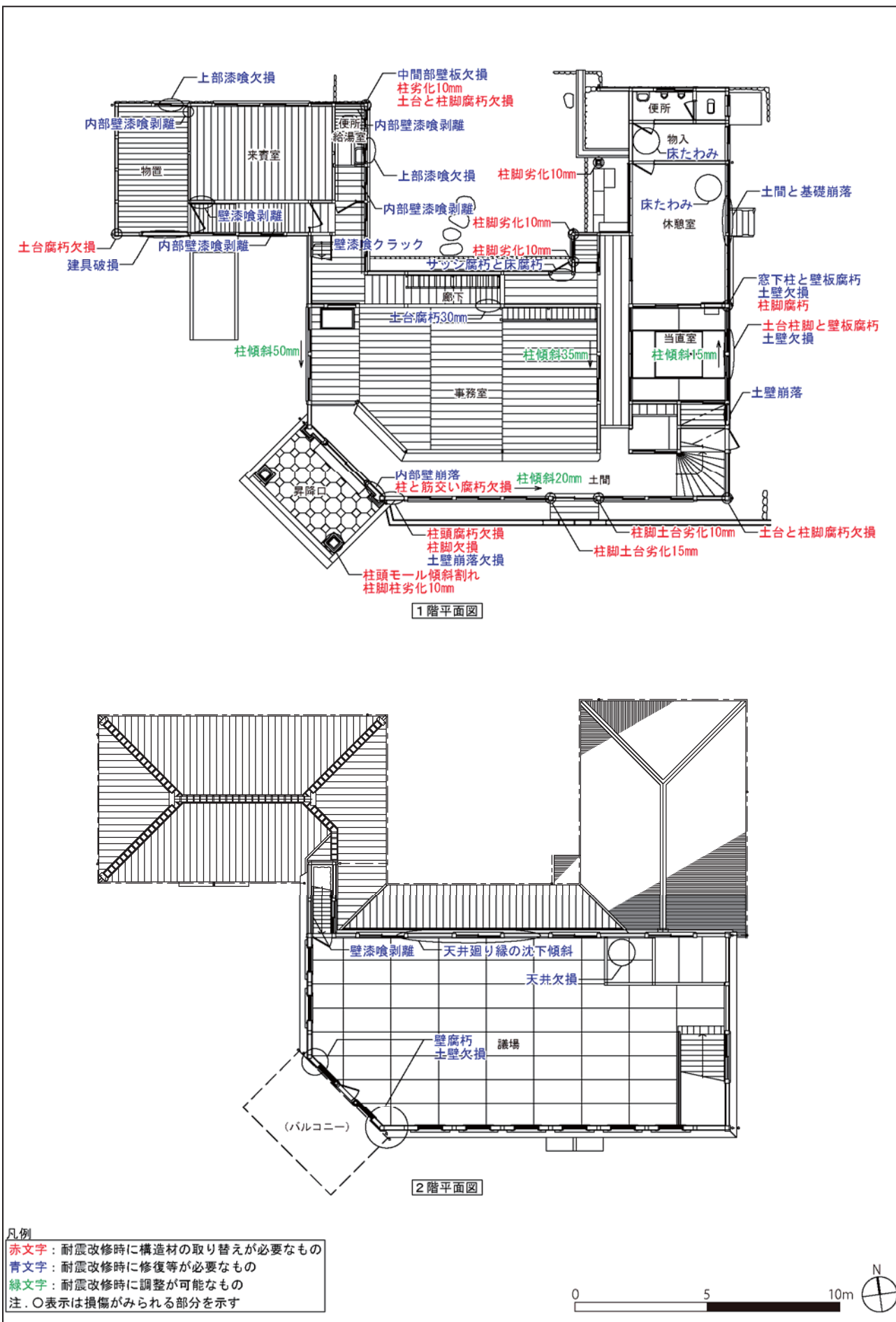
○ 道路等

市道牛谷線の拡幅整備にあたっては、当該文化財建造物が現在地のままでは不可能なため、移築等について検討が必要である。

図一各階室名対象図



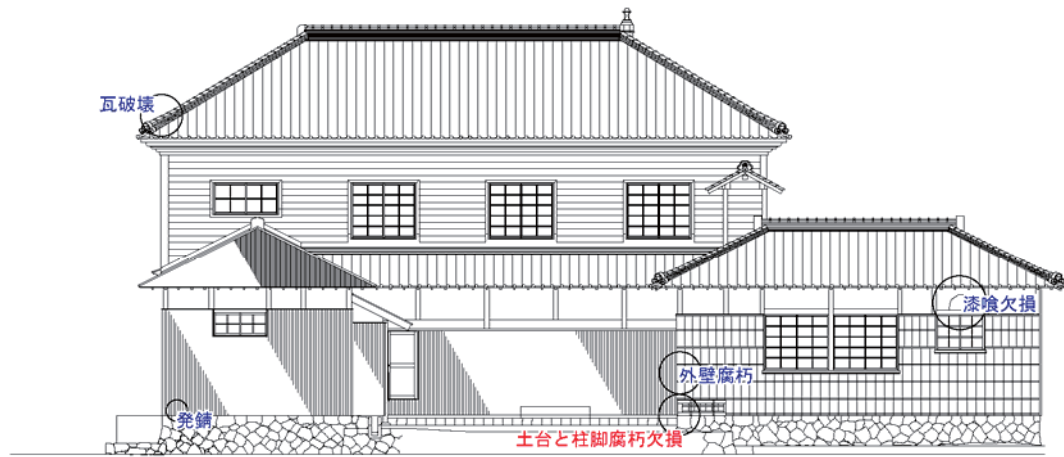
図一 損傷図①



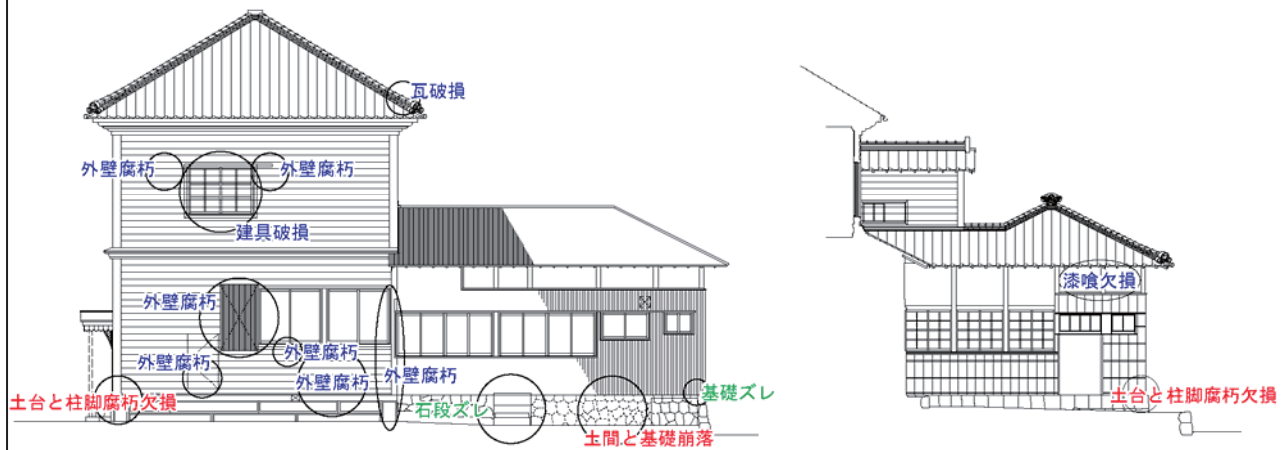
図一 損傷図②



図一 損傷図③



北立面図



東立面図

凡例

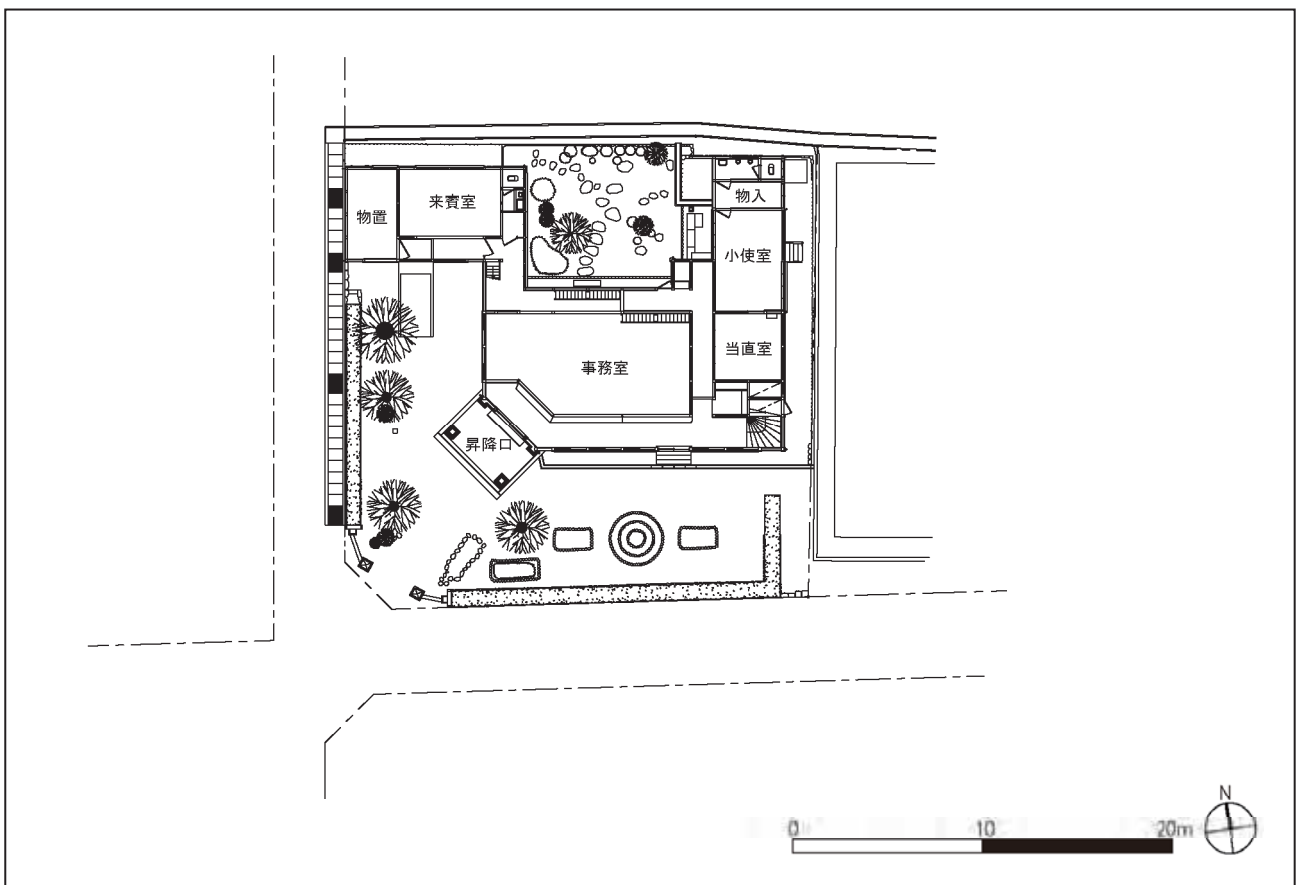
赤文字：耐震改修時に構造材の取り替えが必要なもの
青文字：耐震改修時に修復等が必要なもの
緑文字：耐震改修時に調整が可能なもの
注．○表示は損傷がみられる部分を示す



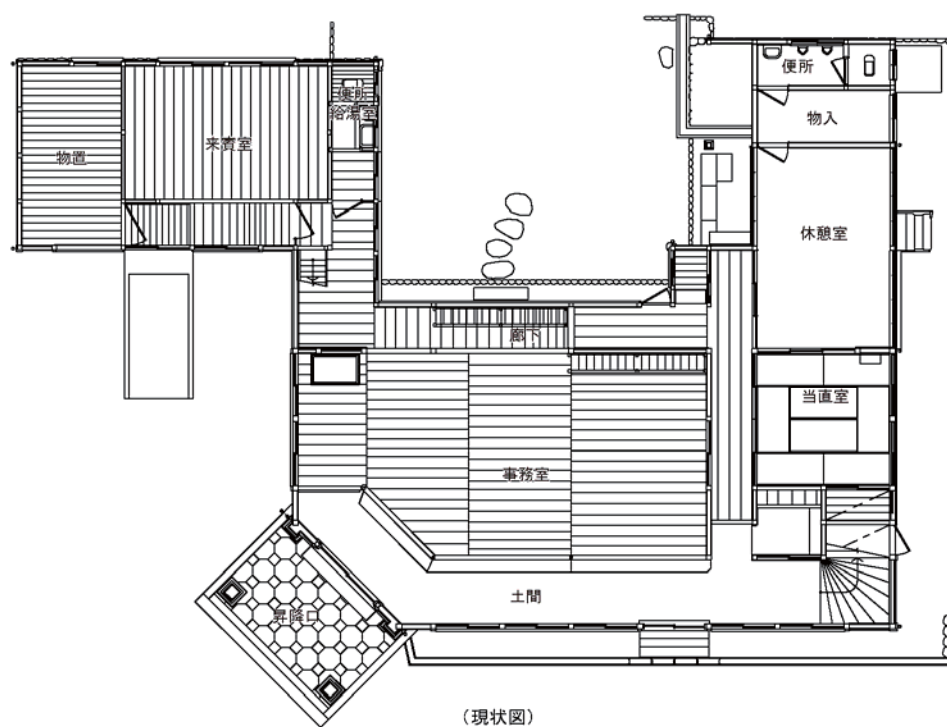
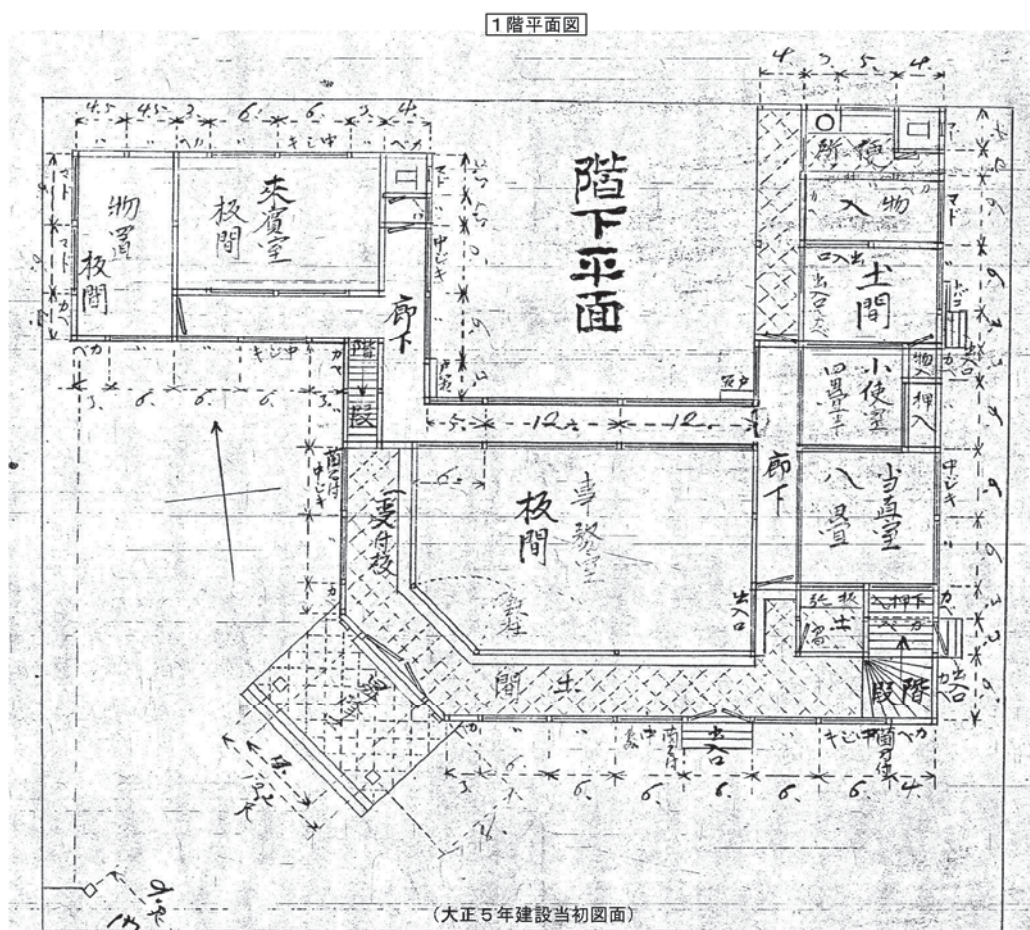


旧明村役場庁舎（昭和3年の明小学校舎改築記念アルバムに「本村役場」として収録：明小学校所蔵）

図一 現況配置図

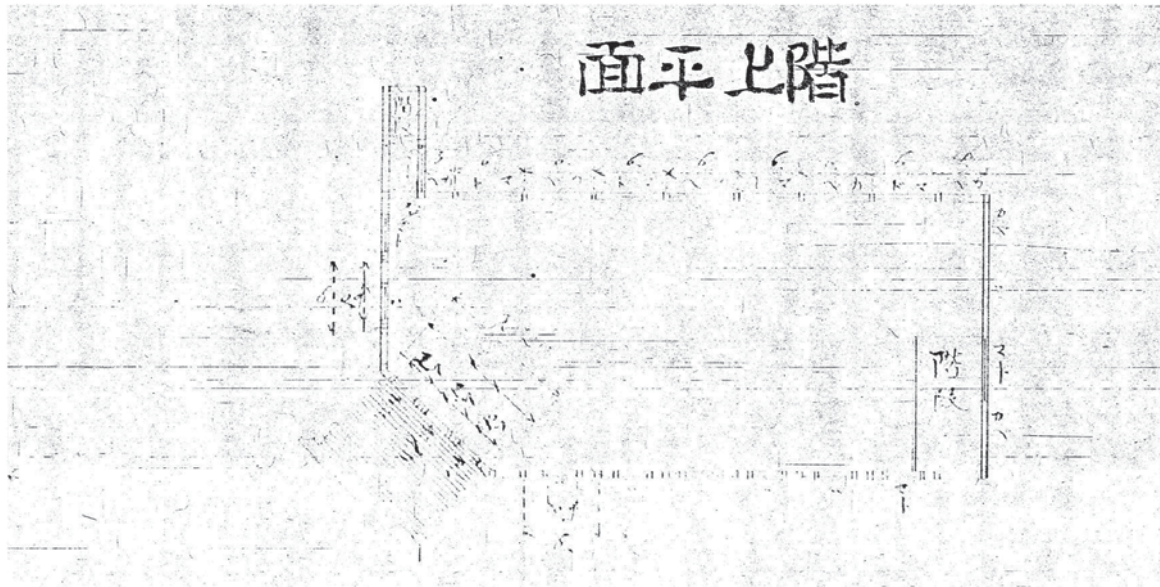


図一 現況・設計比較図①（注．設計図は大正5年の建設当初の姿に必ずしも一致するものではない。）

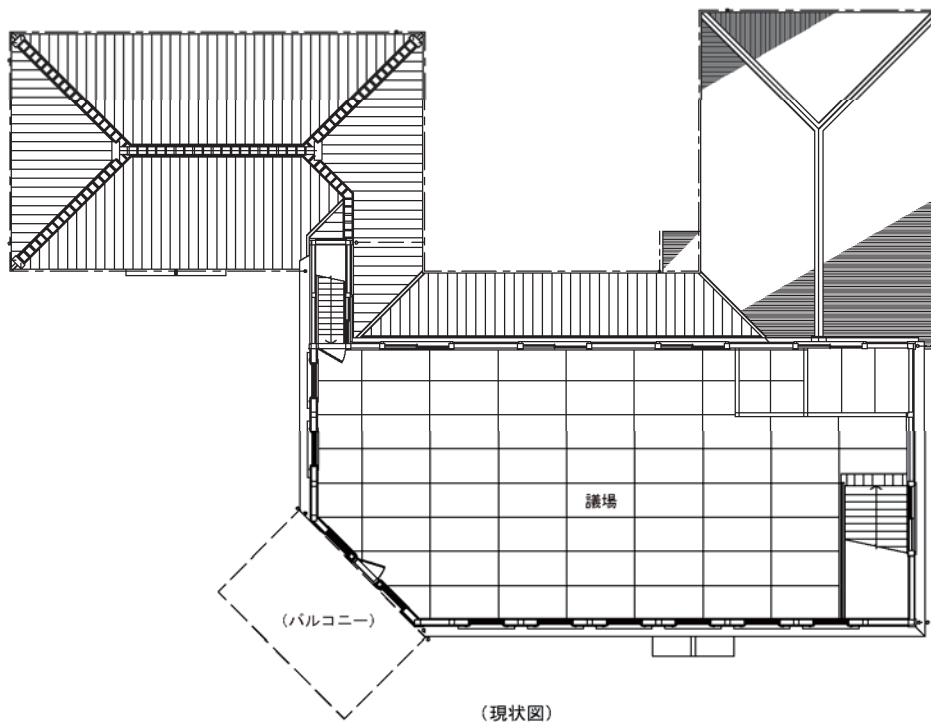


図一現況・設計比較図②（注．設計図は大正５年の建設当初の姿に必ずしも一致するものではない。）

2階平面図



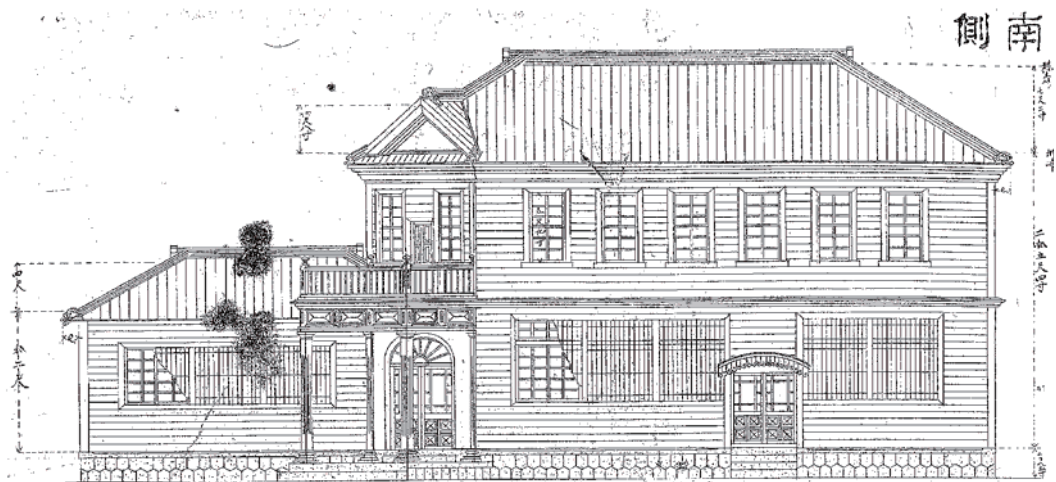
（大正５年建設当初図面）



（現状図）

図一現況・設計比較図③（注．設計図は大正5年の建設当初の姿に必ずしも一致するものではない。）

南立面図



（大正5年建設当初図面）



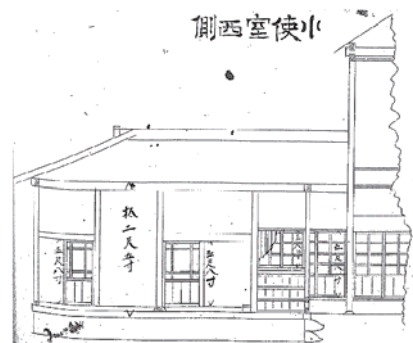
（現状図）

図一現況・設計比較図④（注．設計図は大正5年の建設当初の姿に必ずしも一致するものではない。）

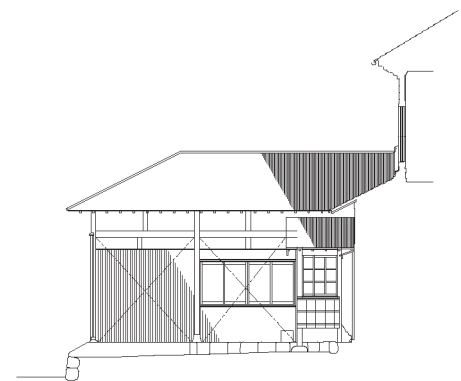
西立面図



(大正5年建設当初図面)

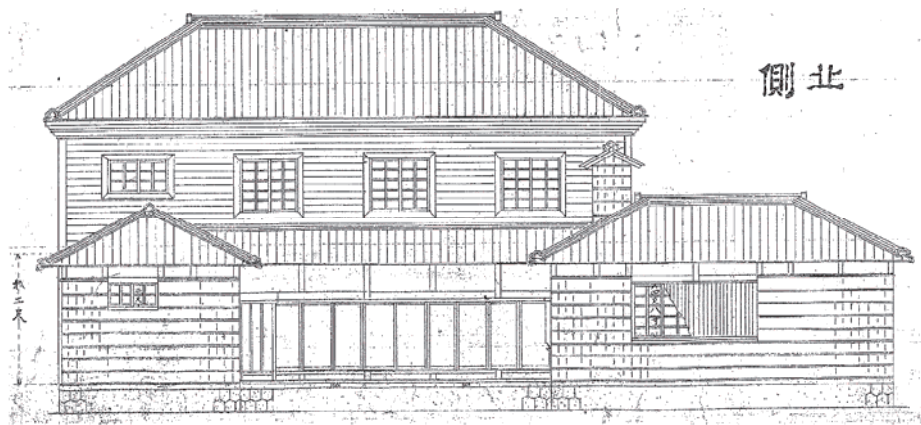


(現況図)



図一現況・設計比較図⑤（注．設計図は大正５年の建設当初の姿に必ずしも一致するものではない。）

北立面図



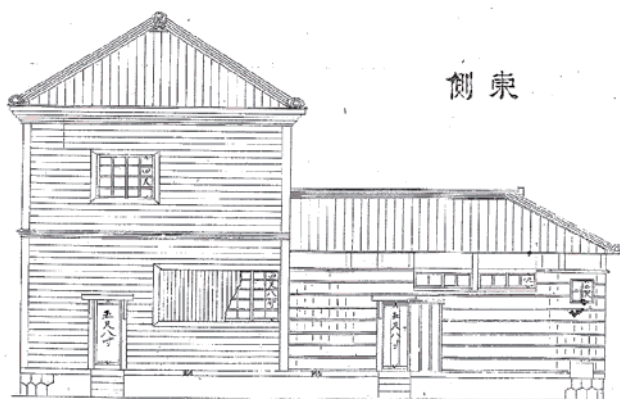
（大正５年建設当初図面）



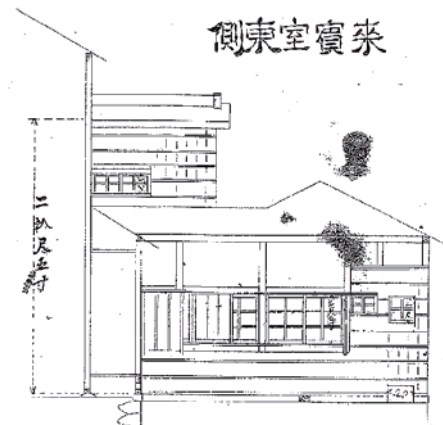
（現状図）

図一現況・設計比較図⑥（注．設計図は大正5年の建設当初の姿に必ずしも一致するものではない。）

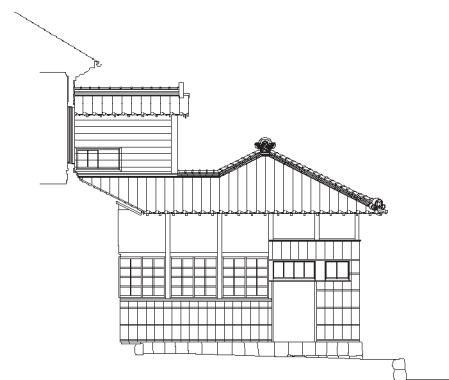
東立面図



（大正5年建設当初図面）



（現状図）



② 活用の現状と課題

7. 現状

7) 竣工時と現状の活用状況

当該文化財建造物は、基本的には建設当初から大規模な改修等を行われていないが、村役場、町役場支所、資料館と建物の利用目的が変わってきており、その都度、何回かの改修工事が行われている。

屋外（敷地内）については、昭和 31 年に芸濃町明支所となった際に来賓室棟の南面に出入口とともにスロープが増設されている。屋内では、昭和 45 年に芸濃町資料館として開設された際に 1 階事務室及び 2 階議場が展示室として改修された経緯がある。

7) 建築基準法、消防法等の対応状況

建物の各室が今後、展示室等に変わることに加えて、階段や屋根面など建物の主要構造物の過半が修繕されることが予想される。これにより、建物は建築基準法、消防法等の適用を受けることになる。

また、1 階事務室の土間から 2 階議場に上がる階段については、建設当初のものが使われており、建築基準法や消防法に適合させるための検討が必要である。

7) 耐震化の状況

当該文化財建造物の老朽状況を踏まえると、大がかりな耐震改修が想定される。

7) 地域住民の文化活動状況

当該文化財建造物が立地する芸濃地域では、芸濃総合文化センターを中心として、行政間や地域住民の諸会議、地域交流及び種々の文化活動が活発に行われている。

また、歴史、文化活動としては、伊勢別街道沿いに歴史的建造物が建ち並ぶ楠原地区の景観まちづくりなどがあり、地域の歴史、伝統文化を視点とし活用するまちづくり活動が行われている。

これらの活動には芸濃地域全域を対象としてガイドボランティア会が組織されており、今後、当該文化財建造物が地域住民の文化活動の拠点施設となることが期待されている。

4. 課題

これまでに整理した現状を踏まえ、今後、望ましい当該文化財建造物の保存活用に向けた課題を以下に示す。

- 当該文化財建造物の歴史的価値を踏まえた保存活用の検討
- 現行の建築基準法や消防法等に基づく改修の検討
- 当該文化財建造物の耐震性能の向上
- 文化財的価値のある年代への復原
- 地域まちづくり活動への対応

(7) 計画の概要

① 計画区域

計画区域は、当該文化財建造物本体及び同外構を含む敷地と明小学校の敷地の一部を含んだ区域とする。

② 計画の目的

当該文化財建造物は、津市における現存する代表的な洋風木造の旧村役場建築であり、県内においても数少ない大正期の官公庁舎建築の典型であるといえる。

従って、当時の建築様式を伝える文化財としての価値を損なうことがないように耐震補強を行うとともに、建築意匠の保全及び保存管理の方法を定め、市民が身近に活用することができる歴史的建造物として、当該文化財建造物の性格を考慮したうえで活用方法のあり方を検討し、文化財の保存と適切な活用の両立をめざした計画の策定を目的とする。

③ 基本方針

当該文化財建造物の建設当初の姿に配慮しつつ、村役場として使用された最後の時期の姿をできる限り復原するように、現状の建物の修理を行うとともに、当該文化財建造物の文化財としての価値の維持向上を基本として、保存活用を図る。

管理方針としては、村役場として、またその後も芸濃町役場明支所、芸濃町資料館として地域住民等に親しまれた建物としての歴史的経緯に配慮し、今後、本市における芸濃地域の歴史や文化財の資料展示を行うなど、地域の歴史的背景や文化財としての価値を広く普及できるものとするとともに、地域住民や市民の文化活動に寄与できるように定めるものとする。

④ 計画の概要

7. 保存管理計画

登録有形文化財である当該文化財建造物について、前述の「1.(3)③文化財の価値」及び「同(5)建物利用の変遷」等を踏まえ、建設当初の姿に配慮しつつ、村の役場として使用された最後の時期を基本とするとともに、文化財としての価値の所在を明らかにし、これを良好に維持するための保護の方針と管理の方法について定める。

4. 環境保全計画

当該文化財建造物の敷地内及び周辺の保存環境の維持に配慮しつつ、隣接する北側の明小学校遊具スペースへの移設を踏まえ、門柱等の工作物や樹木について適正な保存のあり方を検討するとともに、環境保全の整備方針を定める。

7. 防災計画

当該文化財建造物において想定される人的災害及び自然災害について、現行の建築基準法、消防法への対応や耐震・耐風対策等を踏まえたうえで、可能な限り文化財の価値を損なわないように工夫しつつ、予防と対応の方策を定める。

イ. 整備計画

当該文化財建造物の文化財としての保存のために必要となる基本的な整備の考え方について定める。

ロ. 活用基本計画

当該文化財建造物の文化財としての保存、啓発・展示及び地域活動等に資する活用と公開の方針とともに、地域住民や市民にとっても魅力的であり、効果的な資料展示や必要な施設整備について定める。

ハ. 保護に係る諸手続き

保存管理計画、環境保全計画、防災計画及び活用基本計画に内容に即して、文化財保護法及び関係法令に基づき、登録有形文化財（建造物）としての修繕や改修などに必要な届出、協議等の手続きを定める。

2. 保存管理計画

(1) 保存管理の現状

① 保存状況

7. 外観

【本館】

本館は、屋根や外壁を全体的にみると、大正5年建設当初とほぼ変わらない形状で保存されている。

大屋根は、寄棟造棧瓦葺きで屋根勾配6寸としている。南面の外壁は、1階・2階とも下見板張であるが、老朽化が進んでいる。1階は歪みのある硝子を使用した引き違い窓が大きくとってある。昇降口の玄関上部のアーチ状にデザインされた硝子については、古写真(30頁)をみると、建設当初は色硝子の可能性も考えられる。2階は上げ下げの硝子窓となっている。

西面の外壁は南面同様、下見板張で引き違い硝子窓、2階は上げ下げの硝子窓となっている。東面の外壁は下見板張であるが、雨水等により老朽化が顕著であり、防水対策として帆布で覆ってある。また、階段下部にあたる出入口は閉鎖され、石段もなくなっている。1階東側の建具はアルミサッシに改修されている。

北面は、建設当初は開閉できるように建具があったと推定されるが、現在は波形亜鉛鍍鉄板張となっており、その上部の漆喰壁は建設当初の姿を残している。

東側の小使棟との接続部にはアルミ製の出入口が追加されている。軒裏、アルミサッシの上下部などに腐朽がみられるほか、白蟻の被害を受けている。

なお、石積みの基壇は、建設当初の図面では、野面石積みであるが、現状は整形の切石積みである。



本館(北面)



本館(東面)



本館(南面)



本館(南西面)

【来賓室棟】

来賓室棟は、平屋で寄棟造棧瓦葺であり、建設当初の姿をほぼ残している。南面にはコンクリート製のスロープが増設されており、出入口及び庇が設けられている。またその出入口の西側の窓は破損したためか取り外され、ベニヤ板で覆われた状態となっている。

西面は、建設当初の図面では東面、北面と同様の三角押縁の縦板張と内法上部が漆喰壁であったが、現状では全面が本館と同様の下見板張で、建設当初の図面には小窓がある。北面は、物置の窓が一部追加されているほか、格子の痕跡がみられるが、その他の部分については、建設当初の三角押縁の縦板張と上部が漆喰壁の壁面を残している。また、柱の劣化、土台と柱脚の腐朽欠損、上部漆喰の欠損などの老朽化がみられる。



来賓室棟(北面)



来賓室棟(東面)



来賓室棟(南面)



来賓室棟(西面)

【小使室棟】

小使室棟は、屋根は当初、寄棟造棧瓦葺きであったが、現在では波形亜鉛鍍鉄板に葺き替えられている。外壁は、現在は波形亜鉛鍍鉄板で覆われているが、内法上部の漆喰壁は建設当初の姿を残している。東面と西面には休憩室(建設当初は土間)と便所に外部への出入口が設けられていたが、現在は外壁材で覆われており、内部からの利用のみとなっている。

東面には出入口部分の石段が残るが、石材が不揃いであり当初と異なる可能性がある。小使室西側の廊下の北端は現状壁となっているが、設計図では軒内への出入口となっており、現在も踏石が残る。

建具は全てアルミサッシに替えられており、特に東面と西面の建具は室内の改修に伴い、形状も変更されている。



小使室棟(北面)



小使室棟(東面)



小使室棟(西面)



同左

イ. 内観

【事務室（板間）】

室内全体としては、かつて芸濃町資料館として使われていた当時の展示棚が付け加えられており、受付カウンター等に一部改変がみられる他は、建設当初に近い形で保存されている。

昇降口の建具周りの内壁も雨水等により損傷が顕著であり、壁土が崩れ落ちているほか、床下の土台も一部白蟻等により朽ちているものがみられる。

受付カウンターは、事務室の床面が土間より高くなっており、当時の時代背景をうかがうことができる。床面は平成11年頃に緑色に塗装されている。

なお、戦後に明小学校から移設された奉安殿の金庫が北面の西側に残されている。



事務室(北面)



事務室(東面)



事務室(南面)



事務室(西面)

【当直室】

建設当初から床は畳敷きであり、現在も畳敷きとなっている。また、東側の窓はアルミサッシに改修され壁面も新しく改修されている。東側の土壁及び南側の押し入れの内壁に損傷がみられる。



当直室(北面)



当直室(東面)



当直室(南面)



当直室(西面)

【休憩室】

休憩室は、建設当初は外部への出入口を東側と西側に備えていた土間と当初の小使室を一室に改修されたものである。現在はかつての土間の出入口が壁になっており、室内からの利用のみとなっている。

天井、壁、床は改装により建設当初の仕上げ材が変更されており、建具もアルミサッシに取り替えられている。なお、座式の会議机が2脚残されている。



休憩室(北面)



休憩室(東面)



休憩室(南面)



休憩室(西面)

【物入】

物入は、建設当初より物入であったが、天井、壁、床は改装により仕上げ材が変更されており、建具もアルミサッシに替えられている。



物入(北面)



物入(東面)



物入(南面)



物入(西面)

【来賓室】

来賓室の天井、壁、床は、ほぼ建設当初の姿が残っており、天井には漆喰彫刻の中心飾りが1箇所設けられている。北面の窓上部の梁に老朽化がみられ、壁には後補の棚が取り付けられているほか、一部の漆喰壁に欠損がみられる。

また、北西隅に金庫と部屋の中央には芸濃町資料館の展示物である手押しポンプ機が残されている。



来賓室(北面)



来賓室(東面)



来賓室(南面)



来賓室(西面)

【物置】

現在は窓が北側、南側に設けられているが、建設当初の図面では北側の窓はなく、西側に設けられている。建設時の計画変更によるものと思われる。南側の窓はなく、ベニヤ板で塞がれただけの状態であることから、風雨による劣化がみられ、壁の漆喰の欠損がみられる。また内壁には棚の当たり痕跡が残る。

なお、内部には座式机4脚のほか資料館の展示物等が残されている。



物置(北面)



物置(東面)



物置(南面)



物置(西面)

【土間（事務室）】

事務室の南側に設けられた土間は2次的なコンクリート叩きであり、事務室と土間を仕切る受付カウンターも一部の改変はみられるものの、ほぼ建設当初のまま残されている。ただし、カウンターと天井を直接支持する柱はなく金属製ポールによって支持されている。



土間(北面)



土間(東面)



土間(南面)



土間(西面)

【膳写室】

建設当初の図面では西側出入口部に扉があったが、現状では扉はなく、撤去跡が認められる。また、東側に据え付けられている下駄箱は近年に付け加えられたものと推定される。北側の上框は当初のものと考えられる。

天井、壁、床は、建設当初の仕上げ材が残されている可能性がある。



膳写室(北面)



膳写室(東面)



膳写室(南面)



膳写室(西面)

【納戸】

納戸は、建設当初の図面にはなく、後年の改修により本館と小使室との入り隅取り合い部に増設されたものである。出入口部分南の柱に当初窓開口の敷居痕がみられ、北の柱には痕跡を隠していると考えられる当板がみられる。この改修時に本館背面東隅を間仕切り、新たに一筋を設け、建具を建てたものの推定される。

また、小使室西側の廊下の北端は現状漆喰壁となっているが、設計図では軒内への出入口となっており、この改修時に壁にしたものと考えられる。なお、この壁の外側、軒内部分には沓脱石とみられる切石が置かれている。



納戸(北面)



納戸(東面)



納戸(南面)



納戸(西面)

【階段（本館）】

階段の東側の壁は、老朽化が進み応急的に当て板で保護している。階段は、平成11年頃に緑色に塗装されており、1階から2階に向かって上り、回り込んだ左側に転落防止用の柵が設けられている。

また、踏面に比べて蹴上が高くなっており、現行の建築基準法で求められるものより急傾斜となっている。



階段(北面)



階段(東面)



階段(南面)



階段(西面)

【便所 1（小使室棟）】

便所は、建設当初は外部への出入口を西側に備えていたことが図面から確認できるが、当時の設備は現存しない。現在は出入口が壁に改修され室内からの利用のみとなっている。

天井、壁、床は改装により仕上げ材が変更されており、建具もアルミサッシに替えられている。



便所1(北面)



便所1(東面)



便所1(南面)



便所1(西面)

【便所 2（来賓室棟）】

建設当初の便器は撤去されており、床面は木製の板が貼られているものの、劣化が顕著である。

また、天井は雨漏り等による腐朽がみられ落下の危険があるほか、壁の断裂、漆喰の剥離落下、窓枠の歪みなどの劣化も進んでいる。

なお、水道配管のために東側の外壁及び間仕切り部に穴が空けられている。



便所 2(北面)



便所 2(東面)



便所 2(南面)



便所 2(西面)

【廊下 1（本館事務室東側）】

上がり框部分は近年の改修がみられ、建設当初は現状より 3 尺北側であったと推測される。床面はフローリング（縁甲板）となっており、後年に改修されたものであると推測される。天井、壁は建設当初の仕上げ材が残されている可能性がある。



廊下 1(北面)



廊下 1(東面)



廊下 1(東面)



廊下(西面)

【廊下 2（本館事務室北側）】

建設当初の図面では、事務室北側の廊下は東西方向へ通り抜けが可能な構造となっているが、後年の改修により壁が追加され、現在は行き止まりの構造となっている。北東側には納戸が増設されているほか、その西側にアルミ戸が付け加えられている。

なお、現在、西側には芸濃町資料館の展示棚がそのまま残されている。



廊下2(北面)



廊下2(東面)



廊下2(南面)



廊下2(西面)

【廊下3（来賓室棟東側）】

建設当初の図面では北側の便所との間に扉が確認できるが、現状では扉はなく、撤去跡が認められ、南側来賓室南東角に移されたものであろう。

また、天井、床と南側を除く壁は、当初の仕上げ材が残されている可能性がある。東側の窓には歪みのあるガラスが使われていることが認められる。天井、壁及び床とも老朽化が進んでおり、漆喰壁の欠損等の劣化がみられる。

なお、2階議場への階段が建設当初のまま残っているが、手摺は後補のものであろう。



廊下3(北面)



廊下3(東面)



廊下3(南面)



廊下3(西面)

【廊下4（来賓室棟南側）】

南側に出入口が追加されている。また、床面は建設当初は廊下全体が隣接する来賓室、物置とほぼ同じ高さであったと推定されるが、現在は南側の出入口に接する部分のみが一段低くなっており、南側の出入口の増設時に改修されたものと推定される。また、東側の廊下3との境界部の間仕切り及び扉は、建具を転用して後に追加されたもので、明支所当時のものと思われる。

なお、漆喰壁の雨漏りによる欠損、窓上部の梁の腐朽、窓枠の歪み、床材の白蟻被害等の劣化がみられる。



廊下4(北面)



廊下4(東面)



廊下4(南面)



廊下4(西面)

【議場】

建設当初から議場として使われていたため、大広間の空間となっており、加えて南面が上げ下げ窓の開口であり、耐震性能を低くしている。

天井には建設当初のままの漆喰彫刻の中心飾りが2箇所設けられており、床は板敷きであった。現在は合板で覆われているが、合板の下には見切縁の痕跡が確認でき、昭和20年代後半には通路状の板間と畳敷きからなる議場であったと考えられる。

上げ下げ窓は建具の老朽化が顕著で開閉することができない状況である。また、バルコニーへの扉は合板で塞がれており、雨漏りのため腐朽が進んでいる。

北西隅には来賓室棟から上る階段へ通ずる開き戸を備えるものの、合板で塞がれ現在は開閉できない状況となっている。なお、室内の北面には芸濃町資料館として使用されていた当時の展示棚や展示ケースなどが残っている。



議場(北面)



議場(東面)



議場(南面)



議場(西面)



畳敷き痕跡 1



畳敷き痕跡 2



畳敷き痕跡 3



畳敷き痕跡 4

【昇降口】

本館への正面玄関となっており、上部はバルコニーとなっているが、建設当初の扉は開き戸から引き違いの改変されているが、開口上部はアーチ状にデザインされた硝子が嵌められている。昇降口の床面は亀甲模様のデザインが施されている。バルコニーは覆屋を設けて保護しているが老朽化が著しい。

開口部周辺の壁は、雨水の浸入により腐朽が進んでいる。



昇降口(南西面)



昇降口(南西面)



昇降口(南東面)



昇降口(北西面)

② 管理状況

平成 17 年に芸濃町資料館が廃止された後、平成 22 年度～平成 24 年度及び平成 27 年度に各 1 日は一般公開された以外は利活用は行われておらず、空家のまま現在に至っている。近年、老朽化が一段と進み、バルコニーなど危険と考えられる部分については、覆屋設置とともに簡易補強を施し、本館東壁面には帆布張により防水対策を行っている。

なお、現在は津市教育委員会生涯学習課が管理している。

(2) 保護の方針

① 保護方針の設定

当該文化財建造物は、大正 5 年に建設された後、来賓室棟に南面のスロープ付きの入り口が増設され、北・西面外壁の開口部の変更がみられるが、ほぼ建設当初の外観をとどめている。

また、内部では、2 階議場の床が板間（一時、畳敷き）から合板張に変更されているものの、小使室・便所以外は大規模な改修等は行っておらず、当時の役場の雰囲気を残している。

このため、当該文化財建造物の建設当初の姿に配慮しつつ、可能な範囲で旧明村役場庁舎としての価値を有する時期（昭和 30 年頃までの村役場時代）の姿を保存することを保護方針とする。

主要な構造及び外壁を構成する村役場時代の各部材は、材料自体の保存を行い、変更されている部分は可能な範囲で元の材質に戻し、老朽化等により腐朽している材料については、当時施工された材料と同等のものを利用し、保存する。

内装や内部建具等については、村役場時代と判断できる部材については、材料自体の保存も考慮しつつ、材料の形状、材質、仕上げ、色彩等の保存を行う。

その他、改修等により村役場時代の現状が失われている部分、活用及び補強のため改造が不可欠となる部分は、改修等に際して、村役場時代の建物の雰囲気を損なわないよう意匠上の配慮を行う。

なお、改修等に当たっては、写真、実測、部材の一部保存などで記録をとることとし、外壁、カウンターなどのペンキ塗り部分は、擦り出して当初の色調や塗り替え時の色調を確認する。

② 部分と部位の設定と保護の方針

前述の保護方針の設定を踏まえ、当該文化財建造物の村役場時代の姿を基本とし、棧瓦葺きの屋根や下見板張りの外観、土間より一段上がった事務室の板張り床や 2 階議場の畳敷き（痕跡あり）等の文化財の価値を守るために保存が必要な部分、文化財として維持・保全のための活用・補強等が必要な部分、維持管理・公開活用のための整備や改変が必要な部分を区分する。

具体的には、次のとおり当該文化財建造物の部分及び部位を設定して、保護の方針を定めるものとする。

7. 部分

部分とは、屋根、外観、各部屋内装などを単位とする。部分の区分は次の 3 種類に設定する。

7) 保存部分

文化財としての価値を守るために保存が要求される部分。

4) 保全部分

文化財として維持及び保全することが必要とされる部分。改造により文化財としての現状が失われている部分、保存活用において原状に復する部分、活用及び補強等のため改造が不可欠となる部分等を含む。

り) その他の部分

維持管理、公開活用のために改変が許容される部分。

4. 部位

部位とは、一連の部材（室内の天井、壁面、床、窓及び窓枠、軒飾り等）を単位として、目視による観察や調査によって明らかな範囲で、部分は部位により構成される。

部位は、保護の基準1～3までの3段階に設定するとともに、概ね「基準1」は建物の変遷におけるⅠ期・Ⅱ期、「基準2」はⅢ期・Ⅳ期の一部、「基準3」はⅣ期の一部及びⅤ期に相当するものとする。

7) 基準1：村役場として建設、変更された部材

保存部分は、原則、部材の保存を行う。補修・更新する場合は、可能な限り村役場時代の仕様に倣う。保全部分及びその他の部分は、部材の保存を検討し、補修・更新する場合は当初の仕様に配慮する。

4) 基準2：村役場時代より後の変更部材（村役場以後の改変に伴う変更部材）

保存部分は、補修・更新する場合には村役場時代の意匠に配慮する。また、撤去も含めて復原を検討する。保全部分及びその他の部分は、補修・更新する場合には意匠に配慮する。また、撤去を検討する。

り) 基準3：近年の維持管理に伴って変更された部材

保存部分、保全部分及びその他の部分は、補修・更新する場合には周囲との調和に配慮する。

表一 当該文化財建造物の保護の方針

区分	設定	該当部分
保存部分	文化財として価値を守るために保存する部分	屋根、外壁、昇降口、事務室・土間、来賓室、議場、階段（東・西）、廊下、バルコニー
保全（活用）部分	文化財として維持・保全する部分（活用・補強等のための改造、保存・活用において原状に復する箇所を含む）。	宿直室、休憩室、廊下、謄写室
その他の部分	維持管理・公開活用のための整備・改変が許容される部分	納戸、便所（東・西）、物入、物置、屋外スロープ

表一当該文化財建造物の区分と部位の保護方針

	保存部分	保全部分	その他部分
	文化財として価値を守るために保存する部分	文化財として維持・保全する部分（活用・補強等のための改造、保存・活用において原状に復する箇所を含む）。	活用・補強等のために改変が許容される部分
基準 1 村役場として建設、変更された部材	原則、部材の保存を行う。補修・更新する場合は、可能な限り村役場時代の仕様に倣う。	補修・更新する場合は、村役場時代の意匠に配慮する。	補修・更新する場合は、意匠に配慮する。
基準 2 村役場時代の後の変更部材	補修・更新する場合は、村役場時代の意匠に配慮する。また、撤去も含めて復原を検討する。	補修・更新する場合は、意匠に配慮する。また、撤去を検討する。	補修・更新する場合は、周囲との調和に配慮する。また、撤去を検討する。
基準 3 近年の維持管理に伴って変更された部材	補修・更新する場合は、周囲との調和に配慮する。また、撤去も含めて復原を検討する。	補修・更新する場合は、周囲との調和に配慮する。また、撤去を検討する。	

表一部位の設定（外観）

部分		部位	詳細	材質・材種等	基準
外観	本館	構造躯体	木造、当初材	杉、桧	基準 1
		小屋組	木造、当初材	杉	基準 1
		屋根	木造、当初材	桧瓦葺き	基準 1
		壁	木造、当初材	下見板張	基準 1
		外部建具	後補材	桧	基準 1
		外周部石積	木造、当初材	御影石	基準 1
	小使室	構造躯体	木造、当初材	杉、桧	基準 1
		小屋組	木造、当初材	杉	基準 1
		屋根	後補材	波形亜鉛鍍鉄板張	基準 2
		壁	後補材	化粧合板張	基準 3
		外部建具	後補材	アルミサッシ	基準 3
		外周部石積	木造、当初材	御影石	基準 1
	来賓室	構造躯体	木造、当初材	杉、桧	基準 1
		小屋組	木造、当初材	杉	基準 1
		屋根	後補材	桧瓦葺き	基準 1・2

部分		部位	詳細	材質・材種等	基準
外観	来賓室	壁	木造、当初材	下見板張	基準 1
		外部建具	木造、当初材	桧・杉板	基準 1
		外周部石積	木造、当初材	御影石	基準 1
	昇降口	天井	当初材	板材	基準 1
		柱	当初材	杉	基準 1
		床	当初材	石張	基準 1
		建具	後補材	桧	基準 1
	バルコニー	柱	当初材	杉	基準 1
		床・手摺	当初材	杉	基準 1
		覆屋・支柱	後補材	杉	基準 3

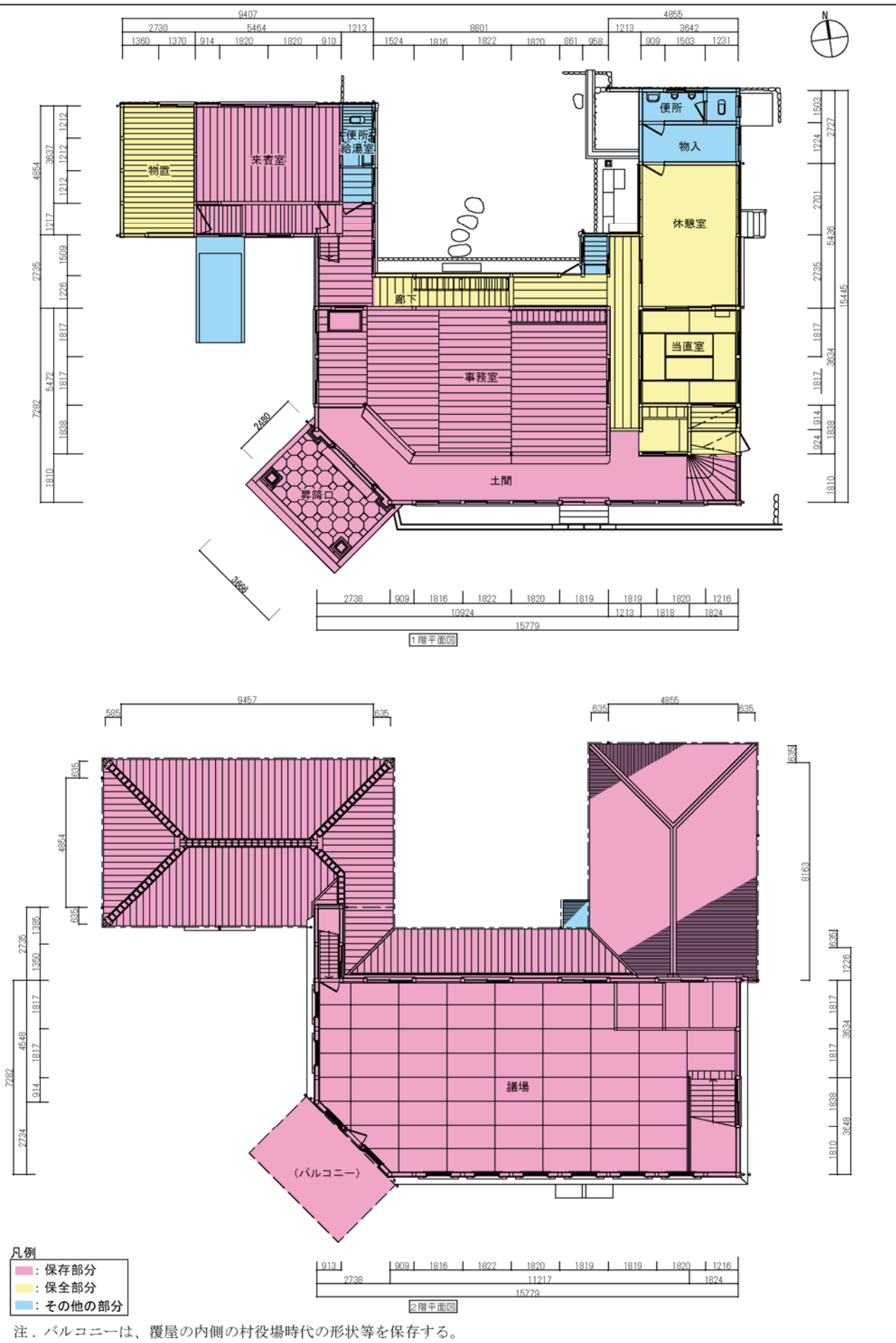
表一 部位の設定（内装）

部分			部位	詳細	材質・材種等	基準
内装仕上	1 階	事務室（板間）	天井	当初材	縁甲板張	基準 1
			壁	当初材	漆喰塗	基準 1
			腰壁	当初材	桧	基準 1
			建具（窓）	当初材	桧	基準 1
			床	後補材	板張	基準 1 . 3
		当直室	天井	当初材	棹縁天井	基準 1
			壁	後補材	砂壁	基準 3
			腰壁	後補材	プリント合板	基準 3
			建具（窓）	後補材	アルミサッシ	基準 3
			床	後補材	タタミ敷き	基準 3
		休憩室	天井	後補材	化粧石こうボード	基準 3
			壁	後補材	プリント合板	基準 3
			建具（窓）	後補材	アルミサッシ	基準 3
			床	後補材	カーペット	基準 3
		物入	天井	後補材	化粧石こうボード	基準 3
			壁	後補材	プリント合板	基準 3
			建具（窓）	後補材	アルミサッシ	基準 3
			床	後補材	クッションフロア	基準 3
		来賓室	天井	当初材	縁甲板張	基準 1
			壁	当初材	漆喰塗	基準 1
			腰壁	当初材	羽目板	基準 1
			建具（窓）	当初材	桧・杉板	基準 1
			床	当初材	板張	基準 1

部分		部位	詳細	材質・材種等	基準	
内装仕上	1 階	物置	天井	当初材	棹縁天井	基準 1
			壁	当初材	漆喰塗	基準 1
			建具（窓）	当初材	桧	基準 1
			床	当初材	板張	基準 1
		土間 1	天井	当初材	縁甲板張	基準 1
			壁	当初材	漆喰塗	基準 1
			腰壁	当初材	羽目板	基準 1
			建具（窓）	当初材	桧	基準 1
			床	後補材	土間コンクリート	基準 2
		膳写室	天井	当初材	棹縁天井	基準 1
			壁	当初材	漆喰塗	基準 1
			建具（窓）	当初材	桧	基準 1
			床	後補材	土間コンクリート	基準 2
		納戸	天井	当初材	棹縁天井	基準 1
			壁	後補材	漆喰塗	基準 2
			建具（窓）	後補材	桧	基準 2
			床	後補材	板張	基準 2
		階段	天井	当初材	縁甲板張	基準 1
			壁	当初材	漆喰塗	基準 1
			腰壁	当初材	羽目板	基準 1
			床	後補材	土間コンクリート	基準 2
		便所 1	天井	後補材	化粧石こうボード	基準 3
			壁	後補材	プリント合板	基準 3
			腰壁	後補材	タイル貼	基準 3
			建具（窓）	後補材	アルミサッシ	基準 3
			床	後補材	タイル貼	基準 3
		便所 2	天井	当初材	棹縁天井	基準 1
			壁	後補材	漆喰塗	基準 2
			床	当初材	板張	基準 2
		廊下 1	天井	当初材	棹縁天井	基準 1
			壁	当初材	漆喰塗	基準 1
			腰壁	当初材	羽目板	基準 1
			床	後補材	クッションフロア	基準 2
		廊下 2	天井	当初材	棹縁天井	基準 1
			壁	後補材	プリント合板・漆喰塗	基準 3
			床	後補材	板張	基準 1・3

部分			部位	詳細	材質・材種等	基準
内 装 仕 上	1 階	廊下 3	天井	当初材	棹縁天井	基準 1
			壁	当初材	漆喰塗	基準 1
			建具（窓）	当初材	桧	基準 1
			床	当初材	板張	基準 1
		廊下 4	天井	当初材	棹縁天井	基準 1
			壁	当初材	漆喰塗	基準 1
			建具（窓）	当初材	桧	基準 1
			床	当初材	板張	基準 1
	2 階	議場	天井	当初材	縁甲板張	基準 1
			壁	当初材	漆喰塗	基準 1
			建具（窓）	当初材	桧	基準 1
			床	後補材	板張	基準 3
			天井	当初材	縁甲板張	基準 1

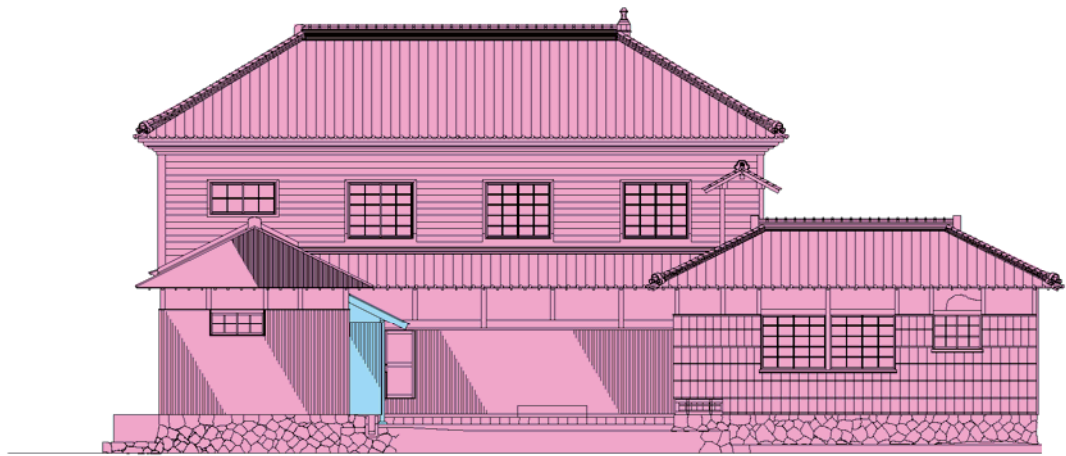
図一保護方針図①



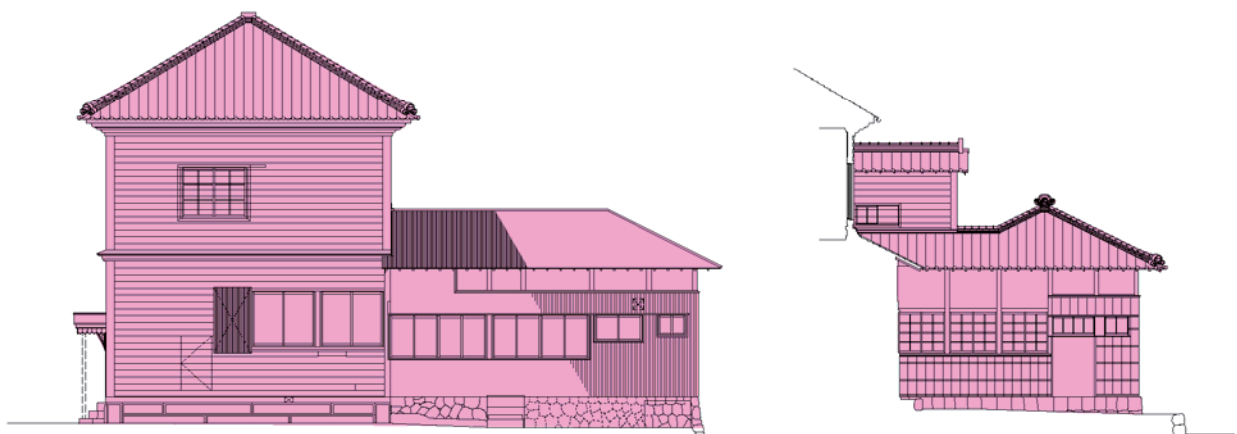
図一 保護方針図②



図一 保護方針図③



北立面図



東立面図

凡例

	保存部分
	保全部分
	その他の部分

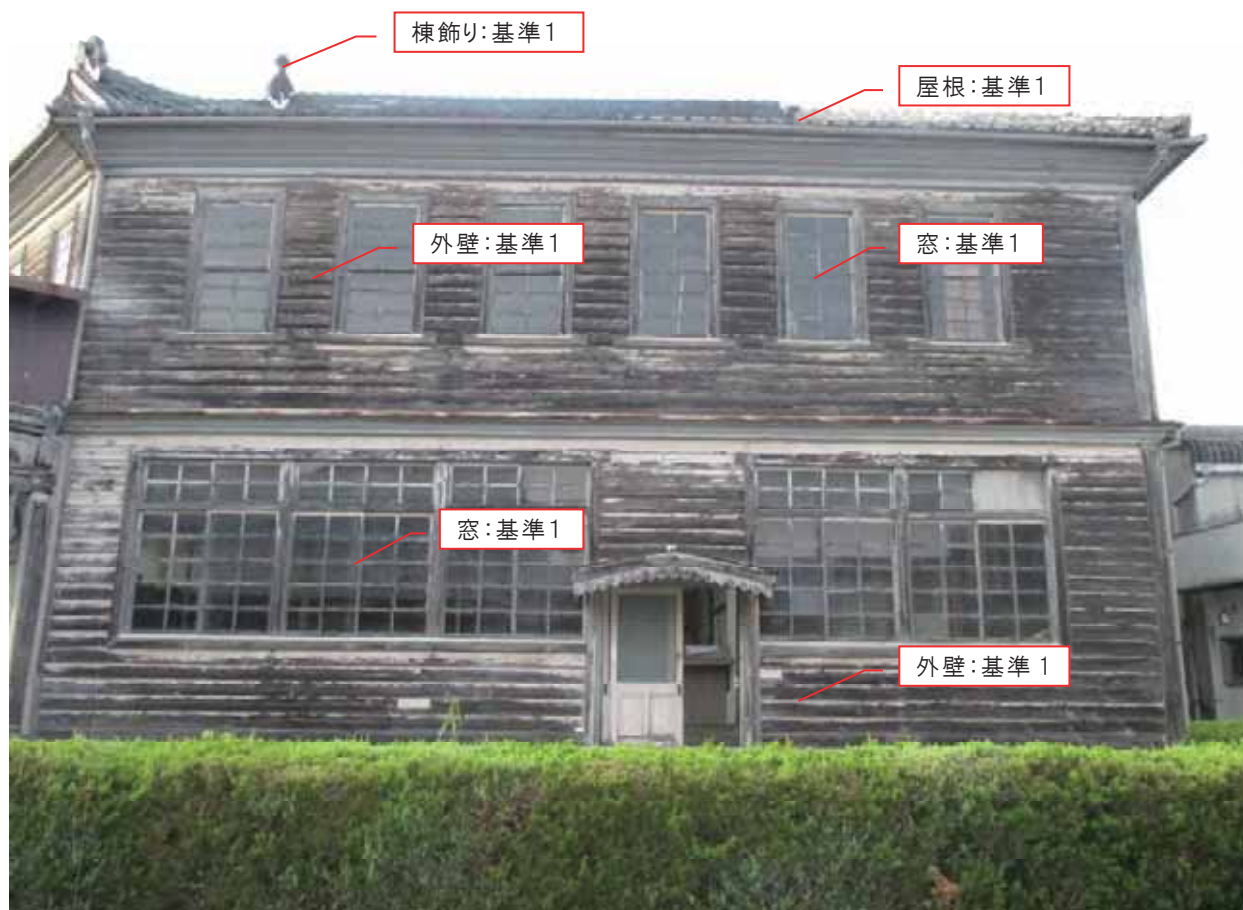
注．バルコニーは、覆屋の内側の村役場時代の形状等を保存する。



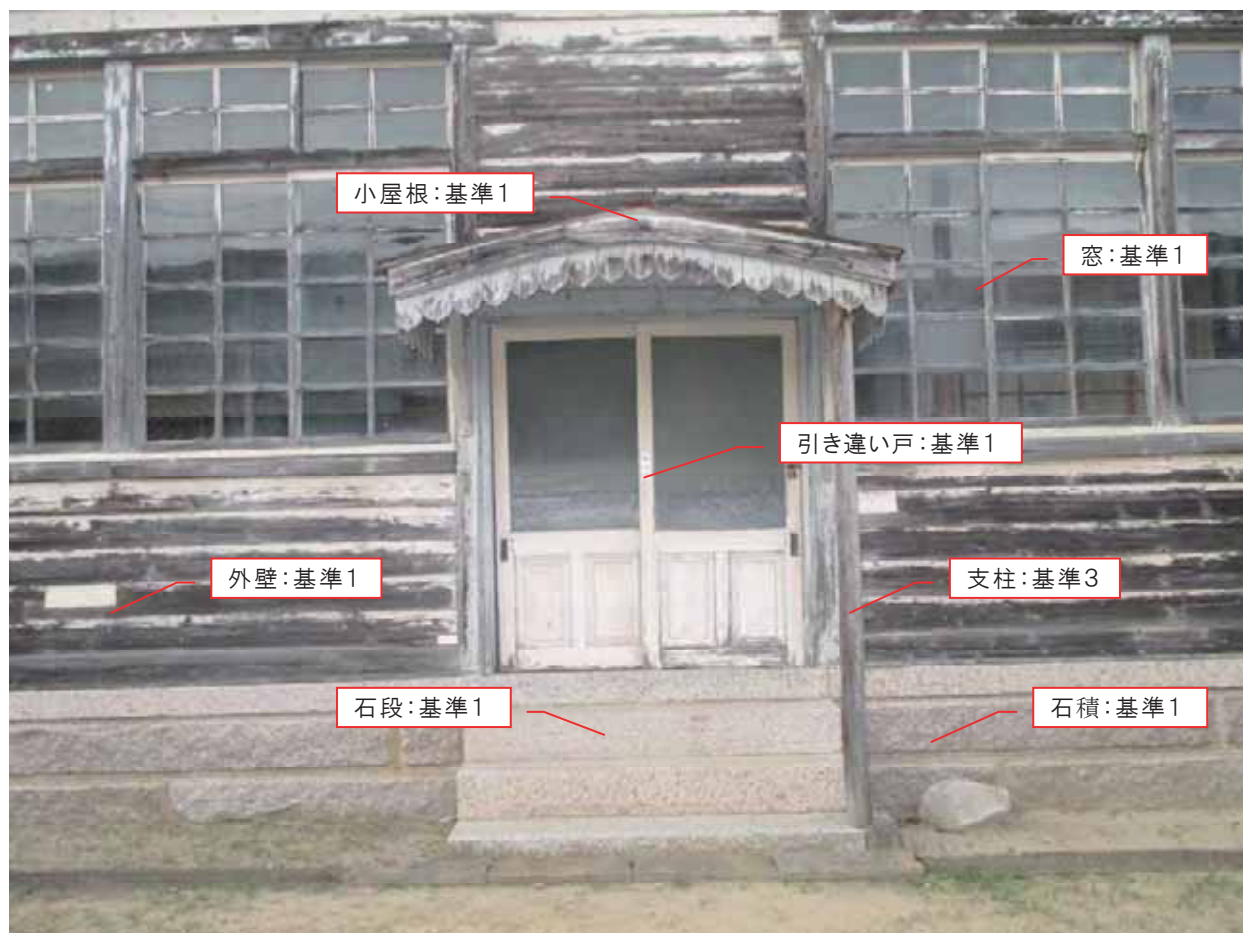
外観 本館(南西面)



外観 本館(南西面)



外観 本館(南面)



外観 本館(南面)



外観 本館(西面)



外観 本館(北面)



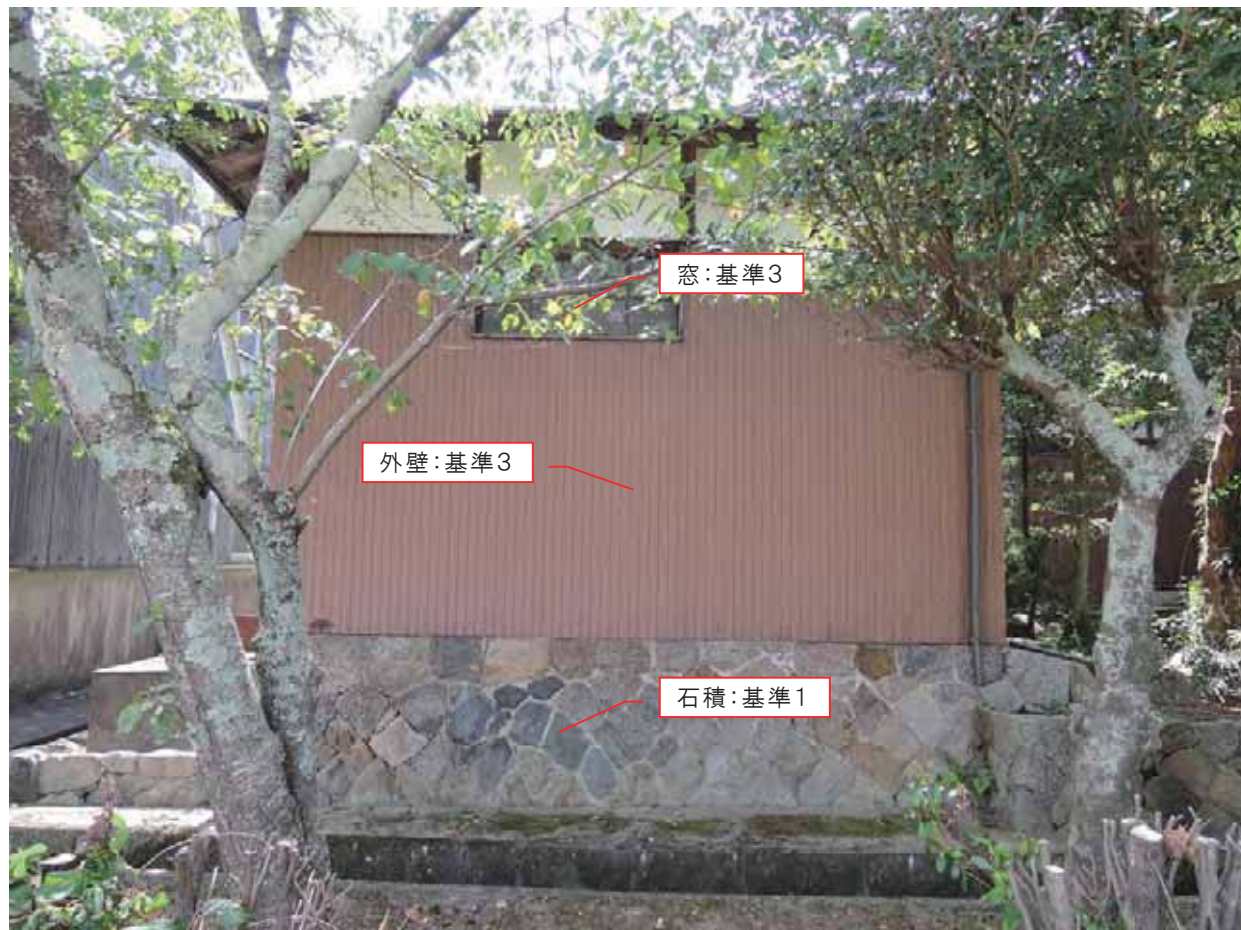
外観 本館(東面)



外観 小使室(西面)



外観 小使室(西面)



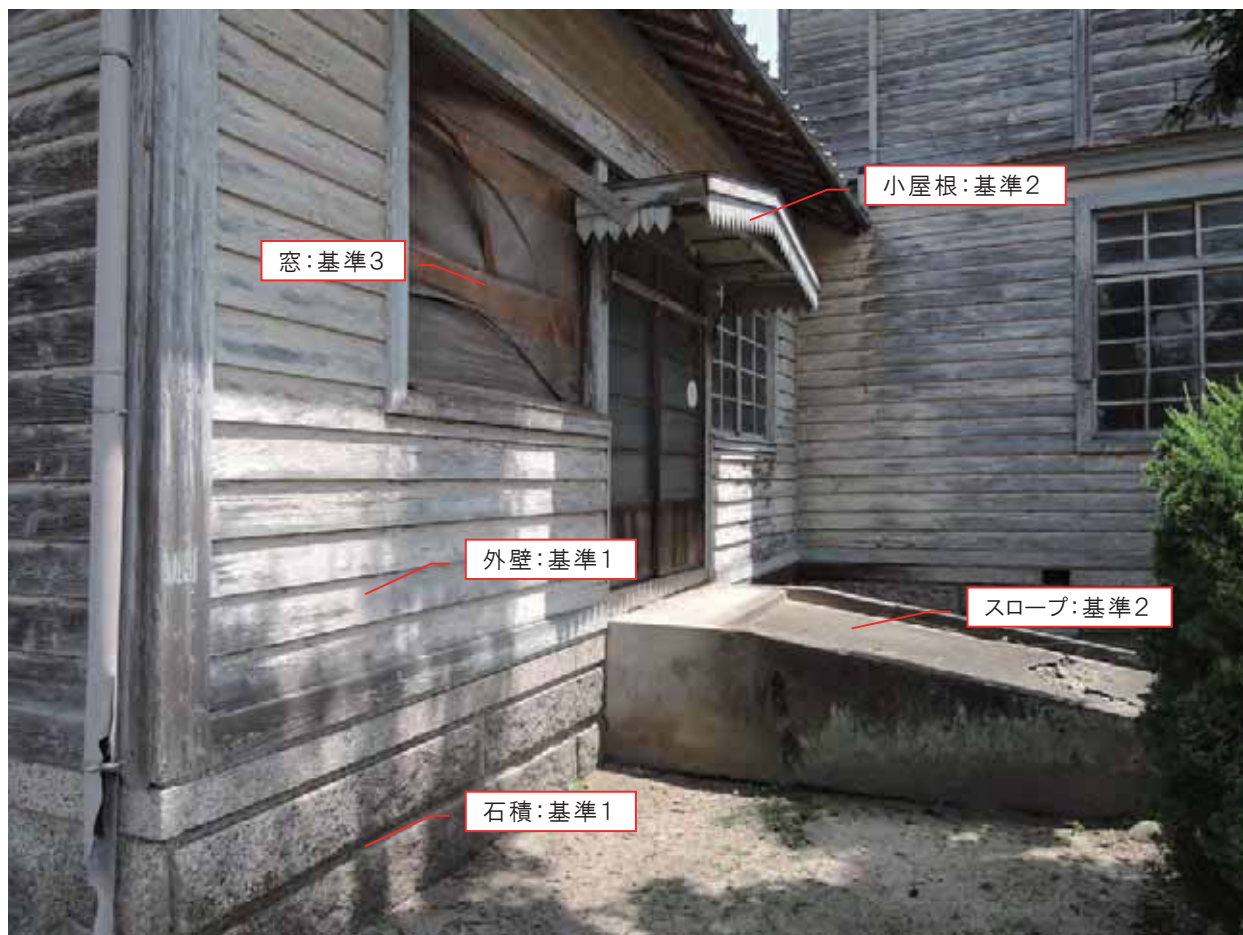
外観 小使室(北面)



外観 小使室(東面)



外観 来賓室(南面)



外観 来賓室(南面)



外観 来賓室(西面)



外観 来賓室(西面)



外観 来賓室(北面)



外観 来賓室（東面）



外観 来賓室（東面）



外観 来賓室(東面)



外観 昇降口(南面)



1階 事務室(北西面)



1階 事務室(西面)



1階 事務室(東面)



1階 当直室(南面)



1 階 当直室 (北東面)



1 階 休憩室 (南西面)



窓:基準3

1階 休憩室(東面)



天井:基準3

換気扇:基準3

窓:基準3

内壁:基準3

1階 物入(東面)



1 階 来賓室(東面)



1 階 来賓室(南面)



1階 土間 1 (西面)



1階 謄写室 (北東面)



階段



1階 便所 1 (東面)



1階 便所1 (東面)



1階 廊下4 (西面)



1 階 廊下 4 (北面)



1 階 廊下 3 (北面)



1 階 廊下3 (西面)



2 階 議場 (東面)



2階 議場(南面)



2階 議場(南西面)

(3) 管理計画

① 管理体制

本市の他の文化財と同様に、文化財保護法及び関連法令に基づく管理を行うものとする。津市教育委員会が建物の維持管理を行い、地域住民や市民が利用しやすく親しめる施設として管理運営を行う。

② 管理方法

7. 保存環境の管理

当該文化財建造物が建つ敷地とその周辺を常に清潔な環境として保持し、適切かつ良好な状態で管理する。また、文化財保護法、建築基準法及び消防法等の法律とそれに基づく政令や諸規定に従い、建築意匠、建築構造、避難施設や消防設備等施設の管理に必要な保守点検、ペンキ塗装等のメンテナンスを定期的を実施する。

なお、バルコニー等は、樋の詰まり対策や防水塗装などを行い耐久性を確保する。

4. 建造物の維持管理

維持管理にあたっては、修繕が必要と考えられる状態が発生した場合は、写真、実測、部材の一部保存することなどで記録をとり、今後の保存修理の参考資料とする。

7. 管理上の留意点

- ・ 歴史資料の展示施設、市民施設としての管理規定、施設運用規定や建物の管理のための規約等を必要に応じて定めることとする。
- ・ 管理する施設が文化財建造物であることに十分留意し、建造物に損傷を与えるような行為は避ける。このことを掲示板や資料等により来訪者や利用者に周知するものとする。

(4) 修理計画

① 当面必要な維持修理の措置

現時点の段階で保存及び公開活用の安全、便益確保のため、当面必要と考えられる修理等は以下のとおりである。

- 基礎、土台、柱、梁、桁等構造材の腐朽、欠損、劣化等の補強、取り替え
- 屋根、外壁、外部建具、雨樋、バルコニーの損傷部の修理、修復
- 内部漆喰欠損、崩落部の修理、修復
- 天井回り縁の沈下傾斜の修理、修復

② 今後の保存修理計画

建物に関する図面や写真等の調査を継続し、資料等をもとに建設当初の姿とその後の変遷を可能な限り明らかにし、可能な箇所を復原していくことを基本とする。ただし、復原することで建物の損傷を招くおそれがあると推測される場合は、当該文化財建造物の雰囲気や損なわない範囲で復原に代わる最適な方法を検討する。

3. 環境保全計画

(1) 環境保全の現状と課題

① 概況

当該文化財建造物の立地する敷地は、建築物が空家となっているため特に利用されていない。敷地は約 25m 四方の略方形で、南側や西側の前庭は比較的広く、使い易くなっているものの、背後地である北側の明小学校の敷地や東側の民有地との間は狭く、施設の利用や維持管理を行いにくい状況にある。

敷地の南側から西側の庭には、明村に合併した 7 ヶ村に因んで 7 本の樹木（現存するものは 4 本）を植えた記念樹と言われているマキ、ヤマモモ、クロガネモチなどがあり、道路境界に沿ってカイズカイブキの生垣がある。現在、当該敷地内については、地元老人クラブに草刈り等の維持管理委託を行っており、年間を通じて見学可能な環境が整えられている。

また、当該敷地の北側は、明小学校の遊具スペースとなっており、滑り台などの遊具が設置されている。

なお、当該敷地西側を通る市道牛谷線は、明小学校児童の通学路となっているものの幅員約 3.5m と狭く、併せて災害時の避難所である同校への大型緊急車両の通行等に支障があることから、地域住民等から安全面への配慮が求められている。

② 外構等の現状

7. 門柱・脇柱

市道牛谷線・市道林町中線と県道鈴鹿芸濃線が交差する当該敷地南西側の角部に花崗岩の門柱 2 本が建ち、左右に脇柱の基壇が残り、当初は鉄柵による袖塀が設けられていた。門柱の柱間は設計図より広く、位置関係も若干異なる。これは後年の県道鈴鹿芸濃線の拡幅工事に伴い、若干、敷地側に移動した可能性がある。

なお、脇柱は昭和 31 年の明支所開設に伴い、門柱として来賓室棟のスロープ前に移設されたが、現状では内 1 本が当該敷地西側の庭に放置されている。



門柱



門柱



脇柱基礎



脇柱

4. 石積

当該敷地の西側及び南側の道路境界沿いは、高さ 20～30 cm、30～40 cm 程度の花崗岩の石積であり、敷地北側の裏庭の擁壁は高さ 50～60 cm 程度の石積となっている。

敷地東側の隣地境界は溝となっている。



石積(西側)



石積(南側)



石積(北側)



石積(東側)

ウ. 樹木

前述の 7 ヶ村の記念樹の内現存しているものは、当該敷地西側の 3 本（マキ、ヤマモモ、クロガネモチ）と南側の 1 本（アラカシ）のみである。マキ、ヤマモモ、クロガネモチは樹高が 7 ～ 7.5 m 程度で未剪定の状態であり、アラカシは腐朽木となっている。

当該敷地の南側及び西側の道路境界沿いの生垣には、昭和 50 年代に植えられたと思われる樹高 1 m 程度のカイズカイブキが植えられている。敷地北側の裏庭は、明小学校遊具スペースの境界沿いに植垣があるほか、樹高 6 m 前後のマキ、クロガネモチなどがあるが、手入れはなされておらず日当たりが悪くなっている。



樹木(西側)



樹木(南側)



樹木(北側)



樹木(北側)

エ. 水準点

当該敷地南側の門柱近くの生垣の背後には、国土地理院設置による丸石の一等水準点があり、そのそばに同水準点の掲示板も建てられている。



水準点



水準点



水準点



水準点(拡大)

オ. 隣地

当該敷地北側の明小学校の遊具スペースには、滑り台や雲梯、ブランコなどの遊具が設置されており、周囲にはサクラ、クロガネモチ、ハナミズキ、イロハモミジ、マキ、クスノキなど、多種多様な樹木が植えられている。

また、明小学校校門近くに同校創立百周年記念碑があるほか、街路灯、カーブミラー、避難所掲示板などがある。市道牛谷線沿いに同校の駐車スペースがあり、当該文

文化財建造物（来賓室棟）の背後付近にはケーブル柱が1本立っており、隣接する市道牛谷線の中部電力(株)の電柱（NTT 併設）にケーブルが繋がっている。

なお、敷地東側の隣地は津安芸農業協同組合用地となっており、鉄骨造の事務所・倉庫が建っているが、通常業務は行われていない。



遊具スペース



創立百周年記念碑



避難所掲示板



駐車スペース・ケーブル柱

カ. 道路

市道牛谷線は、幅員の広いところは約6mであるが、当該文化財建造物（来賓室棟）西側では約3.5mと狭くなっている。また、当該敷地沿いには溝（暗渠）があり、建物背後で東に延びている。来賓室棟の北側背後には電柱が1本建っている。

なお、当該敷地南側の県道鈴鹿芸濃線の幅員は約4mとなっている。



市道牛谷線



市道牛谷線

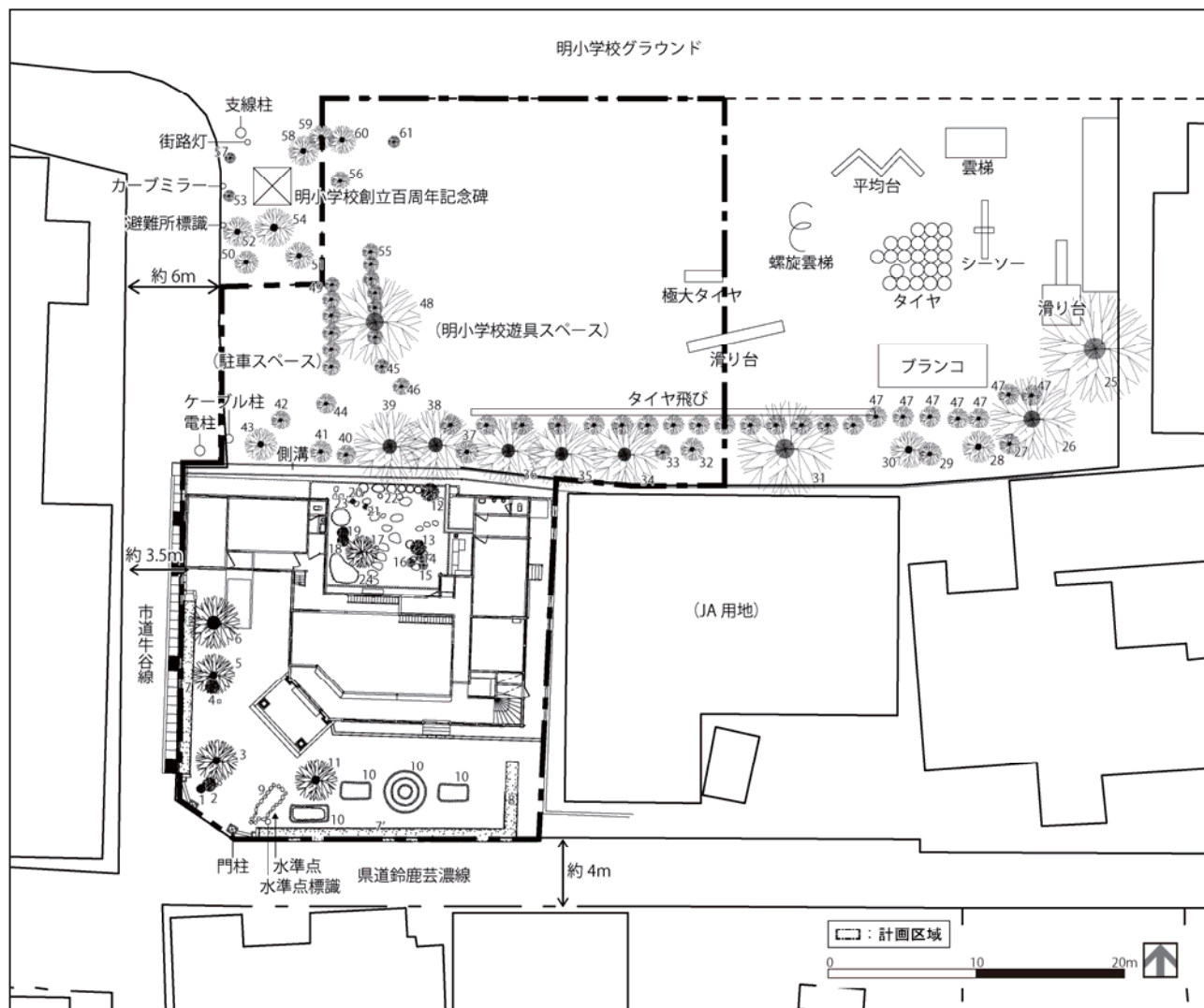


市道牛谷線



県道鈴鹿芸濃線

図一 外構及び道路等の現状



背景地図出典：2011 三重県共有デジタル地図（数値地形図 2500（道路線 1000））三重県市町総合事務組合

表一 樹木調査結果

NO	名 称	樹高(m)	幹周囲(m)	枝張り(m)	備 考
1	サツキ	0.5			
2	ナンテン	2.0			
3	マキ	7.5	1.34	4.5	剪定木(7ヵ村合併記念樹木)
4	ヤマモモ	1.0		1.0	
5	ヤマモモ	7.5	1.32	3.0	剪定木(7ヵ村合併記念樹木)
6	クロガネモチ	7.0	3.50	2.7	剪定木(7ヵ村合併記念樹木)
7	カイズカイブキ	1.6		1.5	延長12.3m(18本)(生垣)
7'	カイズカイブキ	0.9		1.0	延長17.7m(生垣)
8	カイズカイブキ	0.9		1.0	延長4.5m(生垣)
9	リュウノヒゲ				
10	アガパンサス				
11	アラカシ	3.7	1.00	2.0	腐朽木(伐採)(7ヵ村合併記念樹木)
12	サルスベリ	4.6	0.65	4.0	
13	クロガネモチ	5.5	0.40	3.0	
14	マキ	4.8	0.20	1.5	
15	カイズカイブキ	1.6		1.5	
16	クロガネモチ	3.5	0.20	1.3	
17	マキ	6.5	0.88	3.5	
18	ナンテン	3.0		1.5	
19	ツバキ	4.5	0.20	2.0	
20	クロガネモチ	5.5	0.32	3.0	
21	ナンテン	2.0		1.0	
22	マキ生垣	2.3		0.8	延長6.0m(7本)
23	ハラン				
24	ハラン				

表一 樹木調査結果(明小学校)

NO	名 称	樹高(m)	幹周囲(m)	枝張り(m)	備 考
25	サクラ	4.5	1.24	8.0	
26	サクラ	4.5	0.85	5.0	
27	ツバキ	2.5		1.8	
28	クロガネモチ	4.0	0.71	3.0	
29	クスノキ	2.5		2.0	
30	ハナミズキ	4.0	0.35	3.5	
31	イロハモミジ	4.5	0.98	6.0	
32	クロマツ	3.7	0.17	2.0	
33	サンゴジュ	1.1		1.0	
34	クロマツ	6.5	1.01	4.0	
35	サクラ	6.0	0.75	4.0	
36	サクラ	6.0	0.84	4.0	
37	モッコク	4.0	0.46	2.0	
38	イロハモミジ	4.5	1.25	4.5	
39	イロハモミジ	4.5	1.02	4.5	
40	クロガネモチ	3.5	0.31	1.3	
41	マキ	5.8	0.75	1.8	
42	マサキ	2.2	0.15	1.2	
43	マキ	5.8	0.92	3.0	
44	クロガネモチ	5.2	0.45	1.6	
45	ニシキギ	1.8		0.8	
46	キンモクセイ	2.0		1.0	
47	コノテガシワ	3.0		1.5	7本
48	クスノキ	6.0	1.86	6.0	
49	ニシキギ	1.8		0.7	
50	ヒマラヤスギ	4.0	0.62	1.5	
51	サザンカ	2.5		1.8	
52	カイズカイブキ	2.5		2.0	
53	ウツギ	2.0		1.0	
54	クスノキ	6.0	1.25	3.5	
55	イロハモミジ	2.5	0.41	1.3	
56	カイズカイブキ	2.8		1.5	
57	イロハモミジ	1.5		0.8	
58	モクレン	3.0	0.45	2.0	
59	イロハモミジ	2.0		1.5	
60	サザンカ	2.8		1.8	
61	サザンカ	1.8		1.0	
□	コノテガシワ	0.7~0.8			上部強剪定25本

※幹周囲は地上高さ1.2mで計測

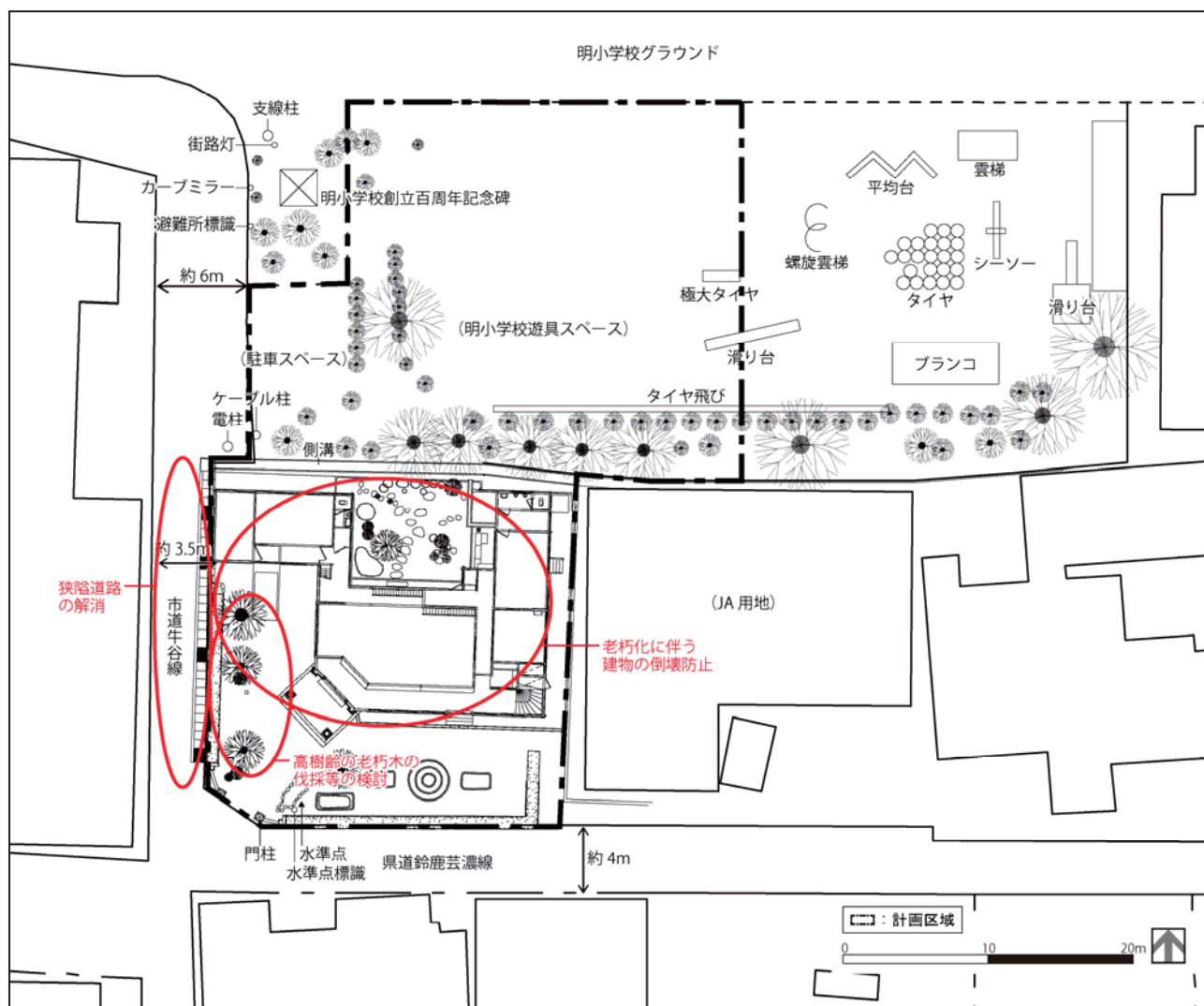
③ 課題と対応の考え方

当該文化財建造物の環境保全にあたり、前項の現状を踏まえ、次のとおり課題を整理する。

7. 課題

- 明小学校に至る通学路（市道牛谷線）が狭隘であり、警報発令時など保護者引き渡しの際に支障がある。
- 大型緊急車両（消防車）の通行が困難であり、災害に十分な対応ができない場合がある。
- 老朽化した建物のため、日々の登下校時においても危険性が増している。
- 建設当初の記念樹とされる樹木は、必要に応じて剪定等を実施しているものの、樹齢の増したものは、枝張も大きく樹幹も太く建物景観を阻害している。また、高樹齢の庭木については根張も広く、移植しても根付きが困難で枯死する可能性が高いことから伐採等も含め、取扱いを検討する必要がある。

圖一 課題圖



背景地図出典：2011 三重県共有デジタル地図（数値地形図 2500（道路縁 1000））三重県市町総合事務組合

イ. 対応の考え方

上記課題の対応に向けて、当該敷地北側の明小学校の遊具スペースへの移設の検討にあたり、現在地保存の場合と移築地保存の場合における下表の評価を踏まえ、移築地での保存とする。

なお、現状の角地としての建物南西面の正面性を確保するような環境づくりが必要である。

表一 当該文化財建造物保存敷地の比較

	メリット	デメリット	評価
現在地保存	○ 建設当初の場所で伊勢別街道等との関連づけで、文化財の価値を損ねることなく保存できる。	○ 明小学校児童の通学路や生活道路として狭小幅員の解消ができない。 ○ 災害時の大型緊急車輛の通行に支障がある。	○ 「現在地保存」として文化財の価値を残すことは重要であるが、小学校児童の安全な通学路及び緊急車輛の通行の確保は、極めて重要かつ喫緊の課題であることに加えて、より活用を図ることができるため、「移築保存」を優位と評価する。
移築保存	○ 明小学校児童により安全な通学路を確保できる。 ○ 災害時の大型緊急車輛の通行が可能となる。 ○ 当該文化財建造物の全体の姿を四周から観察できる。 ○ 移築後の建物跡地をオープンスペースとして多目的な活用ができる。 ○ 明小学校の課外授業等として、当該文化財建造物の一体的な活用ができる。	○ 建設当初の建物・敷地と道路との関係性がなくなり、文化財の価値を損ねる。 ○ 移築に伴い、保存できない部材（材料）が生じるおそれがある。 ○ 移築に伴い、部分的な改変などが生じる可能性がある。 ○ 移築のための費用が必要となる。	○ 現在地保存と比較して、より活用を図ることができるため、「移築保存」を優位と評価する。 なお、その場合のデメリットの解消には、可能な限り努めることとする。

(2) 環境保全の基本方針

当該文化財建造物は、前述の課題を解消するため、より多くの市民等が利活用できるように敷地北側の明小学校の方角へ移築し保存して、今後は資料館的機能と地域の交流施設として活用を図っていくものとする。

そのため、次の2点を基本方針とする。

- 文化財として可能な範囲で村役場時代の外観等周囲の環境を保全し、かつ建設当初の角地にある敷地の建物南西面の正面性を担保するため、門柱、石積や生垣などに配慮する必要がある。
- 敷地内は文化財建造物ともに美観を損なわないように、植栽も含めた適正な管理

を行うものとする。

(3) 区域の区分と保全方針

文化財建造物保存の観点から、当該文化財建造物の敷地内を「保存区域」、「保全区域」及び「整備区域」に区分する。

① 保存区域：文化財建造物の雨落までの敷地

建造物の保護に不可欠な区域であり、原則として新たに建造物を設けず、建造物及び雨落の保存修理のみ行う区域とする。ただし、復原にかかる構造物等及び管理、防災上所有者が必要と判断した建造物については、設置ができるものとする。

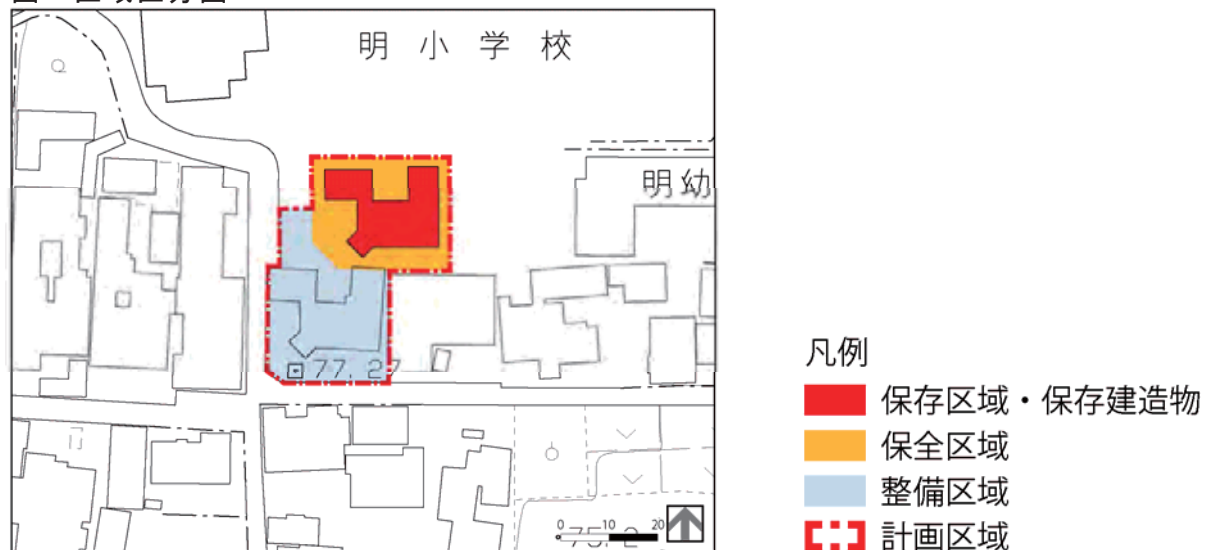
② 保全区域：文化財建造物の外観を保持するための敷地

保存区域に隣接し、当該文化財建造物の外観を保持するために、この域内では建造物等の新築・増改築等の変更は、原則として行わない区域とする。ただし、当該文化財建造物の管理若しくは防災上所有者が必要と判断した建造物については、設置ができるものとする。

③ 整備区域：保存区域以外の当該文化財建造物の敷地

当該文化財建造物の防災及び活用のため必要な区域で、角地であったことが理解でき、かつ市民が憩える空間とする。また見学者、利用者など来訪者の交流広場や駐輪、駐車スペースなどが必要であり、当該文化財建造物の保存、管理、活用のために必要な整備を行っていくものとする。

図一 区域区分図



背景地図出典：2011 三重県共有デジタル地図
(数値地形図 2500 (道路線 1000)) 三重県市町総合事務組合

(4) 建造物の区分と保護の方針

当該文化財建造物は、登録有形文化財として適正に保護する。

(5) 外構の保護方針

① 保護の方針

外構の基準立ては、「2. 保存管理計画」に倣うものとし、下表のとおりとする。

表一 部位の設定

外 構	部位	詳細	材質・材種等	基準
	門柱	当初材	花崗岩	基準 1
	脇柱	当初材（明支所の門柱に転用）	花崗岩	基準 1
	延石	当初材（鉄柵欠失）	花崗岩	基準 1
	仕切石	当初材	花崗岩	基準 1
	石積	当初材	花崗岩	基準 1



外構



外構



外構



外構

② 各部位等の保存方針

「環境保全の基本方針」等を踏まえ、当該文化財建造物を明小学校（遊具スペース）への移築を前提とし、各部位等の保存方針を以下に整理する。

7. 門柱・脇柱

市道牛谷線と鈴鹿芸濃線及び伊勢別街道が交差する当該敷地南西側の角地の景観を保全するため、現在の道路と建物の関係性を再現できる位置に門柱を移設するとともに、放置されている脇柱と鉄柵の復原について検討を行う。

イ. 石積

当該敷地の西側及び南側の道路境界沿いの石積は、生垣の移植に併せて可能な範囲で移設を行う。

なお、敷地北側の擁壁の石積は移築先の地盤高さを考慮したうえで、可能な範囲で復原を検討する。

ウ. 樹木

現在の敷地にある樹木は、高齢樹になり老朽木となっているものもあり、基本的には全て伐採・撤去するものとし、移築先敷地での後継木の植栽を行う。

なお、生垣のカイズカイズキは、移築先における現状敷地の形状の再現等のための移植を検討する。

エ. 水準点

水準点は現在地で保存することとするが、移設の必要が生じる場合は当該敷地の中で移設地の確保を検討する。

オ. 隣地

当該文化財建造物の移築先である明小学校遊具スペースの遊具、樹木及び同校創立百周年記念碑等については、同校関係者等と協議を行ったうえで移築時の障害となる遊具は移設し、樹木は伐採または移植し、同記念碑は再配置等の検討を行う。

また、移設に伴い障害となるケーブル柱等については中部電力(株)など関係機関と協議を行い、移設する。

カ. 道路

市道牛谷線については、通学路や災害時等の大型緊急車輛の通行に支障のない道路幅員の拡幅に併せて、関係機関と協議の上、同市道の側溝や電柱の移設を行う。

図一各部位の保全方針



背景地図出典：2011 三重県共有デジタル地図（数値地形図 2500（道路縁 1000）） 三重県市町総合事務組合

(6) 防災上の課題と対策

当該文化財建造物の北側以外は民有地であり、木造や鉄骨造等の建物がある。

当該文化財建造物で発生した火災が周辺民家に延焼したり、逆に周辺民家で発生した火災が当該文化財建造物に延焼したりすることも考えられるため、芸濃総合支所と地域住民との連携による消防活動を実施する。

4. 防災計画

当該文化財建造物の防災計画は、後述する活用計画に対応したものとし、その内容を以下に整理する。

なお、来年度以降に予定されている実施設計にあたっては、改めて関係機関と協議の上、建築基準法及び消防法等の精査を行うものとする。

(1) 建築基準法等への対応

① 当該文化財建造物の概要

建築基準法への適合を確認するにあたって必要となる当該文化財建造物の概要は以下のとおりである。

当該文化財建造物は、建築基準法に関して以下の各条項に対応する必要があると考えられる。

- ・ 都市計画区域に関する規定：都市計画区域内のものを対象とする
- ・ 建築基準法の手続きに関する規定：法 6 条
- ・ 建築物の立地条件、環境に関する規定：法 28 条、43 条、44 条、52 条、53 条、56 条
- ・ 建築物の防災に関する規定：法 24 条、35 条、35 条の 2、36 条
- ・ 建築物の移動、避難に関する規定：法 36 条

表一 当該文化財建造物概要

・ 用 途	：展示場、復原議場・地域学習の場、高齢者等いこいの場、管理室、他
・ 敷地面積	：604 m ² （現在）、1,330 m ² （計画） 注．計画敷地面積は S=1/500 図上求積による概数。
・ 建築面積	：216 m ² （現在）、222 m ² （計画）・建蔽率：35.8%（現在）、16.7%（計画）
・ 延床面積	：322 m ² （現在）、327 m ² （計画）・容積率：53.3%（現在）、24.6%（計画）
・ 高 さ	：11.5m（棟高）
・ 構 造	：木造 2 階建て
・ 屋 根	：瓦葺き
・ 外 壁	：杉板下見板張
・ 用途変更、主要構造部（屋根等）の大規模な修繕を行う予定。	

② 建築基準法の制限に関する総括

当該文化財建造物の活用計画に関する建築基準法の制限に関する現況と課題を整理し、次表のような対処の方針を定める。

表－建築基準法等への対応（その１）

	関連する建築基準法				
条項	都市計画	6 条	24 条	28 条 1、2 項	35 条
関連条項の概要	—	建築物の建築等に関する申請及び確認	木造の特殊建築物の外壁等	居室の採光及び換気 (令 111 条) (令 116 条2項)	特殊建築物の排煙 (令 126 条 2) (排煙)
現況、または展示場等としての計画	・都市計画区域外	・用途変更 展示場床面積 $100 \text{ m}^2 < 180.01 \text{ m}^2$ ・大規模修繕又は模様替えを行う。 ・主要構造部（屋根）の過半の修繕	・22条区域外	・当該居室床面積 $\times 1/20 < \text{採光有効窓面積(予想)}$	・当該居室床面積 $\times 1/50 < \text{排煙有効開口部面積(予想)}$
適格性の判定	該当せず	対応の必要あり ※表Gのとおり	該当せず	適格 ※表Fのとおり	対応の必要あり ※表Fのとおり

表－建築基準法等への対応（その２）

	関連する建築基準法				
条項	35 条	35 条 2	36 条	36 条	87 条
関連条項の概要	技術的基準 (令 117、119～124 条) (廊下の幅員)	技術的基準 (令 128 の 5 の 29～129 条) (内装制限)	技術的基準 (令 23～27 条) (階段の幅員)	防災設備に関する指針 (令 126 条の 4) (非常用照明)	用途の変更に 対するこの法律の準用
現況、または展示場等としての計画	・居室床面積 $< 200 \text{ m}^2$	・用に供する床面積 $< 200 \text{ m}^2$ ・用途は地区集会所及び展示場に変更 ・地区集会所床面積 $146.68 \text{ m}^2 < 200 \text{ m}^2$ ・展示場床面積 $180.01 \text{ m}^2 < 200 \text{ m}^2$	① L=166 R=21～22.5 T=23 T=15(壁面から 90cm) ② L=68 R=22.5～23.5 T=23	・設備未設置	・用途変更を行う。 ・大規模修繕又は模様替えを行う。
適格性の判定	該当せず	該当せず	①②とも 対応の必要あり	対応の必要あり	対応の必要あり ※表Gのとおり

表一敷地内通路

敷地内通路 (令第128条)	・特殊建築物の場合、幅員1.5m以上とし、避難階における出入口及び屋外階段から、道または公園、広場、その他空地に通じていなければならない。	・避難上支障がないように敷地内通路を整備する。
-------------------	---	-------------------------

表一採光、換気、排煙の検証

7. 採光 採光については、次のような条件を定め、建築基準法第28条1項などに規定の必要採光面積を確保する。 採光補正係数 A (※1) = 1 及び $\alpha = 10$、$\beta = 1$ とする。 $(h \div 5.6\text{m})$ とする。：図面参照 (※1) の考え方は次のとおりである。 A (※1) = $(d/h \times \alpha) - \beta = (d/5.6 \times 10) - 1$ $\therefore d \geq 9/5.6 \div 1.6\text{m}$ このため、曳家に際しては、当該文化財建造物を隣地境界から最小2m離し設置することで、採光補正係数 $A = 1$ を確保する。 4. 換気 建築基準法第28条2項に規定の必要換気面積は確保されている。 5. 排煙 建築基準法第35条に規定の必要排煙面積については1階来賓室が不足している。 このため、来賓室北側壁に自然排煙口（排煙窓）の設置により対応する。
--

④ 階段の検証

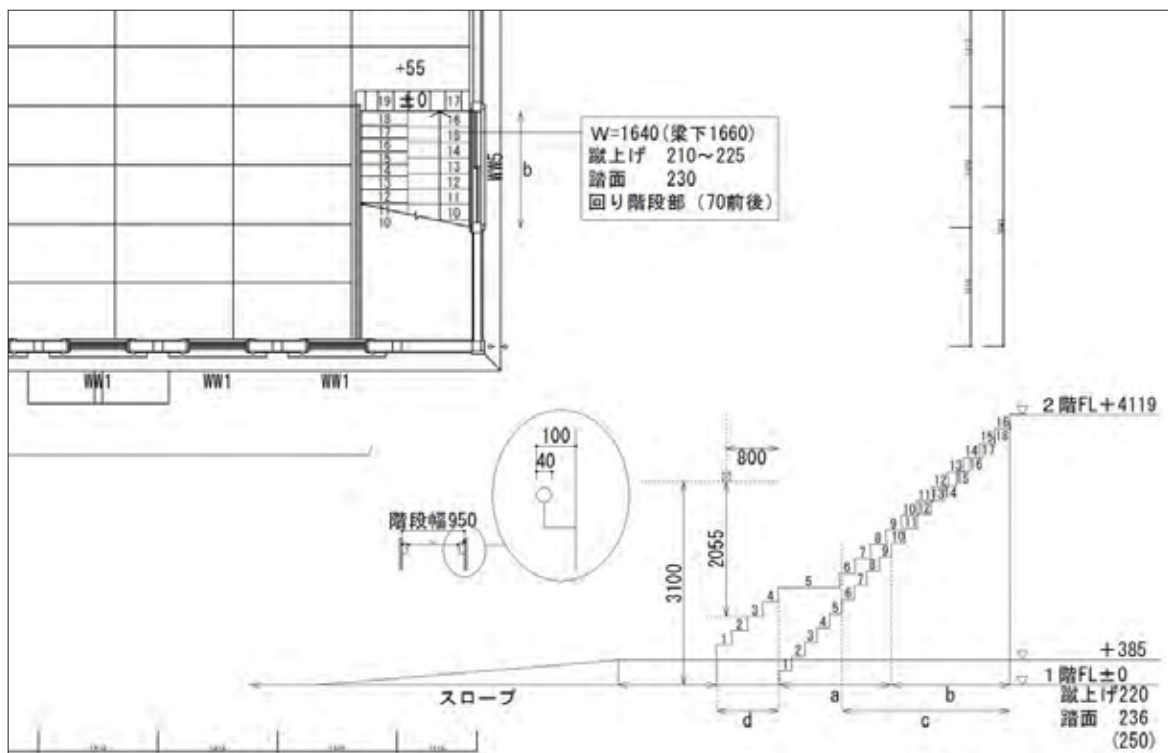
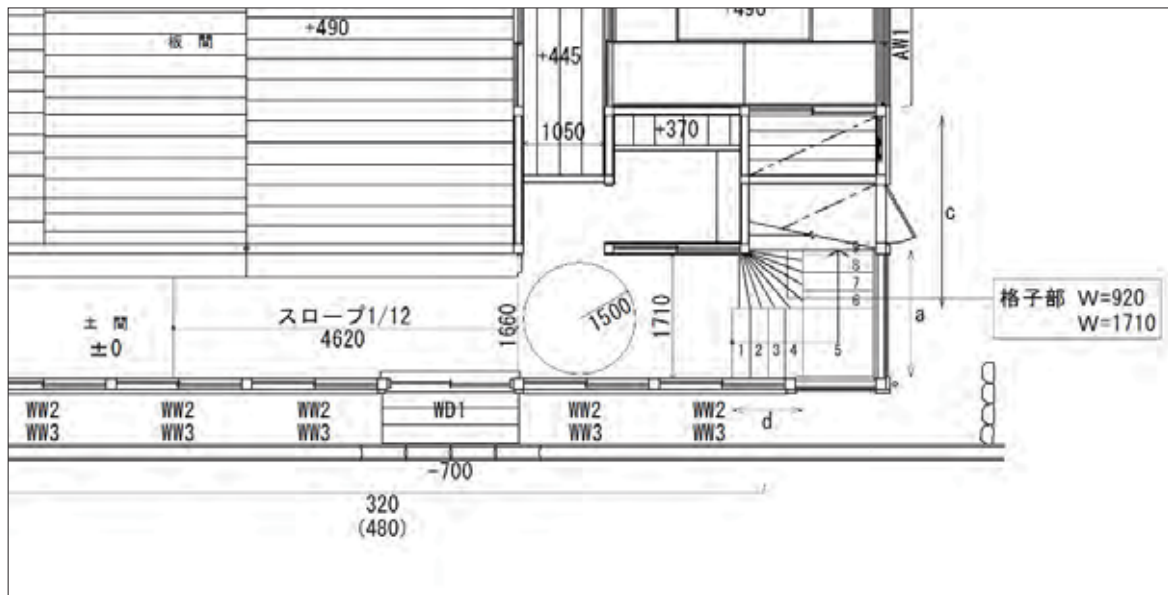
7. 階段方針案

蹴上げ、踏面とも「ゆとりある寸法」を確保するため、建築基準法施行令第 23 条に基づき、「階段の種別 4」に規定の必要寸法を確保する。

なお、階段及びその踊場の幅は「階段の種別 4」の 75 cm に対し両側に手摺（10 cm ずつ）を設けた必要寸法（95cm）を確保する。

また、傾斜路は、建築基準法施行令第 26 条（階段に代わる傾斜路）に基づき設置する。車いす利用者への対応として、階段昇降機の設置や可搬型機の準備などについても検討する。

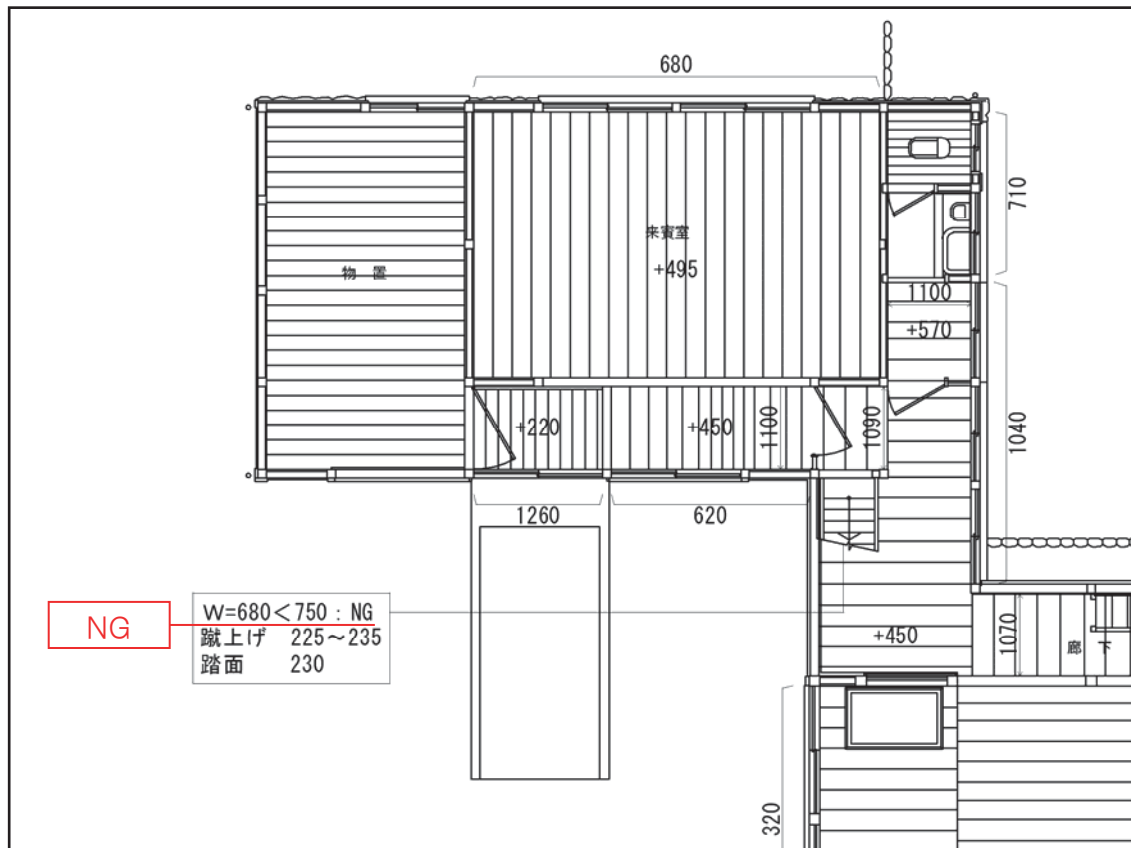
図－階段方針案



イ. 来賓室側の階段

来賓室側の階段は、屋根構造も含めた改修を行わない限り、建築基準法に適合させることは不可能であるため、本階段の活用は不可である。

図－来賓室側の階段検証



(2) 防災・防犯対策

① 当該文化財建造物の防災対策の考え方

7. 基本的な考え方

登録有形文化財としての文化財の価値を失うことなく将来にわたって保全していくにあたり、建築物としての防災避難能力を充実するとともに、地域住民との火災を中心とした防災への意識の向上と地域住民と行政や消防署などが連携した防災まちづくり体制の実現を目指して、次のような基本的な考え方を定める。

○ 火 災

火災による文化財の焼失を防ぐため、火災を起こさない、起こさせない、そして拡げないことを目標とし、出火防止、早期発見・早期通報、初期消火・本格消防、延焼の防止についての整備・検討を行う。

○ 震 災

地震の揺れによる倒壊を防ぐこと、地震後の二次的な被害（火災など）を防ぐことを目標とし、構造補強及び二次災害防止についての整備・検討を行う。

○ 風水害等

日常的な維持管理や減災の対策を行うことにより被害を抑えることを目標とし、浸水防止及び建築物の維持管理についての検討を行う。

① 火災などの災害に対応できる防災力向上

登録有形文化財としての歴史的景観を継承するため、今後、火災を中心として想定される災害に対応できるよう防災力の向上を目指す。

② 建築物の防災力向上

建築物の修理、工事や維持管理等により火災をはじめとする災害に対する防災性能の向上を目指すとともに、避難動線経路の確保など、総合的な防災力の向上を目指す。

③ 地域と行政の連携による防災力向上

芸濃地域の住民がこれまで育んできた地域力・地域コミュニティを礎として、「建築物の初期消火能力の向上」、「地域住民の防災意識の向上」、「火災を中心とする災害に対応できる体制づくり」をするとともに、行政等と連携した防災力の高い防災まちづくり体制を確立する。

4. 防火活動

当該文化財建造物のような木造で老朽化した建築物は、短時間で盛期火災となるため、早期発見・通報及び初期消火が、被害を最小限に食い止めるうえで重要である。

消防署による消火活動は、火災時には広く期待されるところであるが、所管消防

署である津北消防署芸濃分署は当該文化財建造物から約7kmの位置にあり、通報から消防隊の到着までには5分～10分ほどの時間を要するものと考えられる。

そのため、防火対策では、早期発見・通報に関しては、管理者が不在であっても、自動的に火災が周辺地区（住民）や消防署に伝わるようなシステムを導入するものとする。また、初期消火への対策としては、その緊急性から、消火設備は、消火器や易操作性のものなど、誰でも使用でき非専門的な人であっても操作が可能なものとする。

また、消火活動は、消防署を中心に、地元消防団、自主防災組織及び周辺住民等との連携が不可欠である。このため、消防署、地元消防団、自主防災組織及び周辺住民の役割を整理し、定期的に消防訓練を行って相互の連携を確認する。

消防訓練については、発災想定型の消防訓練を行うとともに、それに適応できる消火体制を構築する。

② 防火管理計画

防火管理計画を作成するにあたっては、建築基準法及び消防法の規定に適合させることを基本として考えるが、法規では必要最低限の安全性能しか要求されていないことから、それを前提に、安全を確保するために必要な対策を検討する。

なお、建築基準法及び消防法への適合については、現行の法令及び建物条件をもとに検討をするが、今後、法令及び要求性能は建物の用途と規模に応じて変わってくることから、耐震補強計画、実施設計の各段階で関係機関と内容の確認・協議を行うことを前提とする。

7. 消防法への適合

消防法では、当該文化財建造物のような一定規模の防火対象物では防火管理者を置き、防火管理区域を設定することが定められている。このため、教育委員会内に防火管理者を置くものの、至近に位置する芸濃総合支所、芸濃教育事務所も積極的にこれに協力するものとする。

防火管理者は、防火管理に関する一切の権限を有するとともに、次の業務を行うものとする。

- ・ 消防計画の検討及び変更
- ・ 消火、通報及び避難訓練の実施並びにその指導
- ・ 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査の実施及び監督
- ・ 消防用設備等の点検整備の実施及び監督
- ・ 火気の使用または取扱いに関する指導監督
- ・ 防火担当責任者に対する指導監督
- ・ 収容人員の管理
- ・ 管理権限者に対する助言及び報告
- ・ その他防火管理上必要な業務

また、防火管理者は次の業務について、消防機関への報告、届出並びに連絡を行うものとする。

- ・ 消防計画の提出
- ・ 建屋、諸設備の設置または変更の事前連絡並びに法令に基づく届出

- ・ 消防設備等の点検結果の報告
- ・ 教育訓練指導の要請
- ・ その他法令に基づく報告並びに防火管理上についての必要事項

消防法への適合要件の概要は、以下のとおりである。

当該文化財建造物は、消防法上防火対象物として取扱い、以下の用途区分として位置づけされる。

〈用途区分〉

- ・ 1 項、ロ「地区集会所」
- ・ 8 項 「展示室」
- ・ 16 項、イ「特定防火対象物が存する複合用途防火対象物」

イ. 消防法への対応

当該文化財建造物の活用計画に関する消防法の制限に関する現況と課題を整理し、次表のような対処の方針を定める。

表－消防法への対応

防火対象物 (令別表第1)	関連する消防法令		
	1項、ロ	8項	16項、イ
	条項の基準		
消火器具	○	○	○
	$S \geq 150 \text{ m}^2$	$S \geq 300 \text{ m}^2$	各用途ごとの基準に基づく
自動火災報知設備	○	→	○
	$S \geq 300 \text{ m}^2$	$S \geq 500 \text{ m}^2$	$S \geq 300 \text{ m}^2$
非常警報設備	→	→	○
	$S \geq 500 \text{ m}^2$	$S \geq 1,000 \text{ m}^2$	各用途ごとの基準に基づく
避難器具	—	○	—
	2階以上等	2階以上他	2階以上等
誘導灯	○	→	○
	全部	地階、無窓階、他	全部
計画用途(室)	復原議場・地域学習の場(地区集会所)	展示室	建築物全体 (特定防火対象物が存する複合用途防火対象物)
適格性の判定	該当する	該当する	該当する
対処の方針	・消火器具(A/B/C10型) ・自動火災報知設備 ・誘導灯	・消火器具(避難はしご) ・誘導灯	・消火器 ・自動火災報知設備 ・誘導灯

ウ. 火気使用状況と防火環境

防火管理区域内の建築物の構造と火気使用状況及び樹木の扱い等については、以下のとおりである。

7) 構造

- ・ 木造 2 階建て

4) 火気使用状況

- ・ 修理に併せ電磁調理器（湯沸、家庭用）を管理室と高齢者等いこいの場に各 1 台設置する。

ウ) 樹木の扱い

- ・ 防災と避難の視点をもって当該文化財建造物周囲に既存の樹木を剪定し植え替える。

エ. 予防措置

7) 火気などの管理

- ・ 管理人及び来訪者(利用者)に対しては、火気使用範囲と禁煙範囲を明示し、範囲外での火気使用及び喫煙を禁止する。
- ・ 火気の使用方法を明示し、日常（通常）管理及び後始末を厳重にして火災を未然に防ぐ。

4) 可燃物の管理

- ・ 日常の敷地内及び建築物内の清掃により、可燃物の除去及び整理整頓を徹底する。

ウ) 警備

- ・ 放火を未然に防ぐため周辺に可燃物を放置せず、夜間は施錠とともに、民間のセキュリティシステム（警備事業者）に委託し、管理を行う。

オ. 防災連絡会議と発災対応型防災訓練の実施

当該文化財建造物の防火管理計画の検討にあたっては、以下に示す特徴を考慮する。

- ・ 当該文化財建造物は、地域の歴史、伝統文化の紹介・展示や、地域住民の交流施設として活用されることから、それを守るためには地域の参加が求められる。
- ・ 放火の可能性もあり、予防には地域の目が有効である。
- ・ 当該文化財建造物は、集落の中に立地していることから、そこで発生した火災が周辺民家に延焼したり、逆に周辺民家で発生した火災による延焼も考えられる。このため、地域全体が連携した計画づくりとするとともに、それに併せた防火設備、消防体制を検討する。

これらを踏まえて、地域全体で防火意識を高め共有し、火災に対する早期発見・通報及び初期消火の取り組みを行うことが重要である。更に、行政と地域住民との連携を図るため必要に応じて防災連絡会議を開催し、連携した消防活動の事前調整及び実施を図っていくこととする。

主な構成員は、芸濃総合支所長、生涯学習課長、芸濃教育事務所長、津市北消防署芸濃分署、地元消防団、自主防災組織、地元自治会からなり、以下の項目について検討を行う。

- ・ 当該文化財建造物の消火設備整備計画及び利用計画の作成

- ・ 発災対応型防災訓練の実施

③ 防犯計画

公開期間及び公開時間内においては管理人による巡回を実施する。夜間においては、施錠によるとともに、民間の警備事業者に管理を委託することで対応する。

④ 防火・防犯設備計画

本計画では、防火・防犯設備の基本的な方針を示し、今後段階的に拡充を図っていくこととする。

7. 防火設備計画

7) 火災報知設備

1 階、2 階に自動火災報知設備を設置する。

4) 誘導灯

1 階の屋外への出口、廊下及び 2 階の階段降り口に誘導灯を設置する。

7) 消防用通報

1 階管理室に設置する。

1) 避難はしご

2 階の窓際 1 箇所に避難用はしごを設置する。

7) 消防設備

- ・ 屋外消火栓は、既存の道路上に位置する消火栓を活用する。
- ・ 既存の南面道路近くの屋外消火栓及び地下式防火水槽（40t）を維持していく。
- ・ 消防法施行令第 10 条に掲げる設置基準のうち、重要文化財と同等の基準で消火器を設置する。
- ・ 1 階、2 階とも各部屋に消火器（ABC 粉末消火器 10 型）を設置する。
- ・ 消火器算定基準は「基本設置のうち一般のもの」として必要設置本数を定め、それらが防火対象物の各部分から歩行距離 20m 以内となるように配置する。
 ＜算定基準能力単位の数値の合計数 $\geq$ 延べ面積または床面積/50 m²＞
 上記基準を満たして、次表の本数を設置する。

表一 防火・避難施設概要(案)

	消防法					建築基準法
1階 部屋名	自動火災 報知器	消火 器具	誘導灯	消防用 通報設備	避難 はしご	非常 照明
展示室（事務室）	6	2	0	0	0	3
地区集会所（当直室）	1	} 1	0	0	0	1
地区集会所（休憩室）	2		0	0	0	1
展示室（来賓室）	2	1	0	1	0	1
展示室（物置）	2	0	0	0	0	0
展示室（土間）	3	0	2	0	0	3
展示室（謄写室）	1	0	0	0	0	0
階段	1	0	0	0	0	1
便所1（便所1＋物入）	3	0	0	0	0	0
便所2	1	0	0	0	0	0
廊下(1)	1	0	1	0	0	1
廊下(2)	1	0	0	0	0	0
廊下(3)	2	0	2	0	0	2
廊下(4)	1	0	1	0	0	1

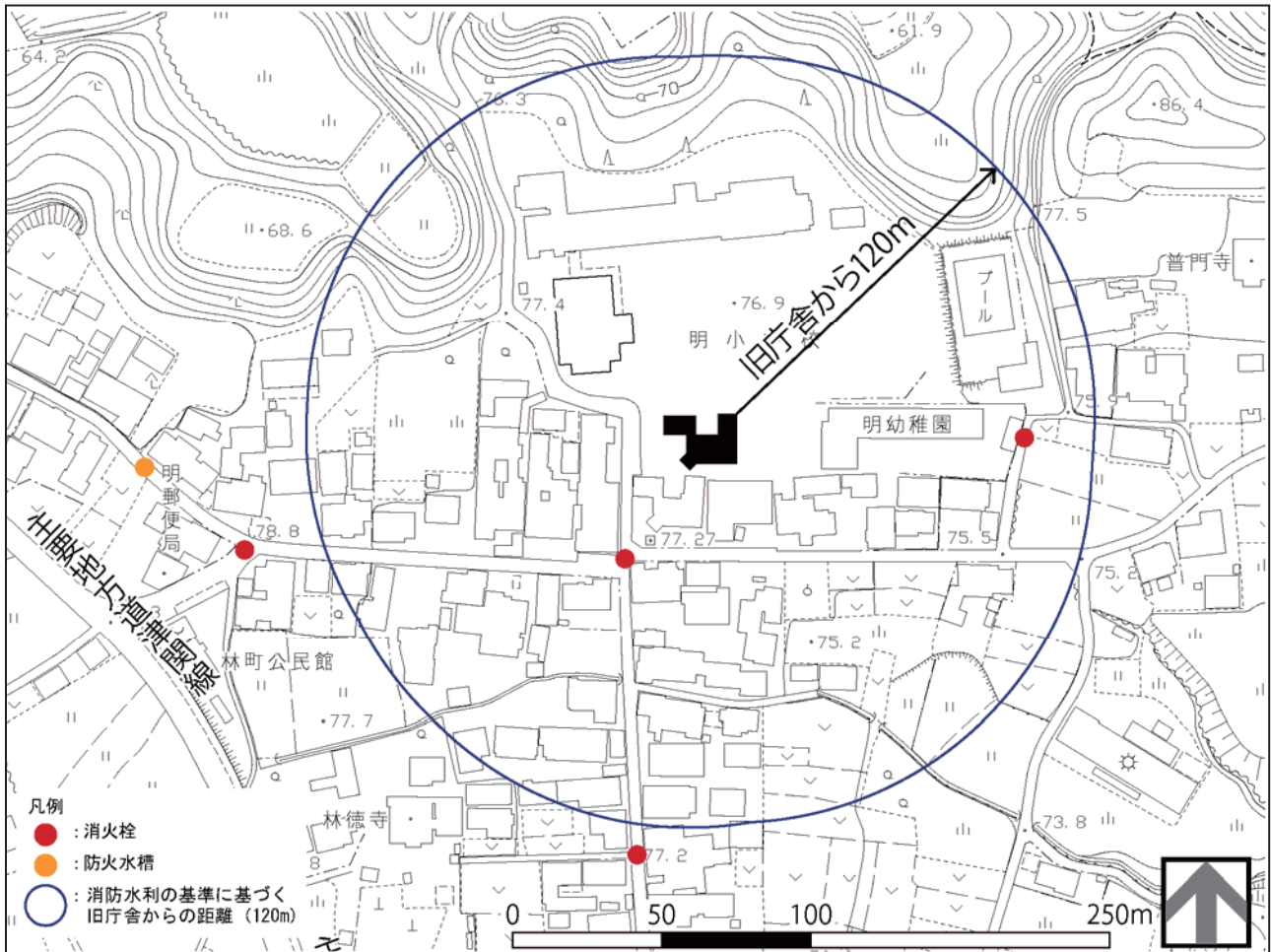
	消防法					建築基準法
2階 部屋名	自動火災 報知器	消火 器具	誘導灯	消防用 通報設備	避難 はしご	非常 照明
地区集会所（議場）	7	3	2	0	1	4
バルコニー	0	0	0	0	0	0

合計	34	7	8	1	1	18
----	----	---	---	---	---	----

□ 当該文化財建造物敷地周辺の消防水利状況

- ・ 当該文化財建造物敷地周辺の消防に関する消防水利の状況は次のとおりである。
- ・ 総務省消防庁による「消防水利の基準」に基づいて、防火対象物（当該文化財建造物）から120m以内に消防水利（消防栓）が設置されていることから、火災時に十分な水量を確保できる。

図一 屋外消火栓等位置図



か) 避雷設備

敷地内に避雷針の設置を検討するとともに、付近の電柱に避雷針が設置されている場合は、実施設計時において、その有効性も含め再度検討する。

4. 防犯設備計画

防犯設備については、平成 27 年度文化庁より「文化財の防犯対策について(通知)、(平成 27 年 4 月 30 日 27 財伝文第 26 号)」及び「文化財の防犯体制の徹底について(通知) (平成 27 年 4 月 30 日 27 財伝文第 8 号)」が出されている。

これを踏まえるとともに、夜間は施錠を行い防犯に努め、更に独自の防犯対策として民間の警備事業者への管理委託を検討する。

ウ. 保守管理計画

防火設備の維持管理については、消防法に定められた点検の他に、教育委員会において自主的に点検を行い、設備の位置、構造、不良事項、要注意事項を的確に把握するとともに、これらの機能を最良の状態で維持していくために、今後保守管理マニュアル等の作成を行う。

また、地域コミュニティ、自治会活動を活用して、日常朝夕、休館日の敷地や当該文化財建造物の見守りなどは、地域住民の自主的な定期作業により実施することを検討する。

(3) 耐震対策

耐震対策については、以下のとおり耐震診断結果を踏まえた補強案を示す。

① 耐震診断

7. 建物の劣化状況

現地調査を実施し過去の設計図書との照合、建物の劣化の程度を確認した。

- ・ 基本的には、瓦葺き(葺き土有り)寄棟屋根、外壁板張、土塗り壁(一部筋交い内蔵)の漆喰塗、玉石基礎の仕様となっている。
- ・ 建物平面形状、立面形状、部材寸法はほぼ設計図通りである。
- ・ 材料は、柱145mm角の杉材、梁は松、土台は桧であるが、材種の確認はできなかった。部材寸法は、柱はやせ気味(140mm角程度)、梁は確認できなかった。
- ・ 土壁は厚50mm～70mm程度、小舞は丸竹、貫が909mmピッチで入っている。土壁の中に筋交いが張付いている。
- ・ 2階床は182mmピッチで梁間方向に梁140mm×270mmを架渡している。スパンに対し梁背が小さいが、2階の床に変形等はみられない。床根太は45mm×90mmピッチ450mmである。1820mmのスパンに対して背が小さいが、2階の床に変形等はみられない。事務室の北側に下階柱抜けがあるが、柱受け鴨居は140mm×303mm程度である。鴨居に変形はみられないが2階天井の北側回り縁が波打っており、1階柱脚部で補強束と補強土台にめり込み変形がみられることから、柱抜けの影響があるものと思われる。
- ・ 屋根は寄棟で、本棟は6寸勾配洋トラス、平屋部は5寸勾配和小屋組みとなっている。トラス接合部はボルトと平金物で構成されているが、斜材は鋸となっている。特に本棟での野地板の劣化が激しく、葺き土の落下、瓦のずれ、雨漏りの原因になっている。
- ・ 外周部の柱、土台、壁の劣化が激しい。特に出隅部のほとんどで、土台の欠損、柱脚部の劣化及び欠損が起こっている。外壁板壁の欠損とそれに伴う土壁の欠落、柱の腐朽が起こっている。特に、東面全体及び来賓室棟(北西棟)の東北角の北面で著しい。
- ・ 正面玄関のバルコニーの雨漏りによるとと思われる劣化が著しい。バルコニーだけではなく、バルコニーに接する壁で内外壁の劣化、剥落、土壁や柱、筋交いの欠損が著しい。また正面玄関に面する寄棟屋根からの雨漏りによるとと思われる2階土壁の劣化、崩落がある。
- ・ 正面玄関の壁の劣化と南面の剛性の低さからくるとと思われる壁面の傾斜がある。

特に西面が南方向に1/60程度の傾斜を起こしており、南面も東方向に1/100程度の傾斜を起こしている。このため、建具の締まりが悪く、雨漏りの原因となっている、

- ・ 基礎は、外周部が土留めを兼ねた石積み基礎であり極めて不安定である。内部は玉石の上に束立てとなっており、根がらみはない。従って土台と基礎は緊結されていない。東側で基礎の崩壊がある。

1. 耐震診断結果のまとめ

当該文化財建造物の耐震診断結果は、以下のとおりであり、上部構造評点のうち最小の値は 0.19 で「建築基準法の想定する大地震動での倒壊の可能性が高い」となっている。

○上部構造の体力の評価（建築基準法の想定する大地震動での倒壊の可能性）

上部構造評価のうち最小の値	評点	判定
0.19	1.5 以上	◎倒壊しない
	1.0 以上～1.5 未満	○一応倒壊しない
	0.7 以上～1.0 未満	△倒壊する可能性がある
	0.7 未満	×倒壊する可能性が高い

○各部の検討

上部構造評点以外の、建物各部における問題点等を以下に示す。

【①地盤の崩壊等】

本建物の敷地は平地にある。
建物下の地盤は周囲に対し盛り上げて石積みで土留めと基礎を兼ねており、崩壊の可能性はある。

【②基礎の破損・亀裂等】

東面で石積み基礎の崩壊が見られる。

【③土台とアンカーボルトの破壊】

外部の土台の腐食が進んでおり、特に出隅部で欠損となっている箇所が多い。
アンカーボルトはない。

【④横架材接合部の外れ】

横架材引き寄せ金物や角金物は見られない。
接合部のはずれは見られない。

【⑤屋根葺き材の落下】

大屋根の一部の瓦が欠損している。
瓦の留め付けが不十分で、地震時に落下のおそれがある。

【⑥その他】

y6-x14 柱下部で柱補強のための挿入土台にめり込みが生じ、著しく沈下しており、2 階天井面に下がり、ゆがみが生じている。
1 階柱が全体として南東に 20～50mm 程度傾斜している。
2 階の床梁で、鉛直荷重に対し許容応力度を超えている部材がある。

② 補強計画の条件

7. 耐震性能を低下させている要因

- ・ 柱、土台、壁の劣化が激しく、欠損部も多い。
- ・ 1階事務室、2階議場共に面積の大きな部屋があるが、特に南側と西側に窓が多いため耐力要素が極めて少なく、偏心も大きい。
- ・ 床に火打ちがない。屋根面も同様に火打ちが少なく、床剛性が低い。これにより、地震力を建物全体で受け止めることができず、耐力の低い部分で耐震性が決まっている。
- ・ 外周は石積み基礎、内部は敷石に束立てで根絡はない。上台は固定されておらず、水平荷重を地盤に伝達できないことはもちろん、柱の引き抜き力に抵抗できない。現状は劣化の激しい土壁であり、剛性、耐力共に小さいため、水平耐力は上部構造で決まり基礎の耐震性は決定的ではないが、上部構造を補強した場合、基礎の耐震性により建物の耐震性能が低いところで頭打ちになる可能性が高い。
- ・ 屋根は土葺き、壁も土壁で荷重が重い。また劣化が激しく、雨水の浸入により、建物全体の劣化を加速させている。

4. 補強目標及び補強計画の条件

- ・ 耐震補強後の建物の耐震評点は1.0以上とする。
- ・ 外壁ファサード及び屋根等の外観は可能な限り原設計を踏襲する。
- ・ 内部の間仕切り、建具の位置は可能な限り原設計を踏襲する。
- ・ 曳家等により、基礎、柱脚の全面改修は可能とする。
- ・ 開口が多く既存壁の補強のみでは補強しきれない本棟1階事務室及び2階議場については、開口と空間を確保するため、鉄骨等による増設フレームを配置することもやむを得ないとする。
- ・ 2階建ての本棟と東西の平屋部との接続部で全体剛床を確保することは建物の釣り合いを確保する観点からもあまり効果はなく、現実的ではない。フレーム間の相対変位は床面と屋根面の差によって十分に吸収されると仮定し、各ゾーンの中では剛床を確保するが、全体としては別剛床として計画する。

ウ. 補強計画項目

- ・ 劣化している部材は取り替える。特に基礎、土台、柱脚部は原則として新材とする。屋根、壁、バルコニー、水周りに防水処置を施す。防蟻処置を行う。これにより劣化等級を引き上げる。
- ・ 基礎を鉄筋コンクリートの布基礎とする。基礎に土台アンカー、柱脚金物を配置する。これにより、上部構造の補強の効果を確保する。
- ・ 屋根の葺き土、土壁は全て撤去し、建物重量を軽減する。
- ・ 耐震要素を改めて配置する。耐震要素は構造用合板を基本とし、筋交いも使用する。間柱、柱頭柱脚金物を配置する。
- ・ 屋根の下地として構造用合板を使用し、火打ちを密に配置する。
- ・ 床材の下地として構造用合板を使用し、落込根太仕様とする。火打ちを密に配置する。

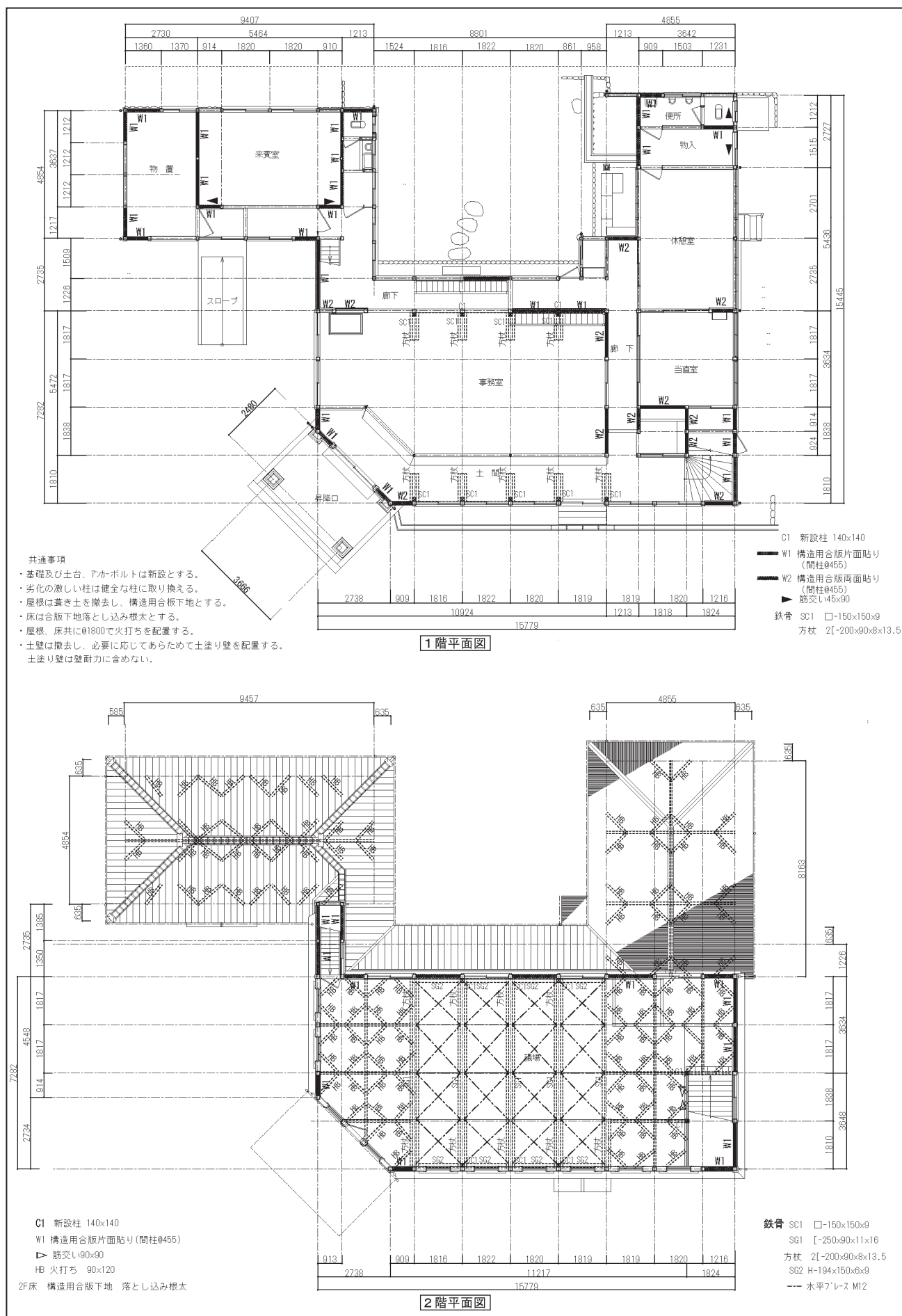
- ・ 1階事務室及び2階議場に鉄骨フレームを配置する。鉄骨フレームはX Y両方向に有効なラーメンフレームとする。鉄骨柱は既存柱に沿わせ、外部からの見え掛かりを減らす。梁は可能な限り天井内に収まるよう梁レベル、天井レベルを調整する。Y方向梁は既存床梁補強を兼ねるよう既存梁に沿わせて配置する。鉄骨柱脚下に必要な基礎を配置する。
- ・ 増設鉄骨フレームの座屈防止、水平剛性確保のため、水平ブレースを配置する。

I. 補強計画案

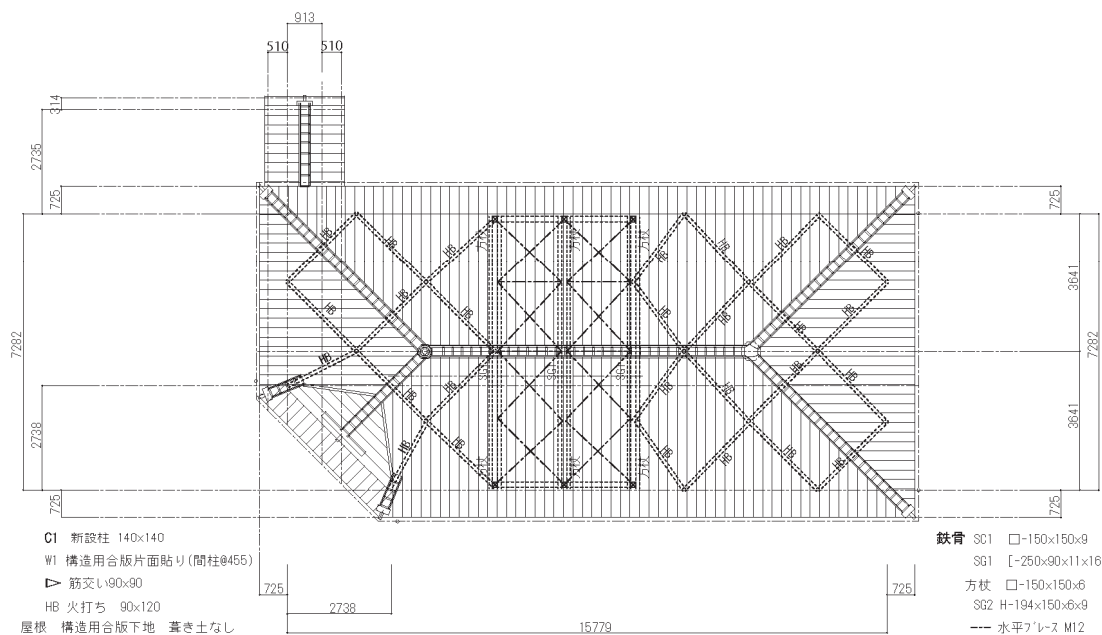
以上の耐震診断、補強計画の条件を考慮し、概略の補強計画案を次に示す。

なお、来年度以降に予定されている実施設計にあたっては、改めて耐震補強の精査を行い補強計画を作成するものとする。

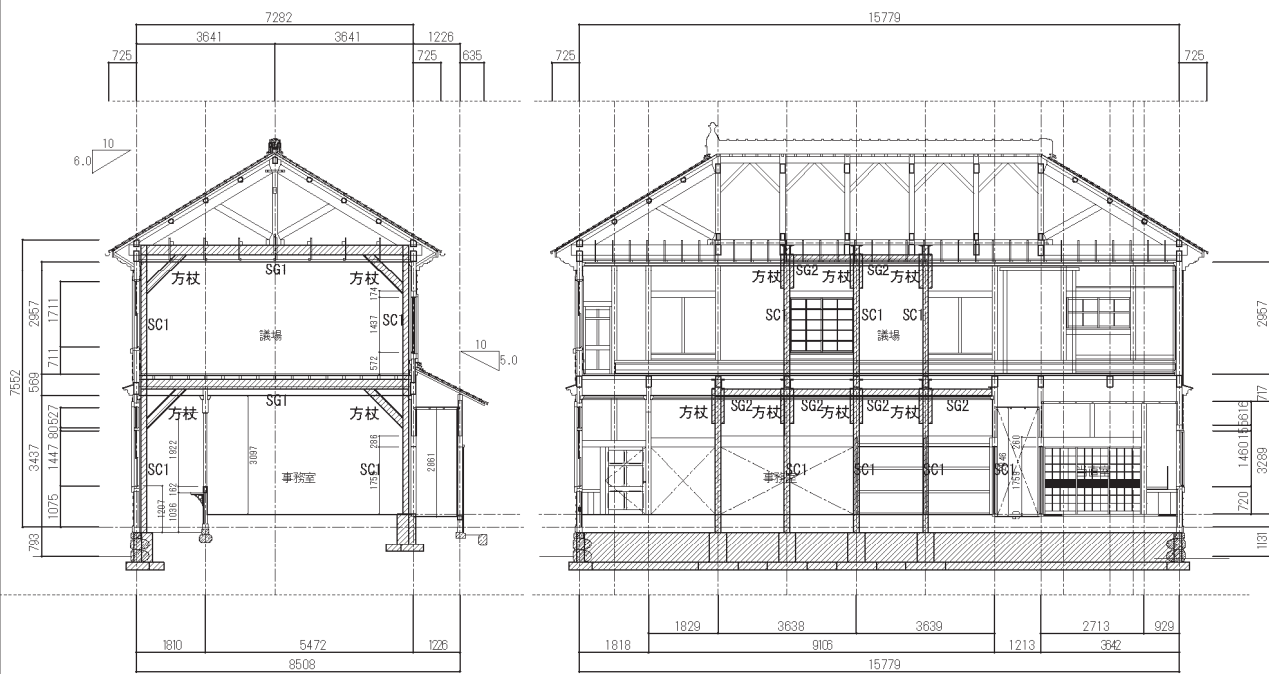
図一補強計画案①



図一補強計画案②



屋根伏図



梁間断面図

鉄骨 SC1 □-150×150×9
SG1 [-250×90×11×16
方杖 2[-200×90×8×13.5
SG2 H-194×150×6×9

桁行断面図

(4) 耐風対策

本計画では、目視による耐風診断の所見と対応方針を以下に示す。

① 耐風診断

当該文化財建造物は、築 100 年近くが経過し老朽化が顕著であり、これまでにない想定外の台風等により倒壊の危険性が排除できない。

また、屋根については、小使室棟を除き建設当初から瓦のままであるが、材料そのものの耐用年数が過ぎている。目視においても、一部で劣化が確認でき、強風時には吹き飛ばされる可能性がある。

軒裏の板張は数箇所が破損しており、強風時には吹き飛ばされる可能性があり、窓についても老朽化が目立ち、吹き飛ばされる可能性がある。樋は軒樋や縦樋の一部が破損しており、強風時に樋が外れ飛ぶ可能性がある。

② 対応方針

建物本体については、可能な限り早急に台風等への備えを検討する必要がある。

屋根は、不良となった瓦の葺き替えが必要であり、葺き替えにあたっては、構造上屋根の重さを軽くするために引っ掛け棧瓦とし、窓の補強等も含め、耐震補強設計とともに、強風時の建物の安全性についても検討を行う必要がある。

軒樋及び縦樋は当初の色彩を考慮し、劣化しにくい素材を使用し取り換える。

(5) その他の災害対策

当該文化財建造物は内陸の平野部に立地しているため、水害の危険性は少なく、土砂災害の危険性もないと考えられる。

5. 整備計画

(1) 移築計画

「3. 環境保全計画」における検討結果を踏まえ、当該文化財建造物を明小学校遊具スペースに移築する。

移築にあたっては、敷地境界と外壁面を2m以上確保するものとする。

また、建物の移設により現在地でオープンスペースが確保できるため、多目的スペースや駐輪スペースを含んだ交流広場として活用していく。

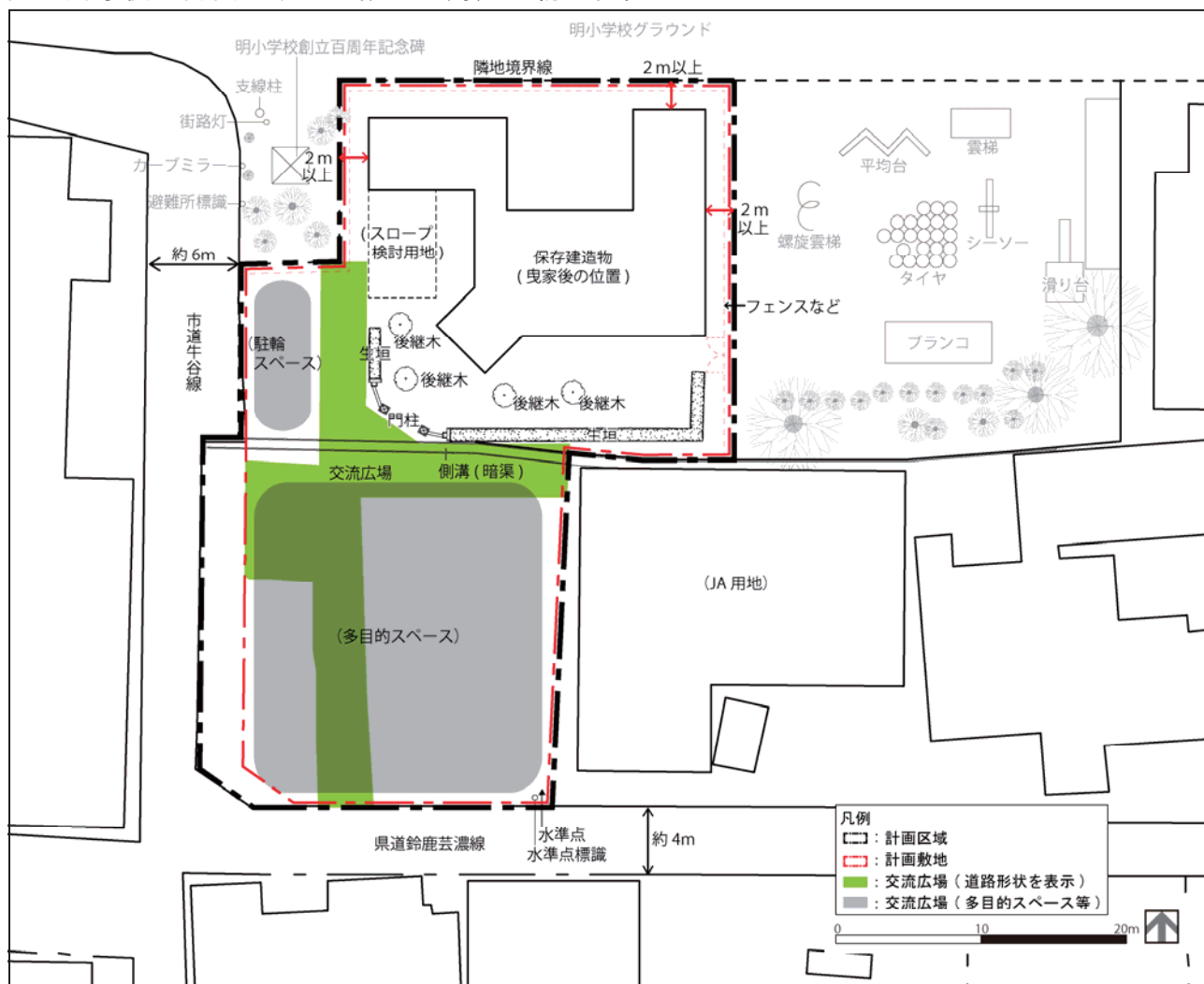
なお、現在地における建物と伊勢別街道等の道路の関係性を想起できる交流広場の路面や門柱、生垣等の修景を行い、可能な限り文化財建造物の価値の保全を図る。

(2) 建築計画

「4. 防災計画」における検討結果を踏まえ、建設当初の本館東側の今日では珍しい急勾配の階段を文化財として保存し、その上部に来訪者が2階議場に上がる階段を設置する。また、高齢者等いこいの場の東側の廊下を北側に延長するとともに、多目的トイレの出入口を確保する。2階議場は、座式で議場を行ったとされる座式机等の保管場所として、東側階段の上り口正面に収納スペースを確保する。

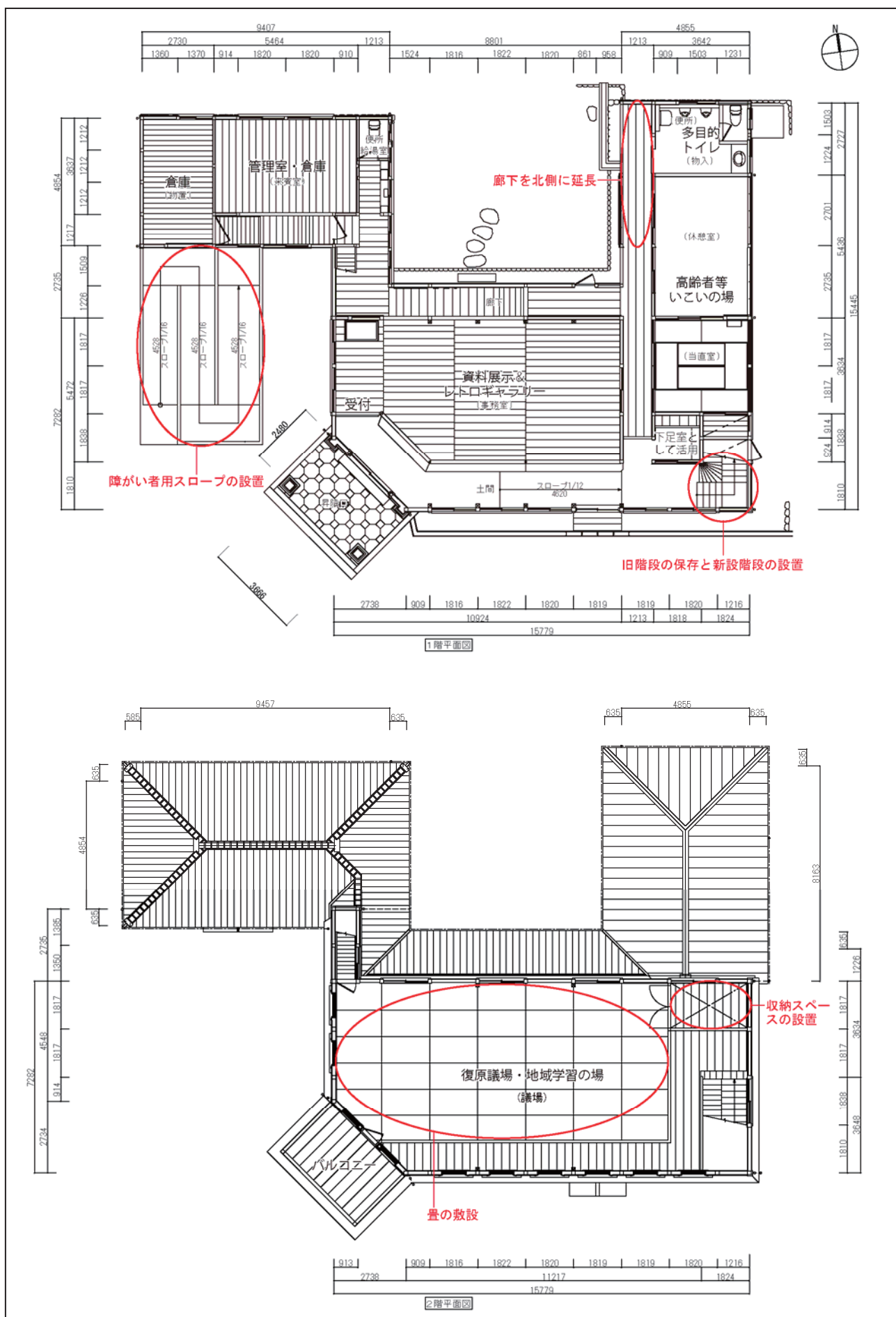
なお、移築に伴い確保できる現建物跡地を活用し、現在地保存では困難であった障がい者用スロープを整備する。

図一 曳家後の計画区域と当該文化財建造物の位置



背景地図出典：2011 三重県共有デジタル地図（数値地形図 2500（道路線 1000）） 三重県市町総合事務組合

図一 建築計画の考え方



6. 活用計画

(1) 公開その他の活用の基本方針

① 活用における現状の課題

当該文化財建造物周辺には、明小学校や幼稚園などの施設はあるものの、市民等が交流できる公共施設はほとんどない。また、明小学校には学童保育もないことから放課後の見守りが求められており、ボランティアガイドなどの活動拠点としても注視される場所であることから、市内外も含めて地域のふれあい交流施設が望まれている。

- 市民交流にふさわしい魅力ある企画展示とレイアウト等の検討
- 展示物の継続的な収集と保管方法の検討
- 情報発信と集客方法等の検討
- 地元住民等への施設活用に向けた啓発活動の促進
- 明小学校等教育機関との連携活動の促進
- ボランティアガイド等のサポート体制の充実
- 施設の維持管理・運営のための便益施設等の充実

② 活用の考え方

当該文化財建造物は、歴史資料室及び地域住民の交流文化活動の場として公開、活用するものとし、また周辺には隣接する明小学校のほかに、伊勢別街道や普門寺などの歴史的資源も多く、文化財保存の妨げとならない範囲で、見学者、来訪者を受け入れ、広く公開することとする。

なお、公開にあたっては、以下の基本方針に従い、本市が主体となって公開活用活動を実施する。

- 当該文化財建造物が村役場として建設され、これ以後も町役場支所や資料館等として活用され続けてきたことを踏まえ、本市の代表的な歴史的庁舎建造物としての保全を図る。
- 地域住民が地域の誇り、シンボルとして親しみをもって活用し、少子高齢化の進展する中、地域の活性化や子ども達と高齢者などの世代間交流の場として積極的な活用を図る。
- 明小学校の放課後の児童の居場所づくり(学童保育や地域の見守りなど)のほか、市内の学校教育機関との連携を図り、地域の歴史、伝統文化、議会の歴史や制度を学ぶ地域学習の場として活用を図る。
- 津市芸濃総合支所他の文化施設、ガイドボランティアの会等のまちづくり活動団体と連携し、地域住民や観光客等来訪者の文化教養の向上に資する場として活用を図る。

(2) 公開計画

当該文化財建造物の公開にあたっては、可能な限り利活用できる環境づくりに配慮し、身体障がい者用スロープや多目的トイレの整備を図るとともに、次に示すとおり公開を行う。

① 建造物の公開

- 計画区域及び計画区域内の当該文化財建造物や外構回りを公開の範囲とする。

- 1階は資料展示&レトロギャラリー、高齢者等のいこいの場、管理室・倉庫、多目的トイレ、2階は復原議場と地域学習の場として活用する。

② 外構の公開活用

当該文化財建造物の南北側、西側の庭（外構）を公開し、文化財の全体と門柱等も復原して建物南西隅部の正面性及びかつて角地にあったことを体感できるようにする。

当該文化財建造物を曳家し、再配置を行うにあたって、隣地境界と建築物間の幅員（外構）については、移動、避難（2m以上）、回遊できる規模を確保するとともに、建物の外壁、窓を鑑賞できるようにする。

③ 関係資料等の公開

明村役場に関する資料を中心として、地域の歴史資料等の展示を行う。

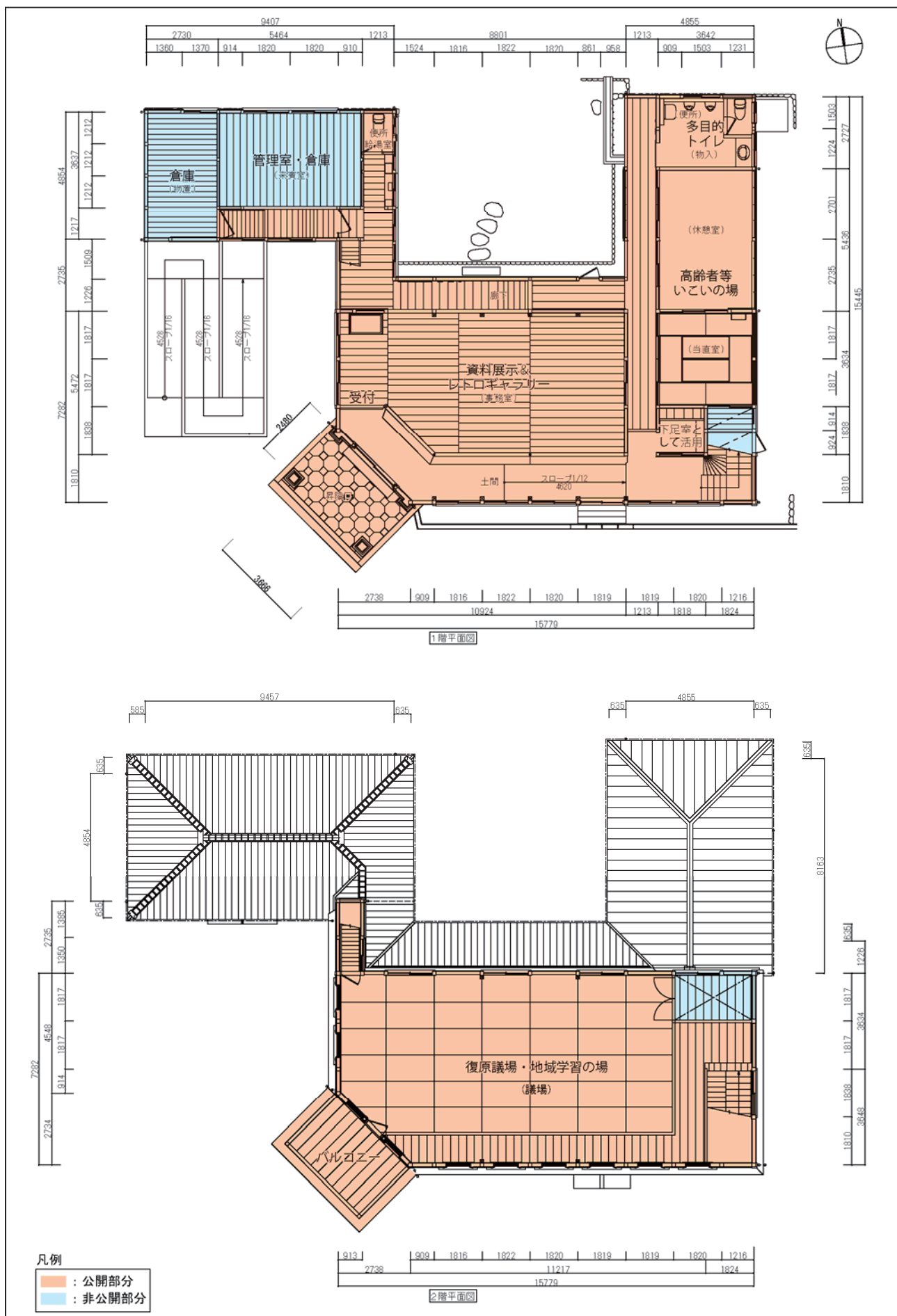
現在、芸濃郷土資料館（芸濃総合文化センター内）には展示室が2箇所設けられていて、明村役場建築当初の設計書などの資料を展示しているが、当該文化財建造物で展示するため地域の歴史資料とともにこれらを移設する。同時に資料館展示物の再整理を行い、芸濃地域の歴史について、より理解が深まるような展示と適切な利用環境に努める。

図一 公開計画図①



背景地図出典：2011 三重県共有デジタル地図（数値地形図 2500（道路線 1000）） 三重県市町総合事務組合

図一 公開計画図②



④ 地域のまちづくり活動団体等と連携した活用

本地域では楠原地区など、地域住民の文化活動が積極的に行われている。

このため、これらの地域活動の場として、またガイドボランティアの活動拠点や地域住民の会議の場などとして活用を促進する。

(3) 活用基本計画

① 計画条件の整理

7. 法的条件・遵守すべき法規等

- 文化財保護法
- 登録有形文化財に係る登録手続き及び届出書等に関する規則
- 建築基準法、消防法及び関係法令
- エネルギーの使用の合理化に関する法律及び関連法令
- 水道法及び関連法令
- 下水道法及び関連法令
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律及び関連法令
- 電気事業法及び関連法令
- 景観法及び津市景観条例 など

4. 関連計画

- 津市総合計画
- 津市景観計画
- 津市教育振興ビジョン
- 津市文化振興計画 など

ウ. 活用の方向性

大正5年に建設された旧明村役場庁舎は、地域の行政機能の中心として役割を果たしてきた歴史があることから、文化財建造物を活かした地域文化や地域活動の拠点として整備・活用を目指していく。

② 施設計画

各室の用途や機能分担、動線計画は次のとおりとする。

7. 各室の用途や機能分担

○ 資料展示&レトロギャラリー

- ・ 村役場当時のカウンター、金庫、天井飾りの他、上げ下げ窓、バルコニーなど洋風建築としての特徴の解説。
- ・ 村役場で実際に使われた印章（表紙の印影）、役場で作成した行政文書などの実物資料について、展示・解説を行う。
- ・ 大正から昭和前期の雰囲気が残る中で、ゆったりと過ごせるギャラリースペースを設ける。
- ・ 津市や芸濃地域への来訪者のための地域の物産など情報発信資料（パンフレット、ボランティアガイド、地域の観光スポットほか）の配布。

- ・ 適切な展示環境を確保するために必要な電気設備、空調設備及び内装設備、機器の設置を行う。

○ 復原議場と地域学習の場

- ・ 洋風建築とミスマッチな畳敷きの議場を復原して、当時の議場の雰囲気を再現し、役場庁舎としての歴史を体感できるものとする。
- ・ 付近を通る伊勢別街道の関係資料や、近隣から発掘されたミエゾウの化石などの資料を通して、地域学習の場として活用する。
- ・ 明小学校など地域児童に対する放課後の学習・学びの場、授業の一環としての利用、また地域住民が地域の活動の場など多目的に活用できる場とする。
- ・ 適切な環境を確保するために必要な電気設備、空調設備及び内装設備、機器の設置を行う。

○ 管理人室・倉庫

- ・ 当該文化財建造物の日常の維持管理及び資料展示室などの運営管理を行うため、管理人が常駐することとする。

○ 高齢者等のいこいの場

- ・ 高齢化の進展に対応するため、高齢者支援事業なども実施できるようスペースを確保して、地域の居場所、いこいの場として活用する。
- ・ 高齢者だけでなく、明村役場を訪れる子どもたちなどとの交流場所として活用する。

○ その他の施設

- ・ 回り階段には建築基準法に合った階段を重ねて2階への安全な移動を確保するとともに、急傾斜であった回り階段の一部を見比べて見学できるようにする。
- ・ トイレなどの便益施設については、今日的な機能を備え、快適かつ公共的施設に相応しいものに改変する。

○ バルコニー

- ・ 正面性を表すため隅に設けられた特徴的なバルコニーを復原整備し、そこから敷地を含めた周辺地区全体を眺望できるようにする。

イ. 動線計画

当該文化財建造物の動線計画を次項に示す。

なお、身体障がい者の方にも入館（1階部分）が可能なように、来賓室の南面のスロープを改築し、身体障がい者用スロープを設置する。

ウ. 活用等に関するもの

- 回り階段に対応する新階段の設置
- 天井、壁面、床、受付カウンター、建具、土間の復原及び下地材の改修
- 電気設備、ガス設備、給排水設備、非常用照明設備、消火設備の整備
- 展示施設等として、良好な室内環境の保全のためのエアコンやロールカーテン等のほか、展示のための備品の整備
- ユニバーサルデザインに基づくバリアフリー化への対応

- 石柱、樹木等、敷地（外構）の復原及び再整備と来訪者等との交流広場や駐車・駐輪スペースの確保

③ 利用者の想定

当該文化財建造物の公開にあたっては、前述の活用内容を踏まえ、1階の資料展示&レトロギャラリー約1,600人/年、高齢者等いこいの場約1,100人/年、2階の復原議場・地域学習の場約1,300人/年とし、利用者総数を約4,000人/年（約13人/日）と想定する。

なお、駐車スペースについては、利用者総数から5～10台程度を多目的スペースの中で確保する。

④ 効果の検証方法

- ・ 展示室への入場者、高齢者等のいこいの場の利用申し込みにより、利用件数・利用者数を把握する。
- ・ 当該文化財建造物の紹介パンフレットを1階展示室に置き、パンフレット残数により来館者の概数を把握する。

(4) 管理体制

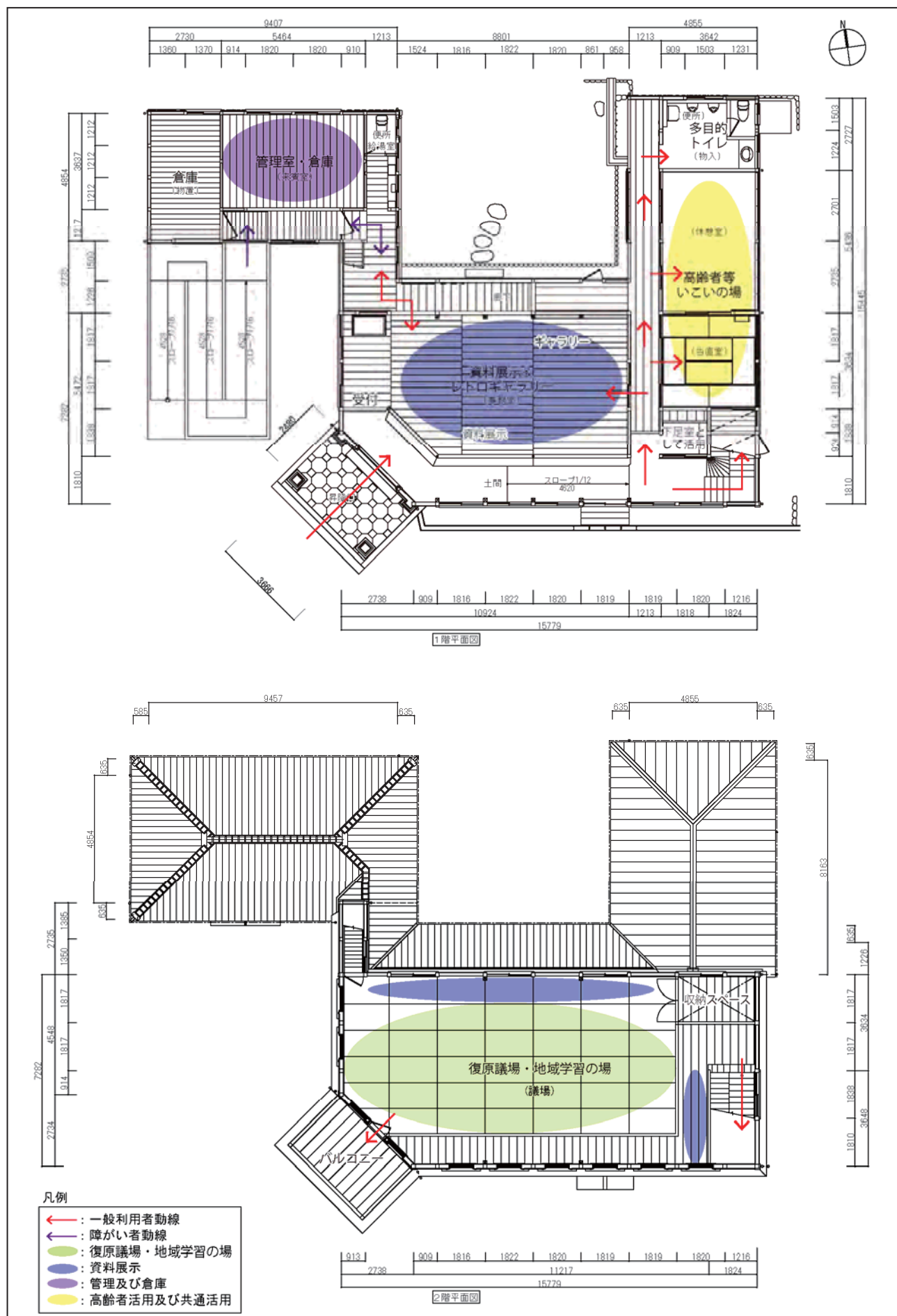
当該文化財建造物の管理にあたっては、登録有形文化財として、また公共施設として適切な管理を行うものとする。常駐管理を基本とし、具体的な管理方法については、直営、管理委託、指定管理やコミュニティビジネスの導入も含めた検討を行い、耐震補強及び修理工事完了までに公開・活用に向けた必要な管理体制を定めるものとする。

図一 保存活用図（動線・活用案）①



背景地図出典：2011 三重県共有デジタル地図（数値地形図 2500（道路線 1000）） 三重県市町総合事務組合

図一 保存活用図（動線・活用案）②



表一設備関係一覧表(案)

室名	備品関係	設置する設備				消防法						建築基準法
		エアコン	照明関係	換気扇	その他	自動火災報知器	消火器具	誘導灯	消防用通報設備	避難はしこ	非常照明	
資料展示 &レトロギャラリー (事務室)	展示ケース・展示パネル・陳列棚 パネル用吊り金具 受付カウンター・イス 丸テーブル・イス パンフレットケース 記念グッズケース 雑誌用ラック	4馬力×3	80W×6	2箇所	(スピーカー) 電話 インターホン 監視モニター	6	2	0	0	0	3	
高齢者等いこいの場 (当直室)	座卓・白板	1馬力×1	60W×1	1箇所	TV・PC ビデオデッキ 監視モニター	1	1	0	0	0	1	
高齢者等いこいの場 (休憩室)	ワーキングテーブル・イス 白板・収納ケース	1馬力×1	40W×2	1箇所	流し台・水屋 電磁調理機器 監視モニター	2		0	0	0	1	
多目的トイレ (物入)						1	0	0	0	0	0	
管理室・倉庫 (来賓室)	白板 事務机・イス・書庫	1馬力×1	40W×2	1箇所	TV・PC 電話 流し台・水屋 電磁調理機器 ビデオデッキ	2	1	0	1	0	1	
倉庫 (物置)	収納棚		40W×1			2	0	0	0	0	0	
土間 1			40W×3 30W×1			3	0	2	0	0	3	
謄写室						1	0	0	0	0	0	
納戸						0	0	0	0	0	0	
階段			30W×1			1	0	0	0	0	1	
多目的トイレ (便所 1)			20W×2	1箇所		2	0	0	0	0	0	
便所 2			20W×1	1箇所		1	0	0	0	0	0	
廊下 1			30W×2			1	0	1	0	0	1	
廊下 2			30W×2			1	0	0	0	0	0	
廊下 3			30W×2			2	0	2	0	0	2	
廊下 4			30W×2			1	0	1	0	0	1	
復原議場・地域学習の場 (議場)	長机・図書棚 展示パネル パネル用吊り金具 (簡易倉庫)	4馬力×2	80W×9	3箇所	(スピーカー) TV・PC ビデオデッキ 監視モニター	7	3	2	0	1	4	
バルコニー			30W×2		監視モニター	0	0	0	0	0	0	
屋外	昇降口:インターホン・照明 30W×2 来賓室入り口:照明 30W×1 北側スロープ入り口:照明 30W×1 外灯:100W×3											

注. () は旧室名を示す。

(5) 実施に向けて

① 工事実施までの維持管理

本計画を策定後、実施設計や修理整備の予算措置を考えた場合、着工まで1～2年の期間が現状のままとなる。

このため、着工までの期間中は津市が敷地や建築物の安全性の確保や、防災、防犯に関する管理を行う。

② 明小学校との連携

当該文化財建造物は、現在の位置から北東側に曳家を予定している。新たな敷地については、現在明村小学校の児童の遊び場、運動場の一角であり、学校行事との調整が必要となる。今後予定される設計、仮設工事などについては、これらを踏まえて敷地の確保を行うとともに、学校側と適宜協議を行い理解と協力を求めたうえで実施する。

③ 周辺道路の再整備

本計画の実施に合わせて通学路である西面道路の再整備を行う必要があり、今後、本計画の具体化にあわせて、道路整備の方針も検討する。

④ 駐車・駐輪スペースの確保

当該文化財建造物は公開施設であることから、遠隔地からの来館、近隣小学生利用に伴う駐車・駐輪スペースを確保する必要がある。

⑤ 事業工程

当該文化財建造物の今後の事業工程（案）は、次表のとおりである。

表一 事業工程（案）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
(1) 保存活用計画策定				
(2) 耐震診断・補強案検討				
(3) 耐震補強計画				
(4) 実施設計				
(5) 曳家工事				
(6) 耐震補強工事				
(7) 修理工事				
(8) 既存物件の処分				
(9) 外構工事				
(10) 展示物等の準備・配置				
(11) オープン、運営				○

7. 保護に係る諸手続き

(1) 保護に係る諸手続き

当該文化財建造物の保存活用にあたって必要となる諸手続きについて、運用上の方針を定める。ただし、本項の定めにおいて明確でない行為については、その都度、三重県教育委員会及び文化庁と協議するものとする。

(2) 登録有形文化財に係る諸手続き

文化財保護法(昭和25年法律第214号)、同法施行令(昭和50年政令第267号)及び登録有形文化財に係る登録手続き及び届出書等に関する規則(平成8年文部省令第29号)に基づく、登録有形文化財に求められる手続きを下表にまとめる。

① 届出が必要なもの

区分	運用の方針	届出期限
滅失	水害による流失や火災による消失など、登録文化財が失われた場合。	滅失の事実を知った日から10日以内
き損	登録文化財が何らかの原因で甚大な破損・損傷した場合。	き損の事実を知った日から10日以内
現状変更	文化財としての価値がある部分の位置・形状・材質・色合いなどを、通常望見できる外観の範囲の4分の1を超えて変更する場合。	現状変更しようとする日の30日前まで
所有者の変更		変更した日から20日以内
管理責任者の選任・変更	所有者が専ら自己に代わり登録有形文化財の管理の責めに任ずる者を選任・変更する場合。	選任・変更した日から20日以内(所有者と管理責任者との連署)
所有者又は管理責任者の氏名、名称、住所の変更		変更した日から20日以内
登録の抹消	重要文化財に指定された場合。 地方公共団体が条例に基づき区域内に存する重要なものとして指定された場合。 文部科学大臣がその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなったと認める場合。 その他特殊の事情があると認める場合。	登録抹消の通知を受けてから30日以内に登録証を返付

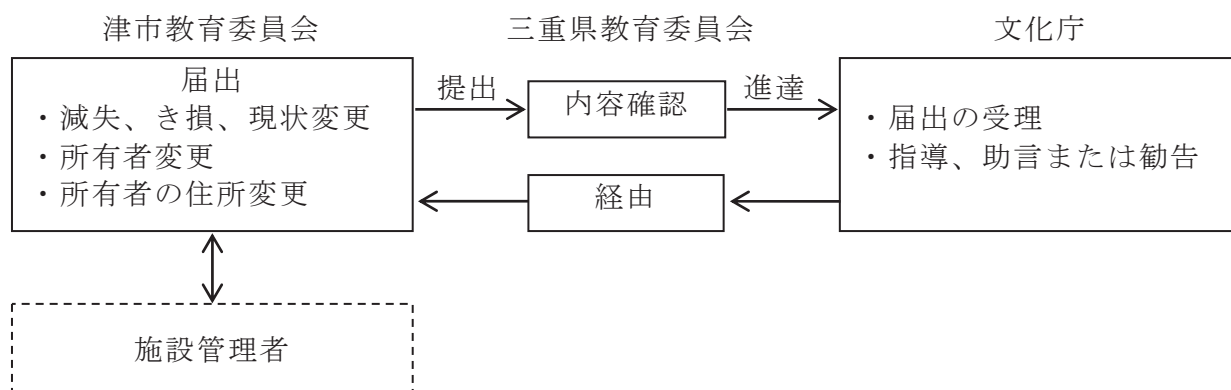
② 届出を必要としないもの

区分	運用の方針
維持の措置	登録文化財の維持を目的とした行為で、現状を変更する部分の面積が通常望見できる外観範囲の4分の1以下である場合。 き損している又はき損することが明らかに予見される場合において、当該き損の拡大又は発生を防止するための応急の措置をする場合。
非常災害のために必要な応急措置	
他の法令の規定による現状変更命令に基づく措置	

※ 維持の設置:窓ガラスや雨樋の取り替えといった維持管理のための小規模な修繕。

(3) 届出の流れ

登録有形文化財に係る届出の流れは、以下のとおりである。



□ 資料編

- | | |
|----------------------|------|
| 1. 引用文献・参考図書 | 参 1 |
| 2. 写真資料一覧(平成 17 年以前) | 参 1 |
| 3. 古写真等 | 参 2 |
| 4. 検討資料 | 参 15 |

1. 引用文献・参考図書

- ・『三重県統計書』（大正 5 年 土地戸口及雑之部） 三重県 大正 7 年
- ・『地方発達史と其の人物』 郷土研究社 昭和 10 年
- ・『伊勢年鑑』別冊（人名録） 伊勢新聞社 昭和 14 年
- ・『伊勢年鑑』昭和 17 年版 伊勢新聞社 昭和 16 年
- ・『三重県市町村勢要覧』 三重県統計協会 昭和 27 年
- ・『芸濃町広報』 芸濃町 昭和 31 年～平成 17 年
- ・『河芸郡史』（復刊） 三重県郷土資料刊行会 昭和 48 年
- ・『三重県明小学校沿革史』 明小学校同窓会 昭和 49 年
- ・『関町史』下巻 関町教育委員会 昭和 59 年
- ・『芸濃町史』下巻 芸濃町教育委員会 昭和 61 年
- ・『亀山市政 40 周年記念誌』 亀山市 平成 7 年
- ・『三重県の近代化遺産』 三重県教育委員会 平成 8 年
- ・『三重県史』別編 建築 三重県 平成 15 年
- ・『三重県近代和風建築総合調査報告』 三重県教育委員会 平成 20 年
- ・『旧明村役場庁舎 調査報告』 津市教育委員会 平成 20 年
- ・『旧川口村役場庁舎現状調査報告』 津市教育委員会 平成 22 年
- ・『でかいぞミエゾウ！ ～化石が語る巨大ゾウの世界』（展示図録） 三重県総合博物館 平成 26 年
- ・『国登録有形文化財 朝日町資料館（朝日村役場）保存管理計画』 朝日町 平成 27 年
- ・『旧鳥羽小学校保存活用計画』 鳥羽市 平成 27 年
- ・「芸濃の大正ロマン明村役場の魅力」（講演会資料） 菅原洋一 平成 27 年

2. 写真資料一覧（平成 17 年以前）

No.	所有者	名称等	撮影年月	仕 様	枚数	掲載頁
1	明小学校	「本村役場」	昭和 3 年頃	白黒・紙焼き 黒台紙貼り	1	参 2
		空中写真	昭和 30 年頃 昭和 59 年	白黒・紙焼き カラー・紙焼き	1 1	参 3
		小学校周辺写真	昭和 55 年以前	カラー・紙焼き	1	参 4
2	個人	建物写真	昭和 52 年頃	カラー・紙焼き	1	参 4
			不詳	白黒・紙焼き カラー紙焼き	2 1	—
3	津市	建物写真	昭和 50 年代か	カラー紙焼き （個人より寄贈）	1	—
		建造物調査風景 写真	平成元年 8 月	カラーネガ （芸濃町広報課撮影）	29	参 5 参 6
4	三重県	三重県史建造物 調査記録写真	平成 9 年 1 月	白黒紙焼き カラー・紙焼き	45 39	参 5

3. 古写真等



明小学校所蔵の古写真ファイルに所収。「昭和三年七月一日校新校舎落成式挙」の写真と同一頁に「本村役場」と注記された写真。子供の服装等から同時期と推定される。



同上
注.モノクロ写真のカラー化装置（株式会社サンメディア 実用新案第 3156805 号）による。



昭和 29 年竣工の明小学校講堂があり、昭和 33 年竣工の給食室がないことから、昭和 30 年前後の撮影。昭和 29 年の創立 80 周年記念か。(明小学校所蔵)



昭和 59 年（1984）撮影の明小学校の航空写真。昭和 30 年頃の写真（上）と比べると、建物南側の樹木の多くが失われている。(明小学校蔵)



昭和 52 年頃の写真（右縁の 77 は 1977 年現像を示す）。外構の南辺・西辺の植栽は低く支持柱が見られ、外壁の塗装も真新しい。大棟東端にサイレンが残る。



奥に明小学校の木造校舎が見えることから、新校舎に建替えられる昭和 55 年以前。外構西辺の植栽に支持柱が見られる。明小学校の門柱が来賓室の裏側にある。



平成元年（1989）8月1日撮影 芸濃町資料館の看板が掛かる。



三重県所蔵。県史編纂に伴う建造物調査で平成9年1月に撮影。外壁塗装の剥離が目立つ。



平成元年 8 月 撮影

＜バルコニー＞南東隅付近、床には金属製の床材が敷かれている。



＜1 階事務室＞展示室に民具などが所狭しと置かれている。



＜2 階議場＞展示棚には資料があるが、ローケースはビールで覆われている。

【土地戸口】(區劃) 福徳、萩原、楠原、林、楠平尾、中尾、忍田、(面積)七〇〇方町、(戸口)五〇〇戸、三八五三人、(耕地)田三三町、畑一五町
 【産物】(年額)六八、六〇〇圓、蒲二、〇〇〇圓、其他一五、六〇〇圓
 【六年度歳計豫算】三、六六圓
 【名所】石山觀音、忠魂碑、普門寺境内、忍田橋
 【名物】普門寺本尊及幽霊の片袖の由來
 【村吏】(長)前田菊松、(助)松田清吉、(牧)山田徳三郎、(書)杉谷宗五郎、前田豊七郎、西川勘次郎、(技)竹尾重右衛門、楠井利郎、山本義亮
 【村議】岩間新治郎、波多野源吉、坂田與惣次、山田健次郎、竹尾眞郎、駒田瀧藏、竹尾淺右衛門、竹尾周治、駒田清十郎、駒田新次郎、前田菊松
 【區長】福徳區落合新次郎、萩原區岩間新次郎、楠原區川北寅吉、林區松田秀一、楠平尾區増地良衛、中尾區家木忠吉、忍田區前田信太郎
 【翼賛】(常務委員)松田清吉、岩間慶太郎、坂熊太郎、家木次郎、竹尾信太郎

【方委】坂田與惣次、森田徳次郎、前田清太郎
 【團體】(農)前田菊松、(産)竹尾眞郎、(畜)前田菊松、(郷)石井朝男、(警)竹尾眞郎、(軍)川北安平、(男)前田菊松、(女)同、(日)同、(愛)林道子、(國)澤井ちやう
 【學校】明國民學校・明青年學校(長)井上辰夫、(教)林伊十郎
 【神社】村社事忘神社浦野甚松、戸野慶助、明神社川北安平、(寺院)天臺宗淨蓮寺眞弓覺恩、眞言宗普門寺布留法嚴、禪宗永隆寺横井溫教、眞宗新立寺高島廣淨
 飯野村
 【役場】西條
 (電) 神戶一三
 【土地戸口】(區劃) 西條、三日市、道伯、地子町、安塚、寺家、(面積)五七方町、(戸口)一、八六〇人、(耕地)田三三町、畑一五町
 【産物】(年額)三〇、〇〇〇圓
 【六年度歳計豫算】一、九七三圓
 【名所】本山兼帶所如来寺

『伊勢年鑑』昭和 17 年 昭和 16 年 10 月発行であり、同時期には三役以外には職員が 6 名であることが分かる。

15. 行 財 政						
歳 入			歳 出			
費 目	24 年度	25 年度	費 目	24 年度	25 年度	
総 額	千円 4,715	千円 6,373	総 額	千円 4,609	千円 5,924	
市 町 村 税	3,194	5,475	会議費役場費	1,736	2,083	
國縣支出金	770	770	警察警防費	136	572	
公企業及び財産 収入	0	0	土 木 費	325	416	
市 町 村 債	—	—	社会及び労働施 設費	369	764	
その他の歳入	751	128	保健衛生費	42	37	
			産業経済費	497	465	
			教 育 費	1,353	1,399	
			その他の歳出	151	188	
税 負 擔 (25年度)			職 員 數 (25.12.31)			
	税 額	一 戸 当 税 負 担		役所場 本 廳	出張・所 又は支所	
総 額	円 6,218,946	円 9,793	総 数	12	—	
縣 税	743,561	1,171	吏 員 数	11	—	
市町村税	5,475,385	8,622	雇 傭 員 数	1	—	

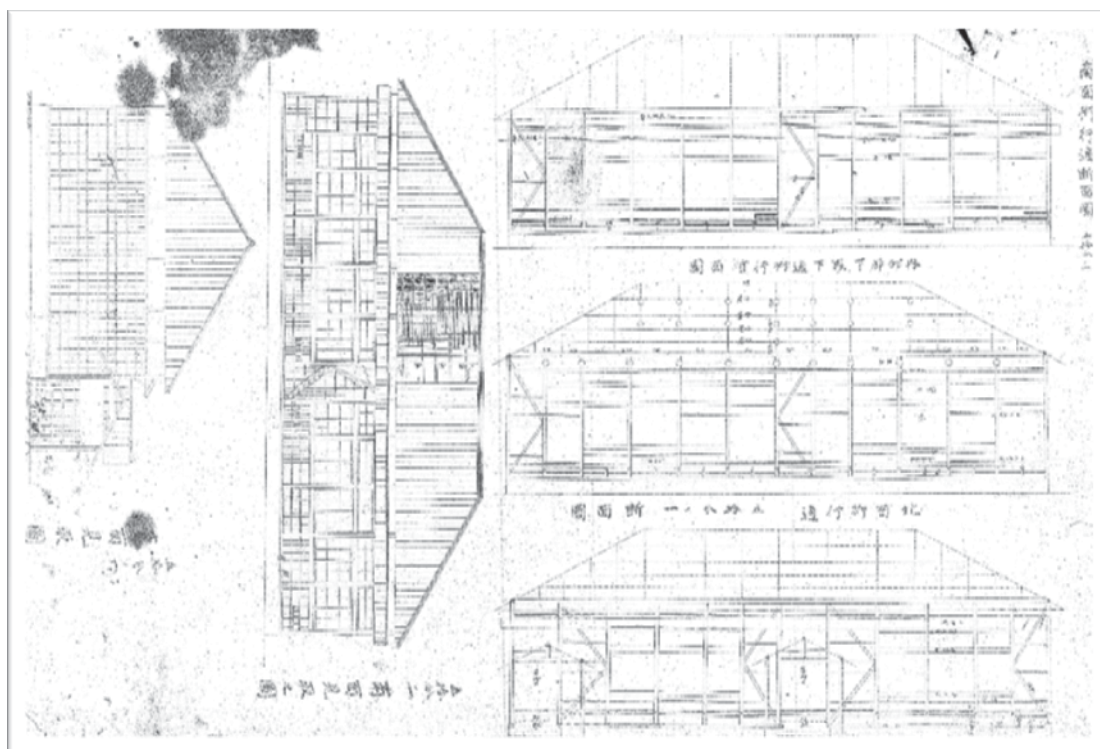
『三重県市町村勢要覧』昭和 27 年刊 昭和 25 年 12 月現在で職員が 12 名であり、昭和 16 と比べて倍増していることが分かる。

本醫學、醫師、一
 浦野 甚松 明9、
 勳八功七、事忌神社社
 掌、明村
 瓜生三次郎 明13、
 村會議員、玉垣村
 瓜生 精一 明6、
 從六勳六、元郡長、若松
 村
 志生 安濃郡
 小學校長、棕本
 心、家城
 員、明村
 治郎 明31、
 伊助 明16、
 河曲村助役、
 尾藤吉右衛
 勳七、三重縣
 栗真村
 大井 滋子
 國婦分會長、
 大泉磯五郎
 高岡神社社
 村
 大泉 岩松



左：『伊勢年鑑 別冊』（昭和14年刊）の人名録に浦野甚松の名がある。

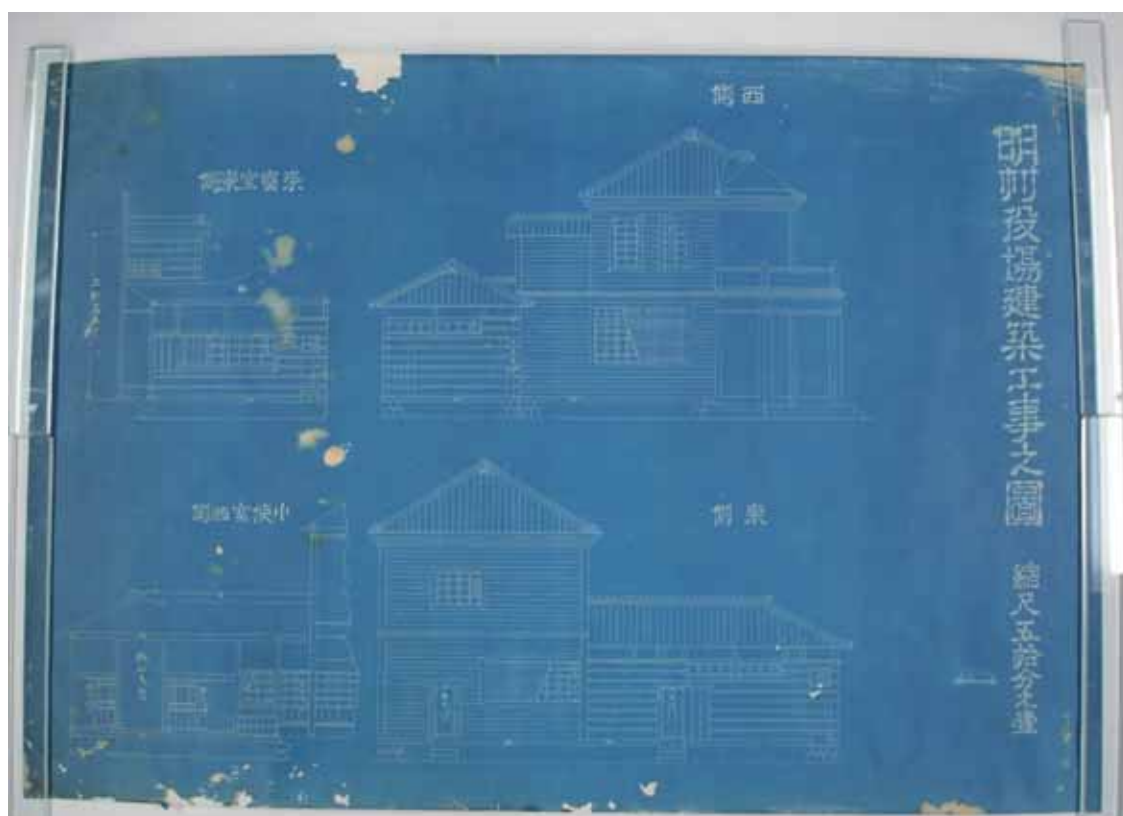
右：浦野氏の使用したT形定規。昭和二年の明小学校新築記念の墨書がある。



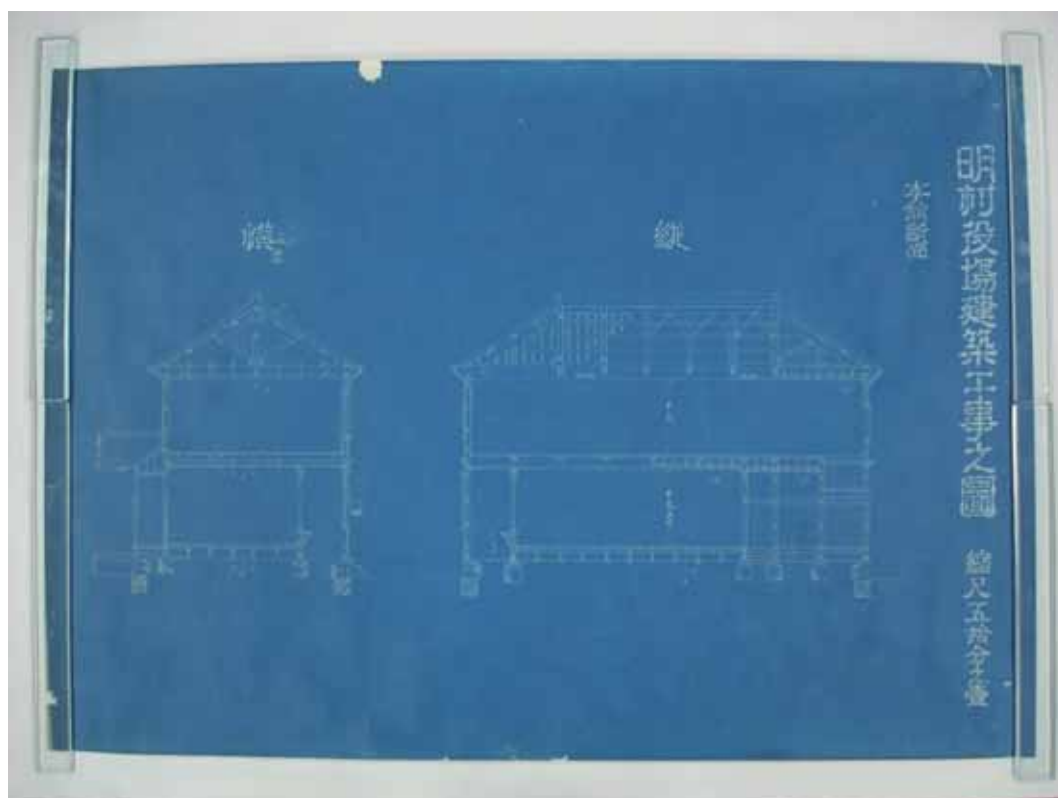
浦野氏旧蔵の明小学校図面（全6枚の内の1枚）。設計図ではなく施工図か。



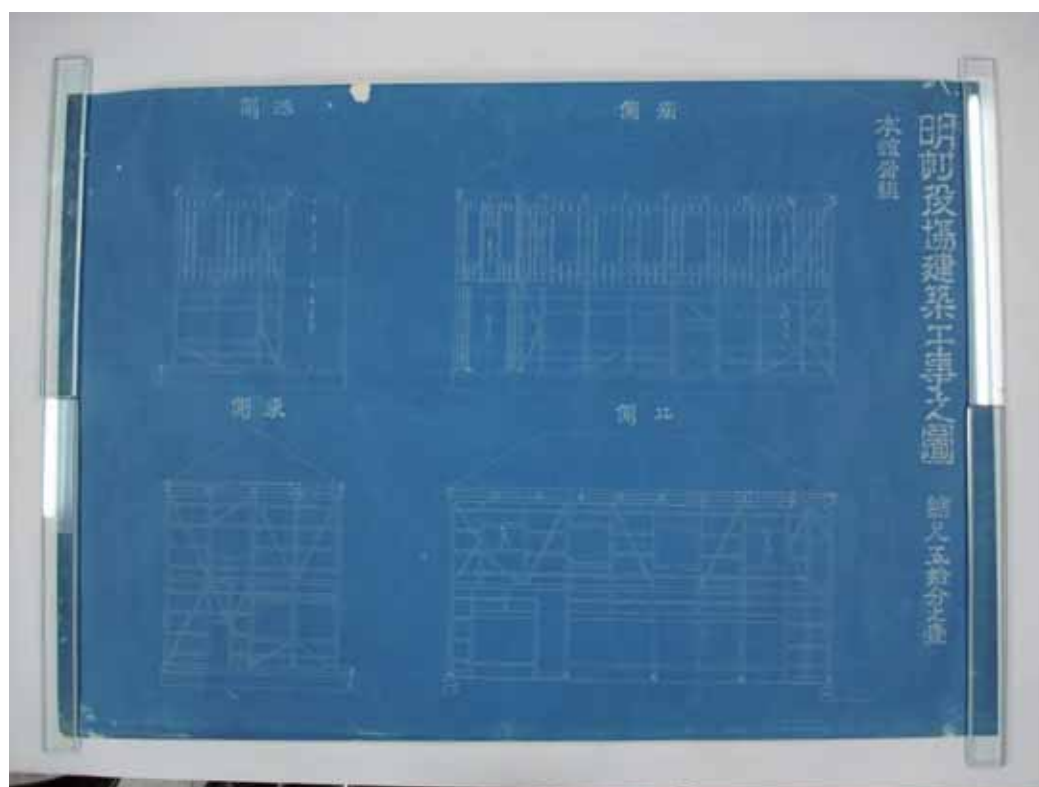
明村役場設計図①（南側立面・北側立面 1/50）



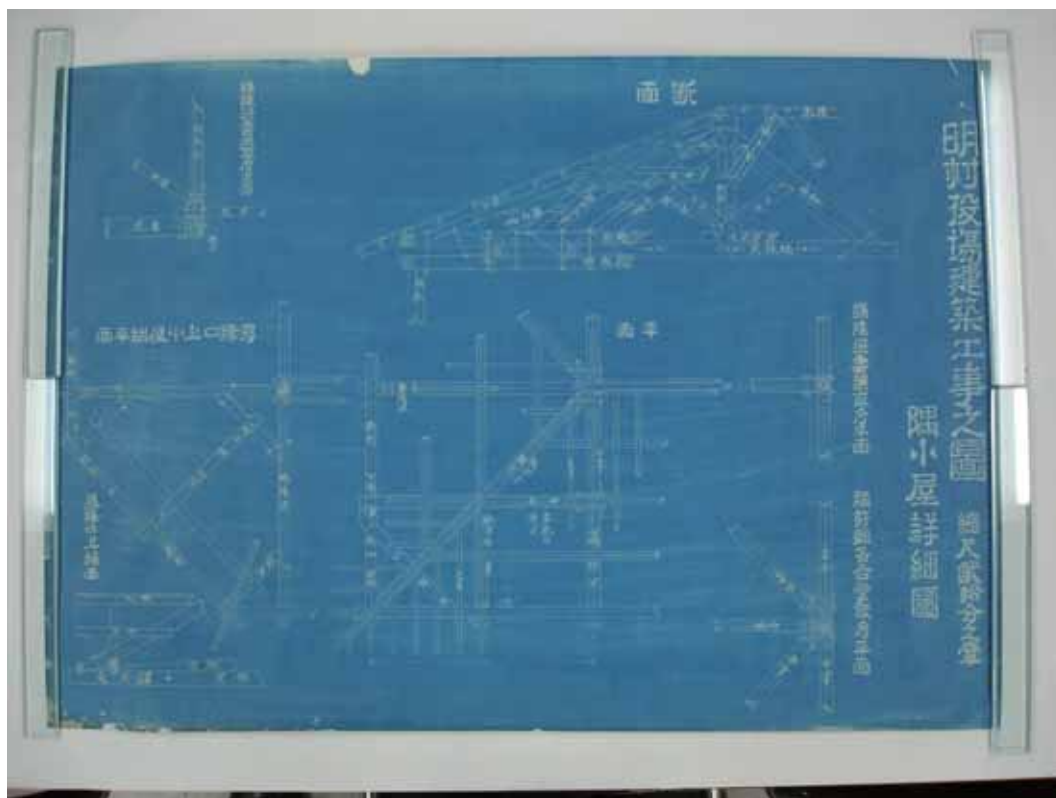
明村役場設計図②（西側立面・東側立面 1/50）



明村役場設計図③（本館断面図 1/50）



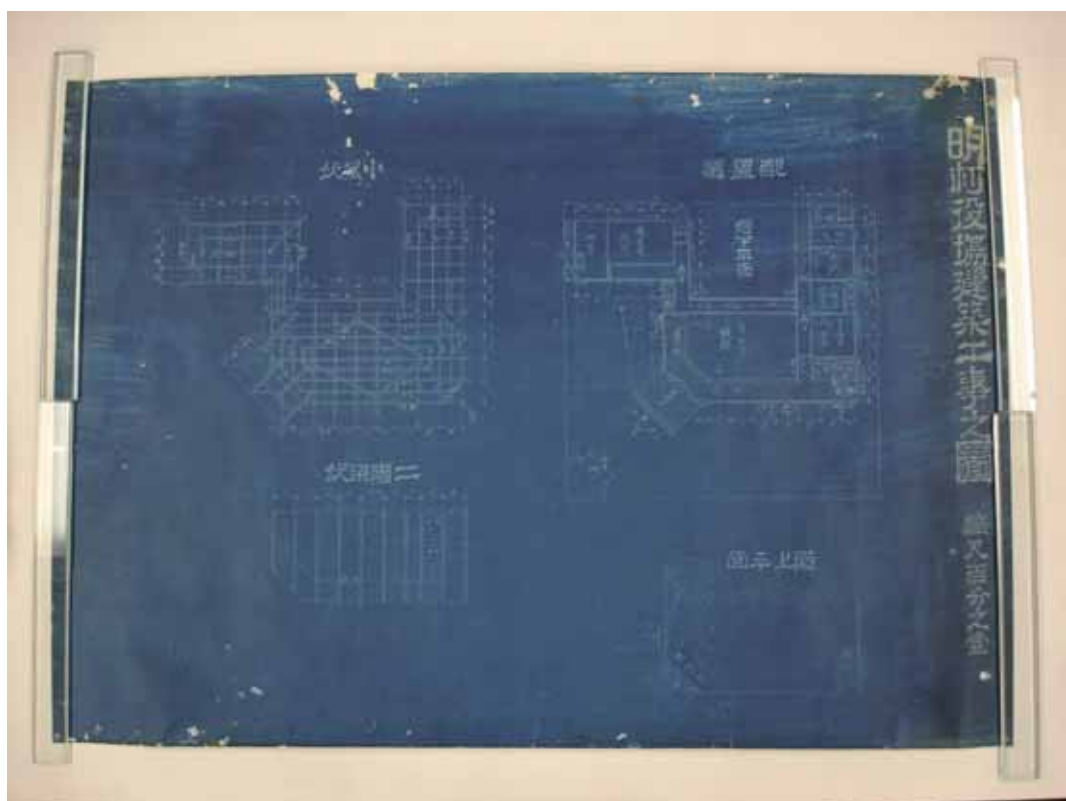
明村役場設計図④（本館骨組図 1/50）



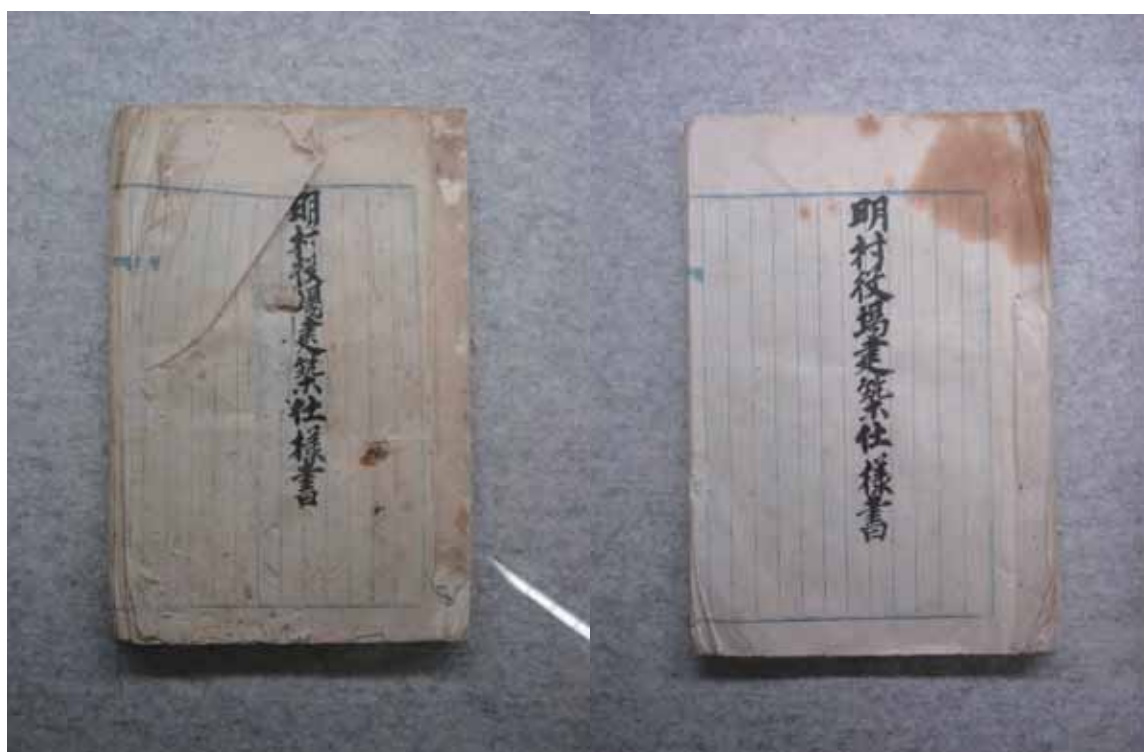
明村役場設計図⑤（隅小屋詳細図 1/20）



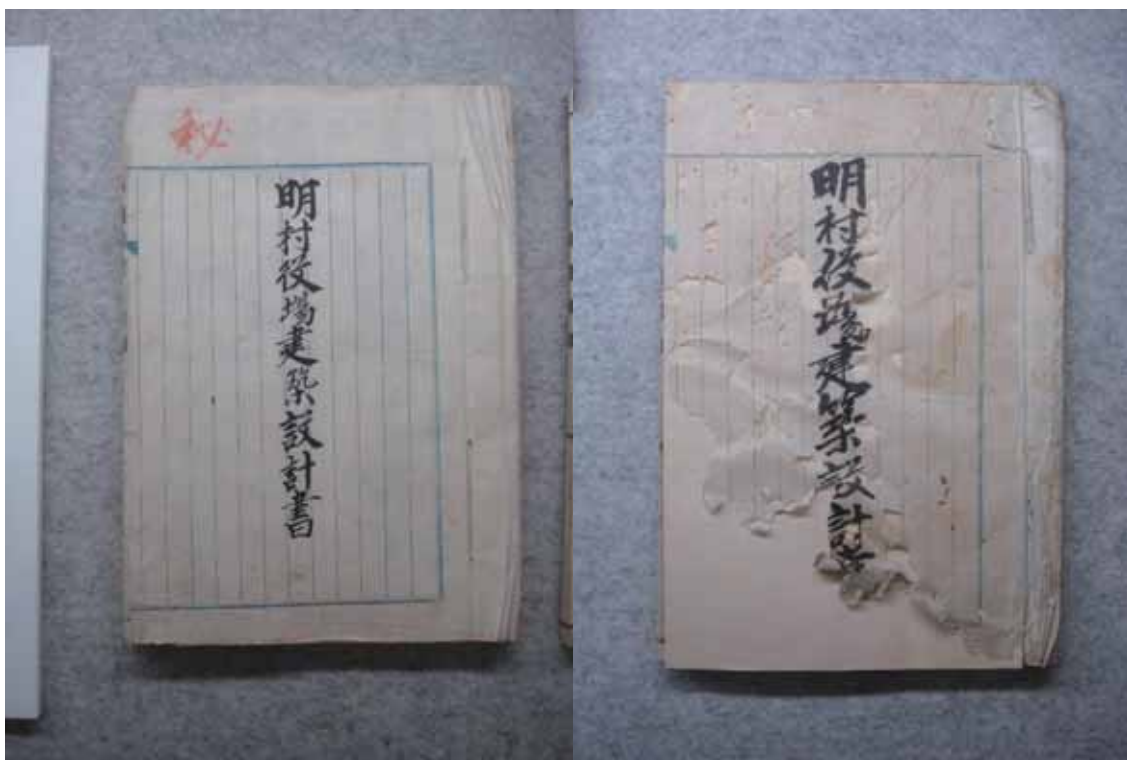
明村役場設計図⑥（各館詳細図 1/20）



明村役場設計図□（配置図・階上平面・小屋伏図・二階梁伏図 1/100）



明村役場建築仕様書（同じものが2部残る、内容は同じ）



明村役場建築設計書（ほぼ同じものが3部残る、右は単価の記入あり、左は合計の記入あり）



明村役場建築設計書（ほぼ同じものが3部残る、単価・合計の記入なし）

4. 検討資料

4-1. 防災関連

表一 建築基準法第28条1, 2項及び第35条に関する採光・換気・排煙検証表

階	部屋名	居室面積	必要面積	建具	道路	補正係数	有効幅	有効高	箇所	有効面積	判定
1階	展示室 (事務室)	94.7	採光 必要量 1/20 4.74	WW2	有	※1	1.7	0.5	7	6.0	
				WW3	有	※1	1.7	1.43	7	17.0	✓
				WD1	有	※1	1.6	1.83	1	2.9	✓
				WD2	有	※1	2	2.09	1	4.2	✓
				合計						24.1	OK
			換気 必要量 1/20 4.74	WW2		0.5	1.7	0.5	7	3.0	✓
				WW3		0.5	1.7	1.43	7	8.5	✓
				WD1		0.5	1.6	1.83	1	1.5	✓
				WD2		0.5	2	2.09	1	2.1	✓
				合計						15.0	OK
			排煙 必要量 1/50 1.89	WW2		0.5	1.7	0.48	7	2.9	✓
				WW3		0.5	1.7	0	7	0.0	✓
				WD1		0.5	1.6	0	1	0.0	✓
				WD2		0.5	2	0	1	0.0	✓
				合計						2.9	OK
1階	展示室 (来賓室)	25.4	採光 必要量 1/20 1.27	WW4	有	※1	1.7	1.45	1	2.5	✓
				WW8	無	※1	1.7	1.43	2	4.9	✓
				WW9	有	※1	1.7	0.29	1	0.5	✓
				WD3		※1	1.7	1.81	1	3.1	✓
				合計						10.5	OK
			換気 必要量 1/20 1.27	WW4		0.5	1.7	1.45	1	1.2	✓
				WW8		0.5	1.7	1.43	2	2.4	✓
				WW9		0	1.7	0.29	1	0.0	✓
				WD3		0.5	1.7	1.81	1	1.5	✓
				合計						5.2	OK
			排煙 必要量 1/50 0.51	WW4		0.5	1.7	0.18	1	0.2	✓
				WW8		0.5	1.7	0.12	2	0.2	✓
				WW9		0	1.7	0	1	0.0	✓
				WD3		0.5	1.7	0	1	0.0	✓
				合計						0.4	NG
1階	地区集会所 (休憩室)	33.0	採光 必要量 1/20 1.65	AW1	無	※1	1.6	1.44	2	4.6	✓
				AW2	無	※1	1.3	1.08	4	5.6	✓
				合計						0.0	
			換気 必要量 1/20 1.65	AW1		0.5	1.6	1.44	2	2.3	✓
				AW2		0.5	1.3	1.08	4	2.8	✓
				合計						0.0	
			排煙 必要量 1/50 0.66	AW1		0.5	1.6	0	2	0.0	✓
				AW2		0.5	1.3	0.6	4	1.6	✓
				合計						0.0	
			合計							1.6	OK
2階	地区集会所 (議場)	113.6	採光 必要量 1/20 5.68	WW1	有	※1	0.9	1.58	10	14.2	✓
				WW5	無	※1	1.7	1.29	1	2.2	✓
				WW6	無	※1	1.7	0.81	1	1.4	
				WW7	無	※1	1.7	1.45	3	7.4	✓
				合計						23.8	
			換気 必要量 1/20 5.68	WW1		0.5	0.9	1.58	10	7.1	✓
				WW5		0.5	1.7	1.29	1	1.1	✓
				WW6		0.5	1.7	0.81	1	0.7	✓
				WW7		0.5	1.7	1.45	3	3.7	✓
				合計						12.6	OK
			排煙 必要量 1/50 2.27	WW1		1	0.9	0.27	10	2.4	✓
				WW5		0.5	1.7	0	1	0.0	✓
				WW6		0.5	1.7	0	1	0.0	✓
				WW7		0.5	1.7	0	3	0.0	✓
				合計						2.4	OK

注: ✓:条件確保、OK:確認 (※1) $A = (d/h \times \alpha) - \beta = (d/5.6 \times 10) - 1 \geq 1$ ∴ $d = 2 \geq 9/5.6 \approx 1.6m$

図一建具記号②

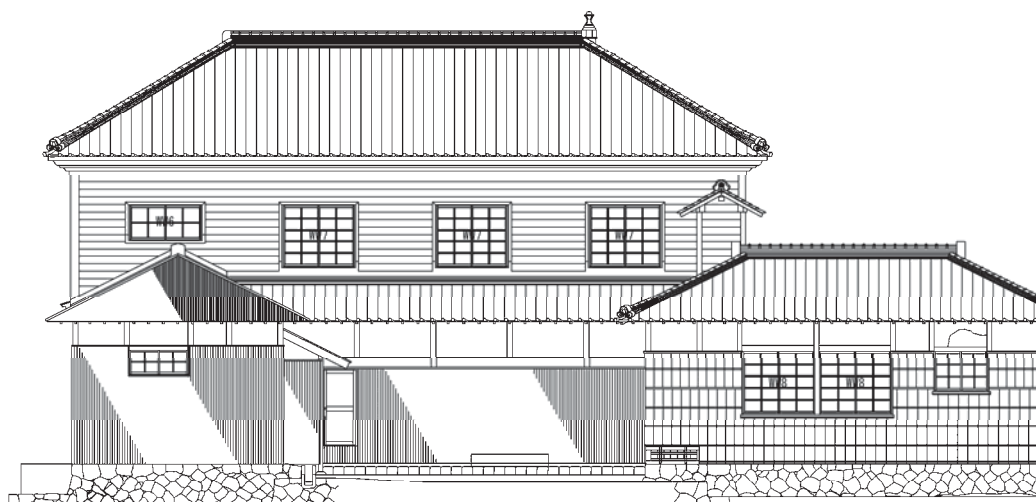


南立面图



東立面图

図一 建具記号③

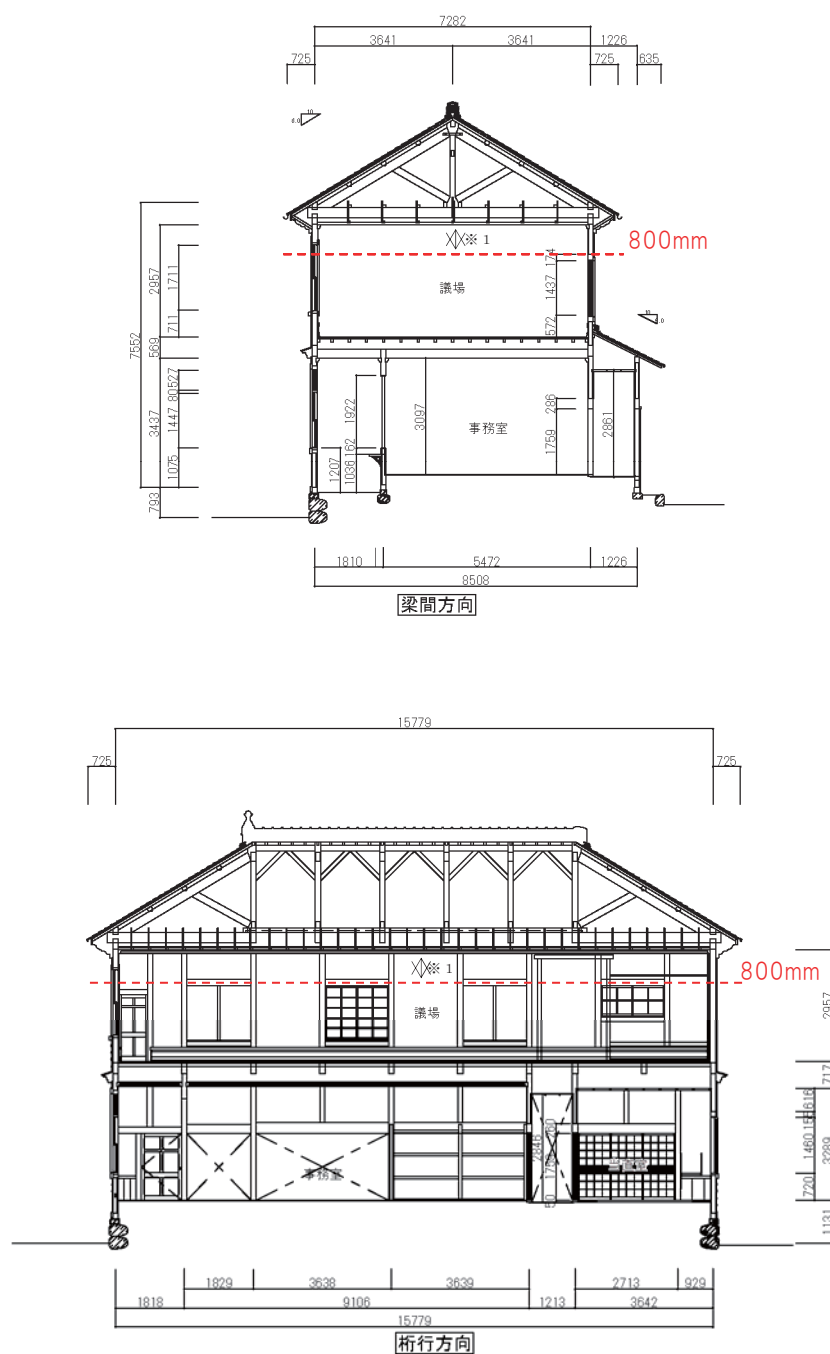


北立面図



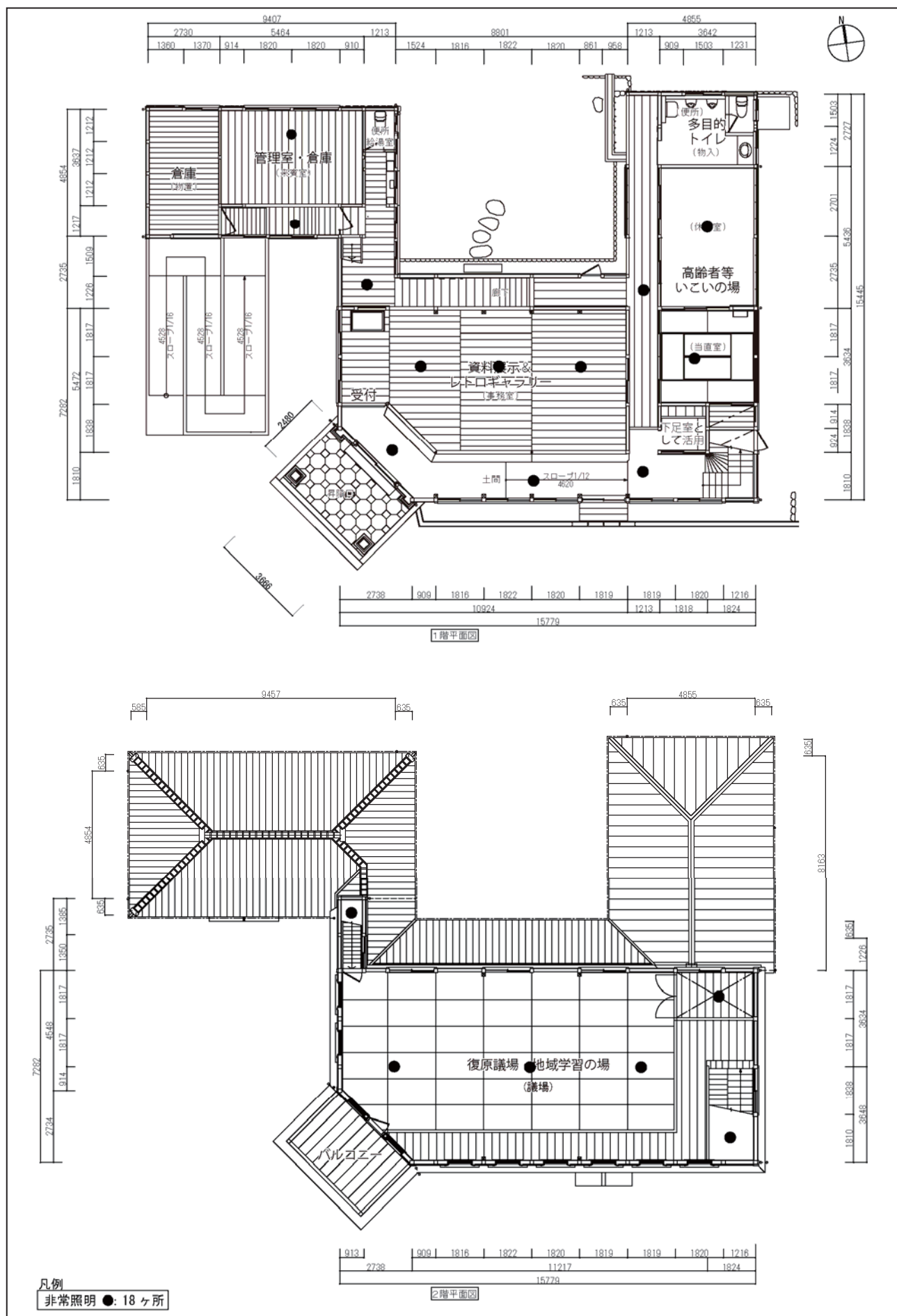
西立面図

図一 当該文化財建造物断面図

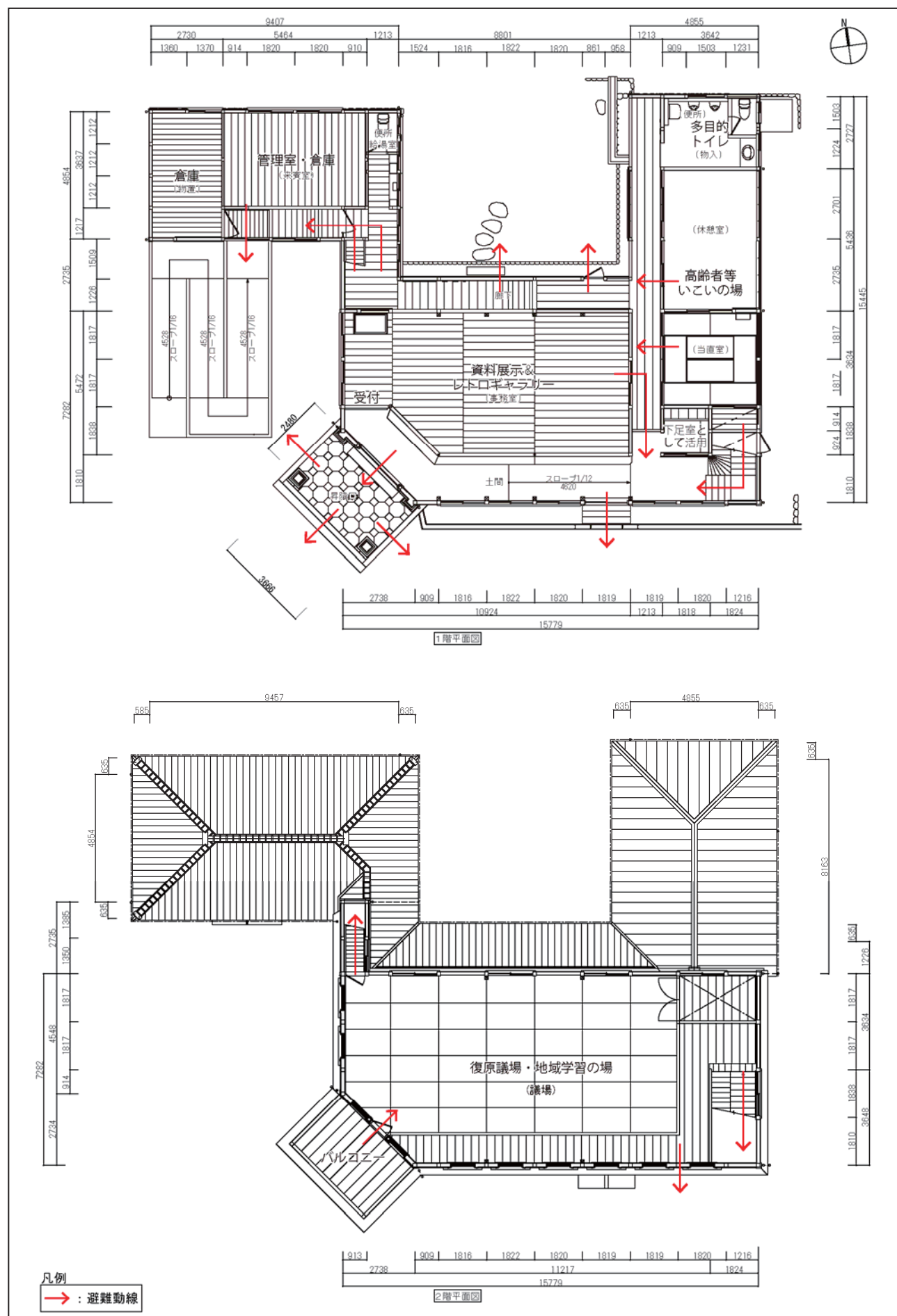


※ 1 は、天井面から 800 mm の有効排煙寸法を示す。
 建築基準法に基づく、管理室（来賓室）以外は
 自然排煙が可能である。このため、管理室につい
 ては、現在の開口部の上に基準を満たす開口部を
 設置する。

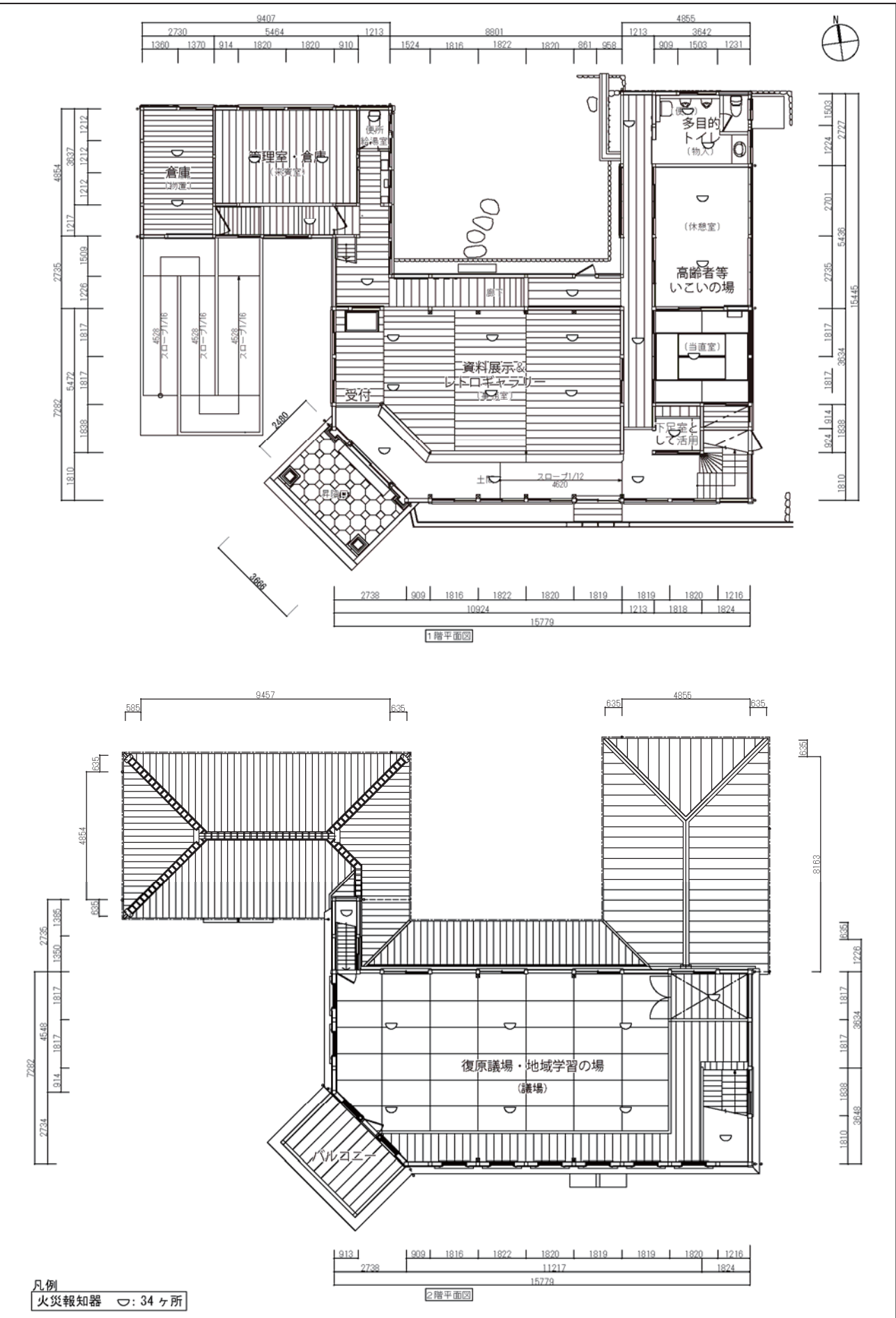
図一 建築基準法に基づく設備（非常用照明）



図一避難動線図

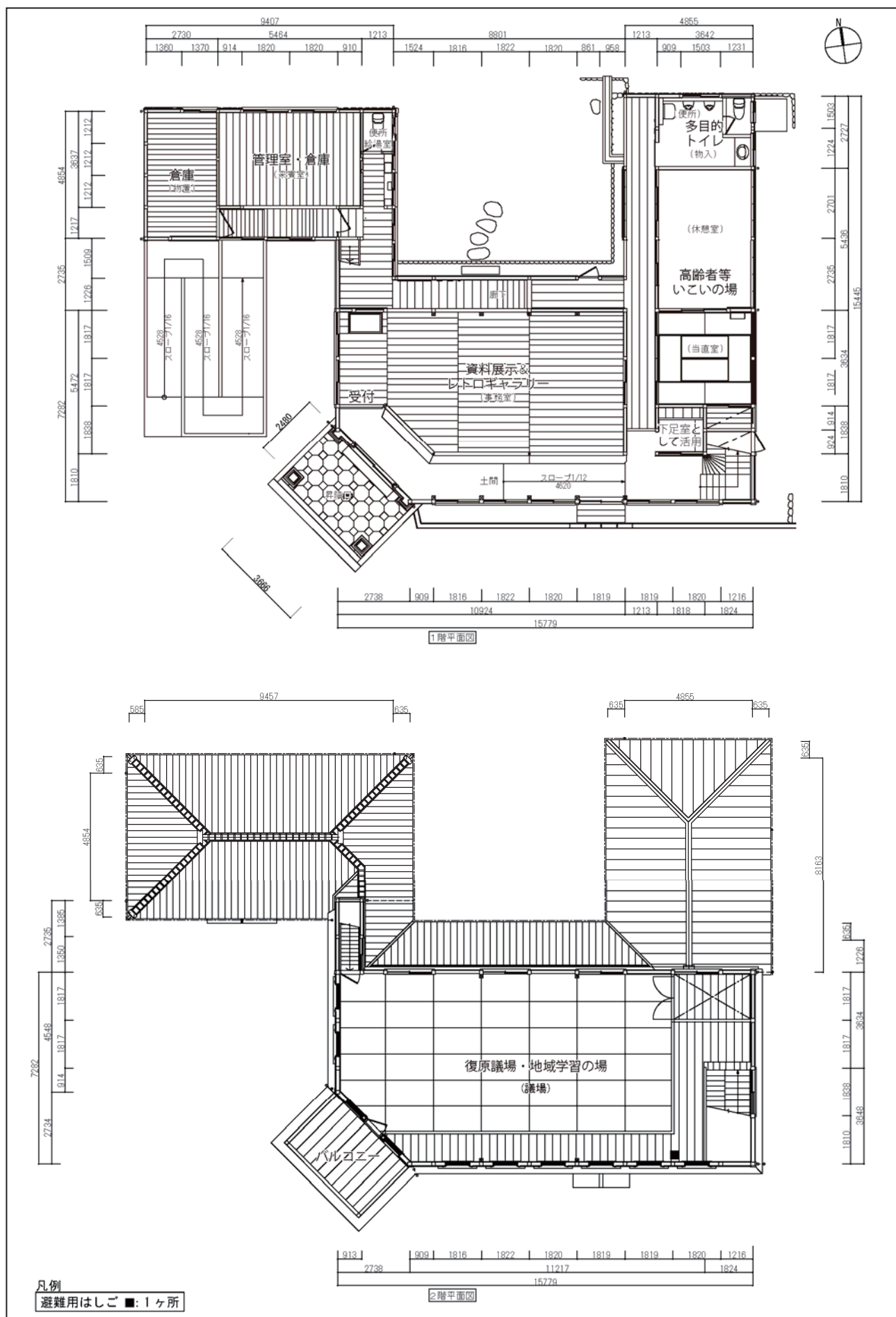


図一 消防法に基づく設備(自動火災報知器)



[illegible]

図一 消防法に基づく設備（避難はしご）



()印は来賓室棟による評価、[]印は休憩室棟による評価を示す。
 ※印は「リーフ」による値を優先するため採用しない。
 太字は各階各方向の評点の最低値を示す。

階	方向	通り	保有水平耐力 Que(kN)	構造特性 係数 Ds	形状特性 係数 Fes	負担地震力 Qud(kN)	必要保有 水平耐力 割増	必要保有 水平耐力 Qun(kN)	上部構造評点 Que/Qun
2	X	y8	2.08	0.27	1.000	5.15	1.00	1.39	1.49
		y6	27.58			243.79		65.34	0.42
		y2	22.44			223.20		59.82	0.37
	Y	x8	19.67	0.24	1.000	233.54	1.00	55.35	0.35
		x22	15.37			238.60		56.55	0.27
1	X	y13	9.89 [7.53]	0.26 [0.24]	1.000	7.04 [7.08]	1.00	1.80 [1.70]	※5.49 [4.42]
		y12	15.85			30.09 (67.06)		7.68 (17.11)	※2.06 (0.92)
		y11'	5.15 [3.92]			77.79 [15.94]		19.84 [3.83]	※0.25 [1.02]
		y10'	2.53 [4.71]			108.27 [24.64]		27.61 [5.92]	※0.09 [0.79]
		y9	5.95			97.49 (78.70)		24.86 (20.07)	※0.23 (0.29)
		y8	12.74 (7.85) [2.74]			74.29 (17.42) [15.78]		18.95 (4.45) [3.79]	0.67 (1.76) [0.72]
		y7	16.53			79.31		20.23	0.81
		y6	19.83			231.63		59.07	0.33
		y3'	16.40			295.24		75.29	0.21
		y2	17.59			133.95		34.16	0.51
	Y	x1	10.85	0.26	1.000	33.52	1.00	8.85	1.22
		x3	9.05			89.47		23.63	0.38
		x8	14.14			108.36		28.61	0.49
		x9	8.06			88.01		23.24	0.34
		x10	14.09			239.10		63.13	0.22
		x17	12.66			244.36		64.52	0.19
		x18	14.08			189.88		50.13	0.28
		x22	23.11			142.39		37.60	0.61

鉛直構面の変形追従性の確認

()印は来賓室棟による評価、[]印は休憩室棟による評価を示す。

※印は「ゾーン」による値を優先するため採用しない。

階	方向	通り	一つの構面が終局耐力に達したときの鉛直構面の変形量 δ (m)	鉛直構面間 距離 L_i (m)	水平構面 変形角 θ	損傷限界変形角最小値	確認
2	X	y8	0.002782	2.735	1/89	1/30	OK
		y6	0.033627				
				7.282	1/223	1/30	OK
	Y	y2	0.066417	15.779	1/696	1/30	OK
		x8	0.022144				
1	X	x22	0.044824				
		y13	0.0001633	0.574	1/1679	1/30	OK
		y12	0.000505 (0.004112)	[1.212]	[1/64]	1/30	OK
				0.638	1/129 (1/110)	1/30	OK
		y11'	0.005465 [0.02800]	1.515	※1/24 [1/162]	1/30	※NG OK
		y10'	0.070095 [0.030171]	1.483 [2.700]	※1/23 (1/35) [1/267]	※1/30	※NG OK
		y9	0.004571 (0.037424)	1.217	1/409 (1/35)	1/30	OK
		y8	0.001595 (0.002196) 0.040296]	1.509	1/3346	1/30	OK
		y7	0.001144	1.226	1/662	1/30	OK
		y6	0.002997	4.572	1/857	1/30	OK
		y3'	0.008336	2.710	1/543	1/30	OK
		y2	0.003341				
	Y	x1	0.001558	2.730	1/410	1/30	OK
		x3	0.008229	4.554	1/2335	1/30	OK
		x8	0.006278	0.910	1/296	1/30	OK
		x9	0.009354	1.213	1/33	1/30	OK
		x10	0.046893	8.801	1/1096	1/30	OK
		x17	0.038857	1.213	1/56	1/30	OK
		x18	0.016884	3.642	1/409	1/30	OK
		x22	0.007960				

4-2. 保護に係る手続き関連

(1) 現状を変更しようとする場合の手続き

① 予め文化庁長官に届出を要する行為

保存修理等にあたって登録有形文化財（建造物）の現状を「文化財としての価値がある部分」の位置や形（形状・材質・色合いなど）を変える場合で、移築する場合や変更する範囲が「通常望見できる範囲」の4分の1を超える場合には、現状変更しようとする日の30日前までに届け出が必要となる。（法第64条、規則第14条、第15条、第16条の規定による）

なお、届出を行った現状変更の内容で、仮に文化財としての価値を損なう可能性があった場合、文化庁による指導、助言または勧告が行われる。

7. 保存修理等にとまなう復元的行為	復元的行為とは、当該文化財建造物の建設当初の姿、あるいは改変された後のある時期の姿に復原する行為である。 既存及び新たに発見された資料により、現状が復原年代の姿と明らかに異なっていることが判明した場合は、保存修理若しくは活用のための改修工事等に際し、復元的行為を行うことを検討する。
4. 保存管理、活用上の行為	保存管理、活用上の行為には、主に利用者の利便性、安全性確保のための内装の改修、設備改修、構造補強などがあげられる。当該文化財建造物は登録有形文化財（建造物）であるため、「通常望見できる範囲」の4分の1を超える変更がなければ届出の必要はないが、現在残されている内部意匠等にも文化財としての価値を見出す意見もあるため、改修等にあたっては、復元的行為も含め十分に検討したうえで実施する必要がある。

② 届出を要しない行為

7. 維持の措置（法第64条第1項ただし書、規則第17条第1項第1号の規定による）維持の措置としては、次のような行為が想定される。	ア) 登録有形文化財建造物の維持を目的とした行為で、登録当時の原状（登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状）の通常望見できる外観を損なう範囲が当該外観の4分の1以下である場合（移築の場合を除く。）や内装のみについて模様替えを行う場合。 イ) 雨漏りや壁のひび割れといった毀損の発生や拡大を防止するために工事等を実施する場合。 ウ) 文化財保護法以外の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合。 なお、維持の措置にかかる行為の場合、施工範囲が「通常望見できる範囲」の4分の1を超えても、現状と同じ材料・工法を用いるものについては、届出の必要がないものとされている。
4. 非常災害のための必要な応急措置（法第64条第1項ただし書、規則第17条第1項第3号の規定による）	非常災害に備えて事前に行う補強や改修行為、または非常災害後に復旧工事として実施するもの全てが該当する。 ただし、非常災害で甚大な範囲の破損等が発生した場合は毀損届を提出する必要がある。

(2) 保存に影響を及ぼす行為に係る手続き

建造物の現状に直接変更を加えるもの以外で、その行為によって災害や毀損のおそれが生じたり、構造耐力を弱めたりするなど、建造物の保存に影響を与える行為にあつては、必要に応じて三重県教育委員会及び文化庁と協議する。

(3) その他の手続き

① 管理に関する届出等

7. 管理責任者の選任 (法第60条第2項、規則第5条の規定による)	登録有形文化財の所有者は、文化財保護法及びこれに基づく文部科学省令に従い、登録有形文化財を管理しなければならないこととされている。(法第60条第1項) しかし、特別の事情があるときは、登録有形文化財の所有者は適当な者を管理責任者に選任することができることとしており、管理責任者を選任したときは、登録有形文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。
イ. 管理責任者の解任 (法第60条第4項及び第31条第3項、規則第6条の規定による)	特別の事情により選定した管理責任者を解任するときは、登録有形文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。
ウ. 所有者の変更(法第60条第4項並びに第32条第1項、規則第7条の規定による)	登録有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、かつ、旧所有者に対し交付された登録証を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。
エ. 管理責任者の変更 (法第60条第4項並びに第32条第2項、規則第8条の規定による)	登録有形文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、管理責任者を選定した時に行う届出を別途提出する必要はない。
オ. 所有者または管理責任者の氏名若しくは名称または住所変更(法第60条第4項並びに第32条第3項、規則第9条の規定による)	登録有形文化財の所有者または管理責任者は、その氏名若しくは名称または住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称または住所の変更が登録有形文化財の所有者に係るときは、届出の際登録証を添えなければならない。
カ. 所在場所の変更(移築)	ア) 届出が必要な場合(法第62条、規則第11条、第12条の規定による) a 予め届出が必要な場合 登録有形文化財の所在の場所を変更しようとする日の二十日前までに、登録証を添えて文化庁長官に届け出なければならない。 b 所在場所変更後に届出可能な場合 火災、震災等の災害に際し所在の場所を変更する場合、その他

	所在の場所を変更するについて緊急やむを得ない事由がある場合。 この場合の届出は、規則第11条第1号から第7号までに掲げる事項並びに所在の場所を変更した年月日及びその事由その他参考となるべき事項を記載した書面をもって、所在の場所を変更したのち二十日以内に行わなければならない。 イ) 届出を要しない場合（法第62条ただし書、規則第12条の規定による） a 法第64条第1項の規定による現状変更の届出を行ったうえで、現状変更のために所在の場所を変更しようとするとき。 b 法第62条の規定による所在場所変更の届出をして、所在の場所を変更した後、届出の書面に記載した移動場所へ移動するために所在の場所を変更しようとするとき。
ホ. 文化庁へ管理に関し技術的指導を求める場合（法第66条、規則第21条の規定による）	所有者の求めに応じて実施される。 なお、技術的な指導を受ける内容については、必要に応じて三重県教育委員会及び文化庁と協議する。

② 修理に関する届出等

7. 修理に関し技術的指導を求める場合（法第66条、規則第21条の規定による）の設置	所有者の求めに応じて実施される。 なお、技術的な指導を受ける内容については、必要に応じて三重県教育委員会及び文化庁と協議する。
4. 現状変更を伴う場合	(2)－①、②参照。

③ 滅失・毀損の届出等

（法第61条、規則第10条の規定による） 登録有形文化財建造物が、何らかの原因で破損・損傷してしまった場合は、所有者は、毀損の事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届出なければならない。 ただし、所有者の裁量で修理が可能な範囲で破損等の範囲が甚大なもの以外については、適宜判断する。

④ 計画の改訂手続きについて

7. 改訂手続きの原則	津市教育委員会は、今後の調査研究等の進展や社会情勢の変化（支所業務の今後の動向等）を踏まえ、必要に応じてこの計画の見直しを行う。 また、防災に係る部分については、機能や用途、管理体制の変更に応じて再検討し、見直すものとする。見直しに当たっては、文化庁並びに三重県教育委員会、その他関係機関と事前に協議を行うものとする。見直された計画は、三重県教育委員会を経由し、文化庁へ提出する。
--------------------	--

イ. 検討会議の開催の 設置	計画の見直しに当たり、計画の前提条件に及ぶ根本的な見直しを必要とする場合、津市教育委員会はその内容を検討するため学識経験者等から構成される検討会議を開催するものとする。 ただし、実務的（建造物の部分及び部位の保護基準等の変更など）な見直しの場合はその限りでない。
---------------------------	---